

第2期 富山県中山間地域創生総合戦略 (案)

令和8年2月

～目 次～

第1章 総合戦略策定の趣旨等

1	第2期総合戦略策定の趣旨	1
2	総合戦略の位置づけ	1
3	総合戦略の期間	1
4	中山間地域の定義	1

第2章 中山間地域の現状と課題

1	中山間地域の多面的機能	3
2	人口等	
(1)	人口の動向等	4
(2)	移住者の状況	6
(3)	関係人口	8
3	生活環境	
(1)	自然環境	9
(2)	地域交通	10
(3)	情報通信	12
(4)	医療・福祉	13
(5)	空き家	13
4	産業	
(1)	産業別就業状況	15
(2)	農業	15
(3)	林業	17
(4)	観光・商工業	18
5	住民等の意識	20

第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

1	住民主体の地域づくりの広がり	28
2	田園回帰の潮流	30
3	多様な働き方の浸透と新たなビジネスへの支援強化	32
4	新しい技術の進展	34
5	国等の動き	36

第4章 中山間地域施策の基本方針と総合戦略の目標

1	中山間地域の目指す姿	38
2	中山間地域施策推進のための基本方針	38
3	施策実現のための観点	39

第5章 総合戦略の具体的な展開

1 施策体系	40
2 具体的施策の展開	41

観点1：地域コミュニティの自治力強化、地域の保全

(1) 住民主体の地域づくり	41
(2) さらなる移住促進、関係人口の創出・拡大	43
(3) 魅力あふれる地域づくり	46
参考指標	49

観点2：地域の特性を活かした経済の活性化

(4) 地域の特性を活かしたビジネスの振興	51
(5) 中山間地農業の活性化	54
(6) 林業及び木材産業の活性化	57
(7) 鳥獣被害の防止等	59
参考指標	62

観点3：安全・安心な暮らしの確保

(8) 災害に強い地域づくり	64
(9) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	68
(10) 医療・福祉サービスの確保	70
参考指標	72

第6章 総合戦略の推進

1 多様な主体の連携による推進	74
2 推進体制と進捗管理	75

参考資料	77
------	----

第1章 総合戦略策定の趣旨等

1 第2期総合戦略策定の趣旨

本県の中山間地域は、県全体に対して面積7割超、人口約2割を占めており、県土の保全、水源の涵養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等について重要な役割を担い、県民生活および本県経済の安定に寄与しています。

その一方で、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえも危ぶまれています。

このような背景のもと、県では2019（平成31）年3月に「富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例」（以下「条例」という。）を制定、2021（令和2）年3月には「中山間地域創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、中山間地域の総合的な対策に取り組んできたところです。

これまでの取組により、住民が主体となり、地域おこし協力隊や移住者等も巻き込んだ地域づくりの取組が広がりを見せるなど、成果は着実に表れてきています。しかし、コロナ禍を経て、激甚化する自然災害、令和6年能登半島地震、人口減少など、本県を取り巻く社会経済情勢は、総合戦略策定時から大きく変化するとともに、デジタル化・DX（デジタル・トランスフォーメーション）が加速する中、新たな課題への対応が求められています。

特に、県全体に先駆けて人口減少・高齢化が進行する中山間地域においては、人口減少の緩和を図りながらも、人口減少社会に適応した地域づくりが急務となっています。

このため、2025（令和7）年度を始期とする第2期総合戦略を新たに策定し、中山間地域における持続可能な地域社会の形成に向けた取組を強力に推進していきます。

2 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、条例第6条に基づく戦略です。

また、富山県総合計画（2025（令和7）年12月策定）及び分野別個別計画・プランと一体的に推進することにより、中山間地域施策を総合的かつ計画的に展開します。

3 総合戦略の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 中山間地域の定義

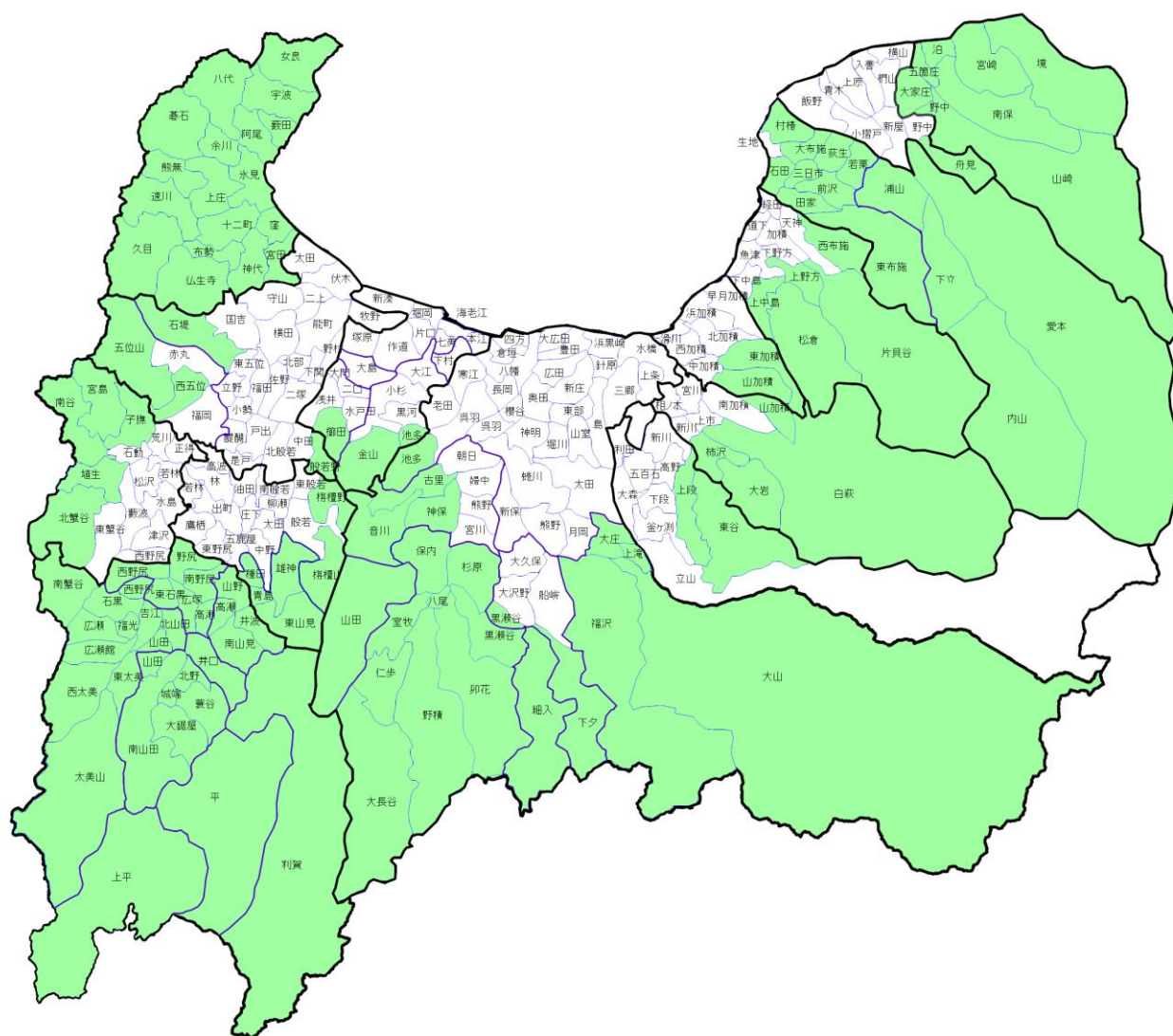
総合戦略における「中山間地域」とは、条例第2条に規定する次の区域

- （1）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- （2）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施

地域として指定された区域

- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

■中山間地域の区域図（2025（令和7）年4月時点）



※旧旧市町村界は、農林統計上の区分

※国土交通省国土政策局「国土数値情報（行政区域データ）」をもとに県が編集・加工

第2章 中山間地域の現状と課題

1 中山間地域の多面的機能

県土の7割超を占める中山間地域は、木材生産や農産物の供給など生産活動の場としてだけでなく、多面的な機能を有し、県民の生活基盤を支える重要な役割を果たしています。

なかでも森林は、中山間地域の重要な資源であり、土砂災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など多岐にわたる機能を通じて、中山間地域のみならず、**流域全体の住民の**生活環境に大きな恩恵をもたらしています。

また、中山間地域を含めた農業・農村は、農業生産活動を通じた県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、美しい郷土景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。特に、山間地の棚田は、降雨時の土壌侵食や崩落を防ぐ機能も有し、水田に貯水することにより川への土砂の流出を抑えるなど土砂災害の防止にも貢献しています。

しかし近年、中山間地域では人口減少や高齢化が進み、集落機能の維持に支障を来す事態も生じています。多くの農村集落で戸数が減少し、国の調査では特に9戸以下の小規模集落では農地の保全や用排水路の管理等の集落の共同活動の実施率が急激に低下する傾向にあり、本県の中山間地は、全国に比べてもこの規模の集落の割合が高い状況にあります。集落機能の低下は、県土保全、災害防止機能を衰退させ、土砂災害や洪水等の発生頻度を高めるとともに、荒廃農地の増大により食料の安定供給にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

これらの課題に対応するには、一人ひとりが中山間地域の保全・維持を自分ごととして捉え、森林や農村の整備ボランティアなど具体的な活動に参加することが不可欠です。中山間地域の役割への理解を深め、協力して取組を進めていくことは、県全域の安全と豊かさを守ることに繋がります。

■森林・農村農業ボランティアの活動の様子



森林ボランティアの活動



農村ボランティアによる
用水路の清掃
(とやま農業・農村サポーター)



ぶどう生産組合と
地元高校生の連携
(中山間地域保全パートナー
シップ推進事業)

2 人口等

(1) 人口の動向等

①人口の動向

富山県の人口は、1998（平成 10）年の 112 万 6 千人をピークに減少傾向にあり、全国より約 10 年早く人口減少が始まっています。また、高齢化も全国を上回るスピードで進行しており、2020（令和 2）年の 65 歳以上人口（以下「老年人口」という）の割合は、全国の 28.6%に対して、本県では 32.6%となっています。一方、労働力を支える 15～64 歳人口（以下「生産年齢人口」という）は、全国を上回るスピードで減少しており、2020（令和 2）年の老年従属人口指数（老年人口／生産年齢人口）¹は 58.6 です。これは現役世代 100 人で高齢者 58 人を支えることを意味します。

出生数も減少傾向が続いており、1972（昭和 47）年の第 2 次ベビーブームでは 1 万 8,975 人でしたが、2023（令和 5）年は 5,512 人と、約 3 分の 1 になっています。

また、本県の社会移動数（転入数、転出数）は、他県と比べて低いものの、年齢別では「15～19 歳」「20～24 歳」の若い世代で転出超過が続いています。

なお、2025（令和 7）年 4 月 1 日現在の本県の推計人口は 98 万 9,474 人です。

中山間地域においては、県全体よりも早いスピードで人口減少、高齢化が進行しています。2010（平成 22）年から 2020（令和 2）年の人口の減少率は県全体が約 5 %であるのに対し、中山間地域は約 13%です。また、2020（令和 2）年の老年人口割合は 37.5%、老年従属人口指数は 72.0（現役世代 100 人で高齢者 72 人を支える）となっています。

②人口の将来推計

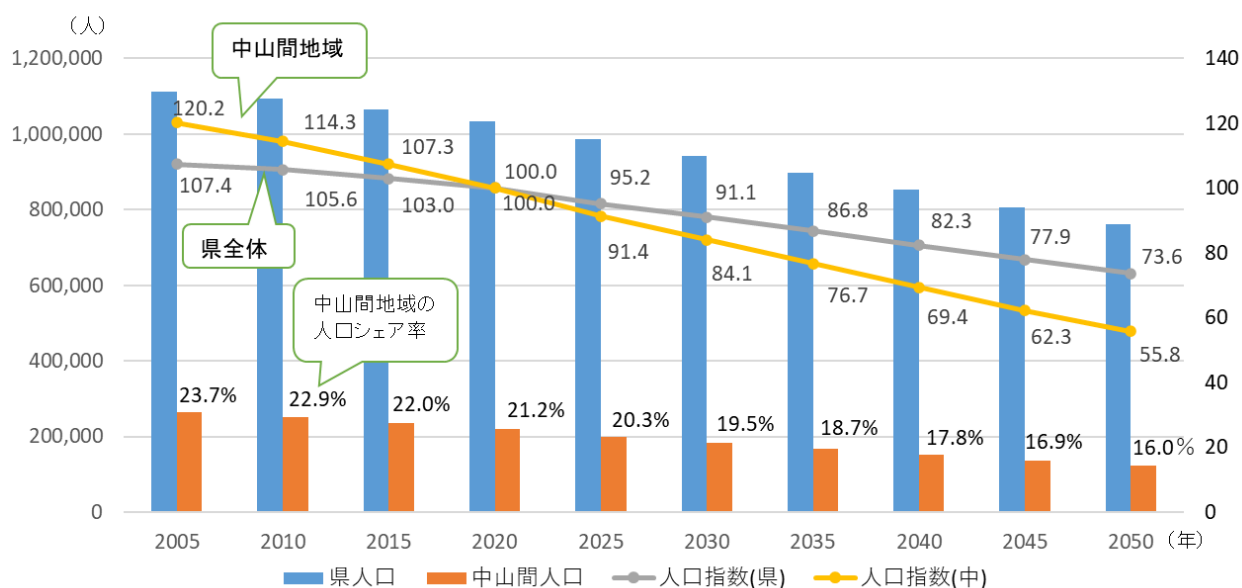
国立社会保障・人口問題研究所によると、本県の将来の推計人口は 2050（令和 32）年には約 76 万 2 千人まで減少し、2020（令和 2）年と比べて約 26%減少すると見込まれています。年齢 3 区分別人口割合は、年少人口が 9.1%、生産年齢人口が 49.5%、老年人口は 41.4%の見込みです。

中山間地域においては、2050（令和 32）年の人口は 2020（令和 2）年比で約 44%減少する見通しです。また、年齢 3 区分別人口割合は、年少人口 7.6%、生産年齢人口 43.7%、老年人口 48.7%と推計されており、引き続き県全体よりも早いスピードで人口減少、高齢化が進展すると考えられています。

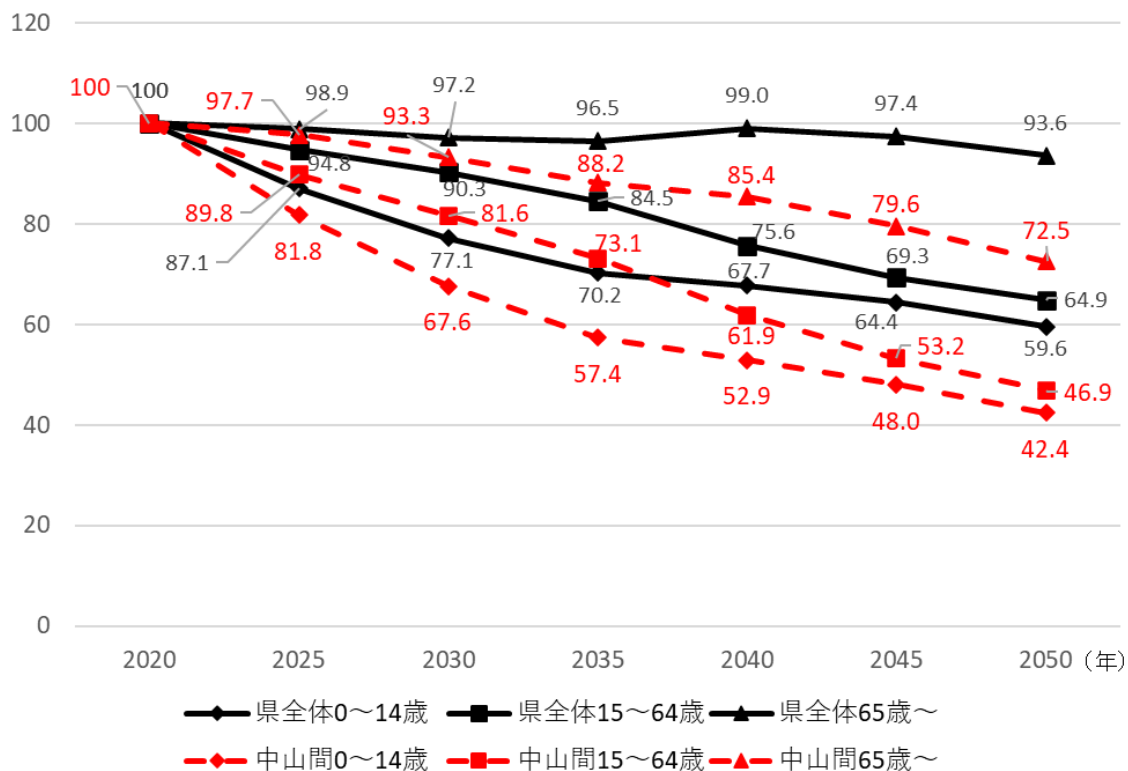
中山間地域では、老年人口割合が年々増え、2045（令和 27）年頃には生産年齢人口割合を上回る見込みの一方、老年人口の実数は 2020（令和 2）年頃から微減・減少傾向になる見通しです。

¹ 老年従属人口指数：生産年齢人口（15～64 歳人口）100 人に対する老年人口（65 歳以上人口）
（現役世代 100 人で高齢者何人を支えるか）

■人口の将来推計

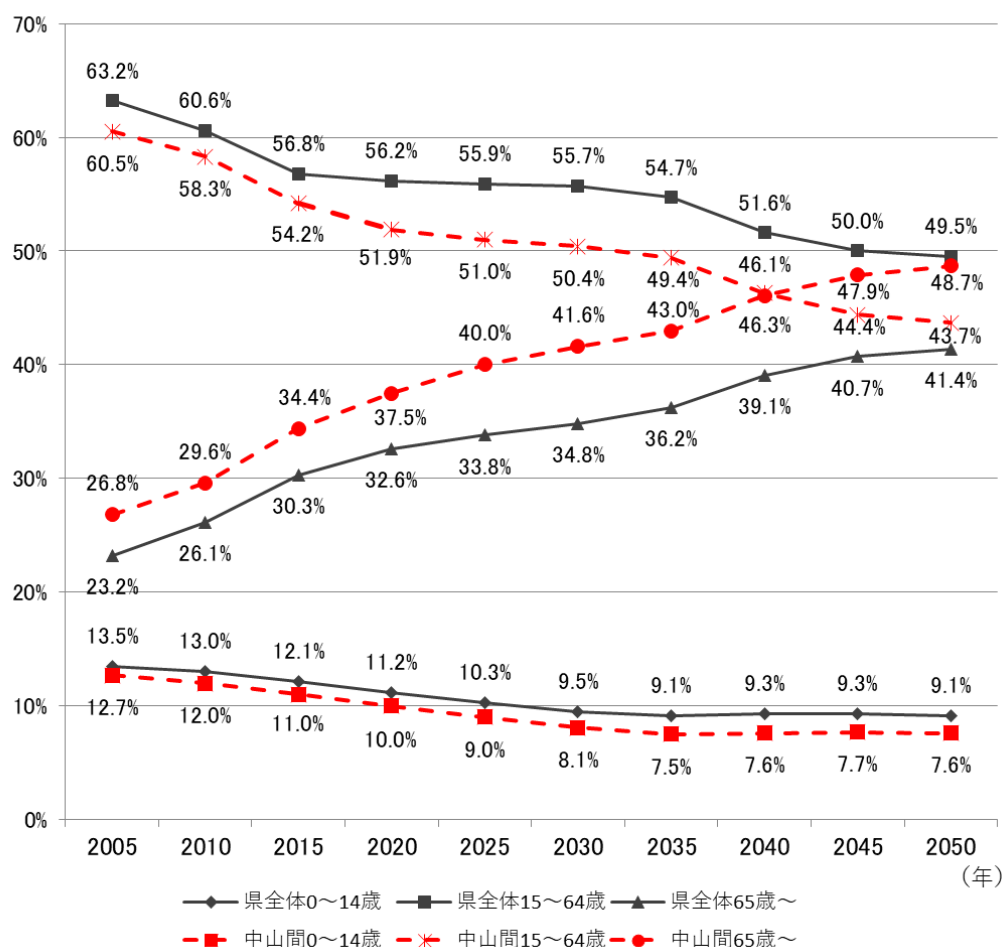


■年齢3区分別推計人口の指数（2020年=100とした場合）



資料：国勢調査の町丁・字等別統計及び国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をもとに、2020年農林業センサスの農業集落別に2050年までの男女・年齢別人口を取りまとめた農林水産省データより県中山間地域支援・移住促進課において作成

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査の町丁・字等別統計及び国立社会保障・人口問題研究所の公表する「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」をもとに、2020年農林業センサスの農業集落別に2050年までの男女・年齢別人口を取りまとめた農林水産省データより県中山間地域支援・移住促進課において作成

（２）移住者の状況

県外から本県への移住者は年々増加しており、県・市町村の移住相談窓口等を通じた県外からの移住者数は2019（令和元）年から2023（令和5）年までの累計で4,000人を超えています。2024（令和6）年の移住者数は、902人で、世帯主の年代では20～40代が全体の約7割を占めています。

若者世代、現役世代に移住先として選ばれることは、社会動態²の均衡を図っていく上でも効果的であることに加え、こうした世代が本県に定住して家族を形成していくことは自然動態³にも一定の影響をもたらすものといえます。また、移住者数の増加は、労働力確保や消費者の増加などの経済面にとどまらず、県民にとって、富山で暮らす魅力を再認識するきっかけや、地域に新たな活力をもたらすチャンスにもつながります。

² 社会動態：転入者数－転出者数

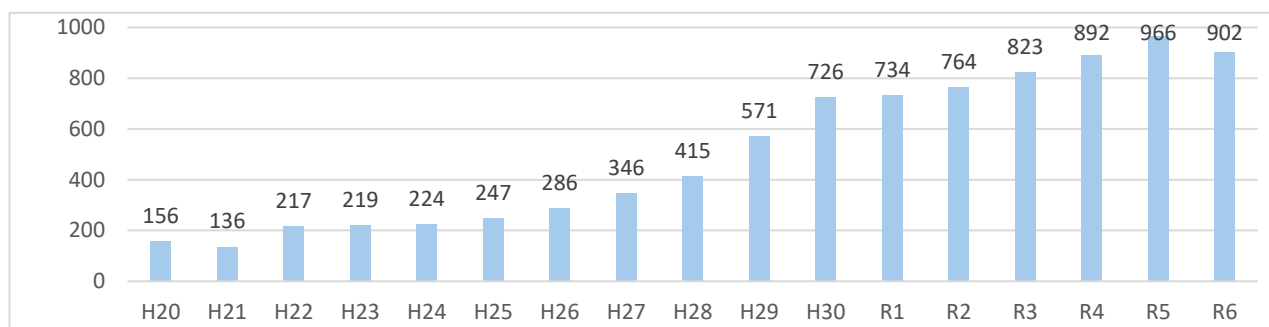
³ 自然動態：出生者数－死亡者数

2024（令和6）年3月の県内高等学校卒業者のうち大学等進学率は58.4%で、全国19位でした。県では、県外大学等卒業者のUターン就職促進に積極的に取り組んできた結果、県内出身の県外大学等卒業者のUターン就職率は概ね6割程度で推移しています。

また、直近の県内大学卒業生の就職状況を見ると、県内出身者の県内就職率は約8割と高い一方、県外出身者の県内就職率は約2割と低い状況にあります。

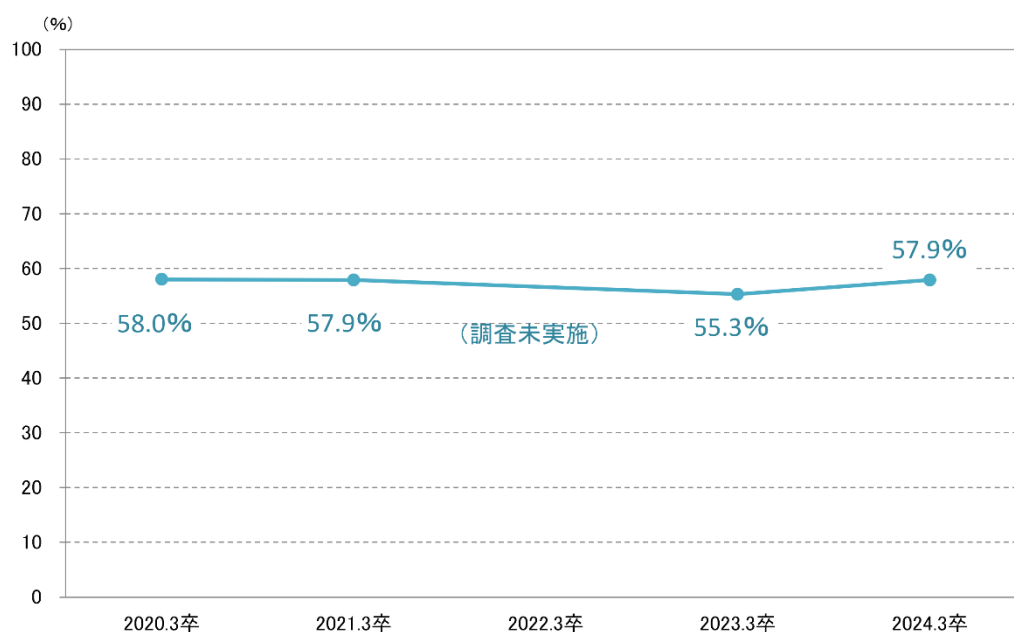
若者世代に向けた就職機会の確保、結婚や出産・子育てに係るサポート環境を充実し、引き続き中山間地域をはじめ、県内へのU I Jターンを促進していく必要があります。

■県、市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数（学生Uターン除く）（県全体）



資料：県中山間地域支援・移住促進課調べ

■県内出身の県外大学等卒業者のUターン就職率（県全体）



資料：県人材確保推進課調べ

（３）関係人口

県では、人口減少が進む中においても、富山県総合計画の基本理念である「幸せ人口 1000 万～ウェルビーイング先進地域、富山～」の実現に向け、関係人口の拡大・創出に積極的に取り組んでいます。

「関係人口」とは単に観光のためだけに来た交流人口とは違い、地域で何らかの活動に継続的に関わる人のことです。最初から関係人口として継続的に地域に関わる意図で来県する人は稀で、むしろ何らかのきっかけで訪れた人が、リピーターになり地域との接触機会を増やすうちに、段階的に関係人口化していくと推定されます。国土交通省の調査⁴では、全国の 18 歳以上の 2 割強が何らかの関係人口に該当すると報告されており、近年では、都市部と地方にそれぞれ生活拠点を持つ「二地域居住」と呼ばれる新しいライフスタイルにも注目が集まっています。

県内の人口が減少するなか、関係人口は、地域の担い手の確保につながるとともに、地域住民との交流によってイノベーション⁵や新たな価値の創出にもつながり、それが定住人口減少の抑制や地域の魅力向上にも寄与します。地域の魅力が高まり、関わりしろが広がることで、関係人口の更なる拡大・深化が期待できます。関係人口の拡大・深化は、定住人口の減少を抑制する好循環を生み出します。

中山間地域には地理、産業、歴史に根付いたその地域ならではの文化や豊かな自然、美しい農村景観、温かなコミュニティなど、都市部では得難い多くの魅力があります。まずは地域外の人にとって「訪れたい」と思える魅力をきちんと把握し、その強みをさらに伸ばしながら、多様な人々を受け入れやすい環境を整えていくことが重要です。

さらに、住民自身が「自分たちの地域をどうしたいのか」「どんな人たちと、どのような形でつながりたいか」といったビジョンや価値観を住民同士で話し合い、共通認識を持つことが不可欠です。地域の本音や希望を整理することで、地域が発信するメッセージがより具体的で共感を呼ぶものになり、都市部や外部の人にも伝わりやすくなります。また、自分たちの思いを持って外部とつながることで、地域にとっても新しい発見や成長の機会となり、持続可能な協働と活性化が実現できます。

⁴ 国土交通省「地域との関わりについてのアンケート」調査

⁵ イノベーション：革新、変革

3 生活環境

(1) 自然環境

①自然環境

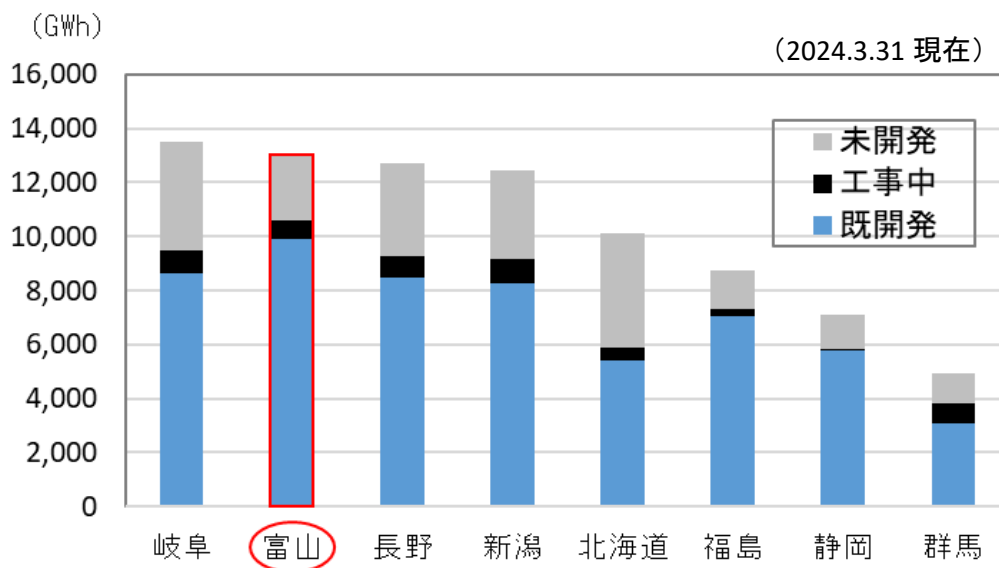
本県の中山間地域は、北アルプスなどの山岳地帯に接し、富山平野の外縁部から山間地に至る広い地域で、県土面積の7割超を占めています。この地域は河川の上流域又は中流域で傾斜地も多く、住民に農産物や水資源等の供給を通じ恩恵をもたらしています。

また、立山連峰等の標高3,000m級の山岳地帯から水深1,000mを超える富山湾、環境省の「名水百選」及び「平成の名水百選」に全国最多の8か所が選定される清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。

本県では、この豊かな自然を活かした地熱、水力、バイオマスエネルギー⁶などの再生可能エネルギー源の活用が取組も進んでいるところです。

一方で、急峻な山々や急流河川等の険しい地形、脆弱な地質、冬期の積雪等により、土砂災害や雪崩による被害が発生しています。近年は気候変動の影響による水害・土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されており、安全で安心な暮らしを守るためにも、災害に強い地域づくりが求められています。

■都道府県別包蔵水力（上位8都道府県）



資料：資源エネルギー庁ホームページ

②鳥獣被害の状況

本県には多様な鳥獣が生息しており、その自然環境は将来にわたって保全していく必要があります。しかしながら、中山間地域で人口減少・高齢化が進み、人の活動が縮小していくなかで、鳥獣によっては、農林水産業や生活環境、生態系への被害がより深刻

⁶ バイオマスエネルギー：生活や産業活動で発生する様々な生物由来の廃棄物などを有効活用し、エネルギー源としたもの

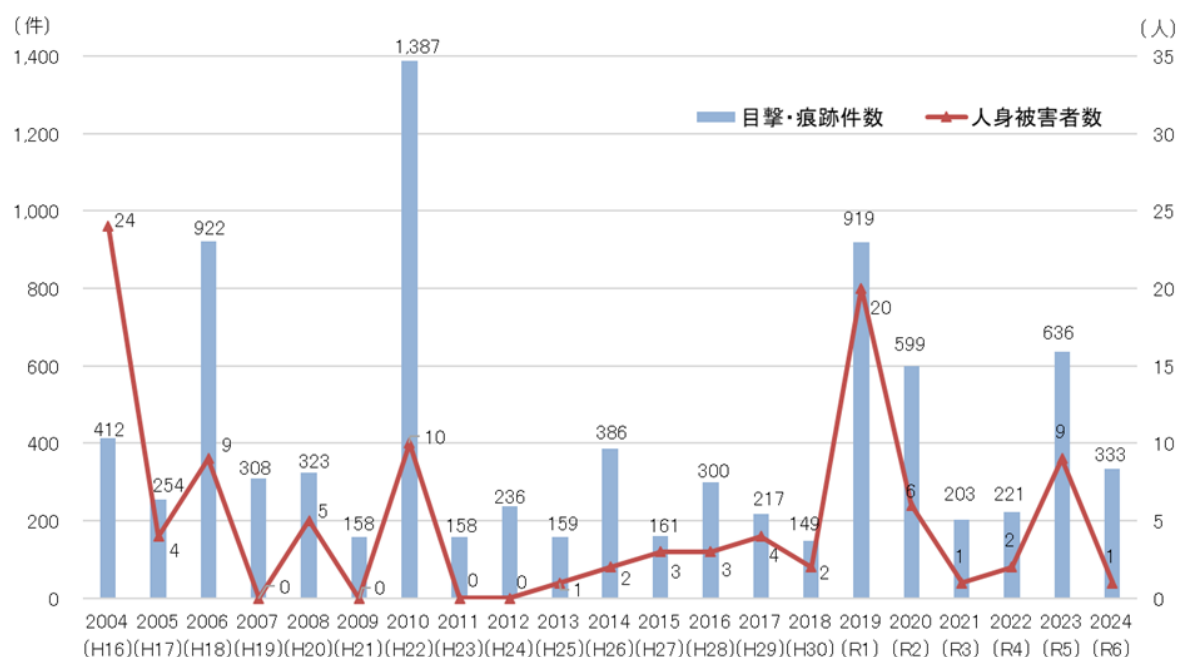
になっています。そのため、これらの鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による鳥獣の保護及び管理の一層の推進が必要となっています。

2024（令和6）年度の野生鳥獣による農作物被害額は4,534万円となっており、特に、ニホンジカやイノシシ等においては、急速な生息数の増加や分布域の拡大により、農林業や生活環境、生態系への深刻な影響が続いています。

ニホンザルの農作物被害額は100～300万円台で推移していますが、家庭菜園や家屋への被害、人への威嚇等が問題になっています。近年、県東部のこれまで出沒したことのない地域で生活環境被害等を与える事例が見受けられるほか、県西部の一部地域においても群れで行動する姿が目撃される等、生息域の拡大が懸念されています。

また、ツキノワグマについては、死亡事故を含め多数の人身被害が発生し、ツキノワグマと人との軋轢が大きな社会問題となっており、適切な管理対策の実施が急務となっています。

■ ツキノワグマ目撃・痕跡件数及び人身被害者数（県全体）



資料：県自然保護課調べ

（２）地域交通

鉄軌道、バス、タクシー等の地域交通は、高齢者など交通弱者にとってのセーフティネットであるだけでなく、地域の観光や商業、福祉、子育て、教育等、様々な分野の振興を移動の面から支え、人と人との交流を生み出す、県民にとって欠かせないサービスです。

本県では市町村間等を移動する交通手段としては、「鉄軌道」、「路線バス」があり、特に鉄道は、全市町村に駅があります。各市町村内を移動する手段としては、「路線バス」

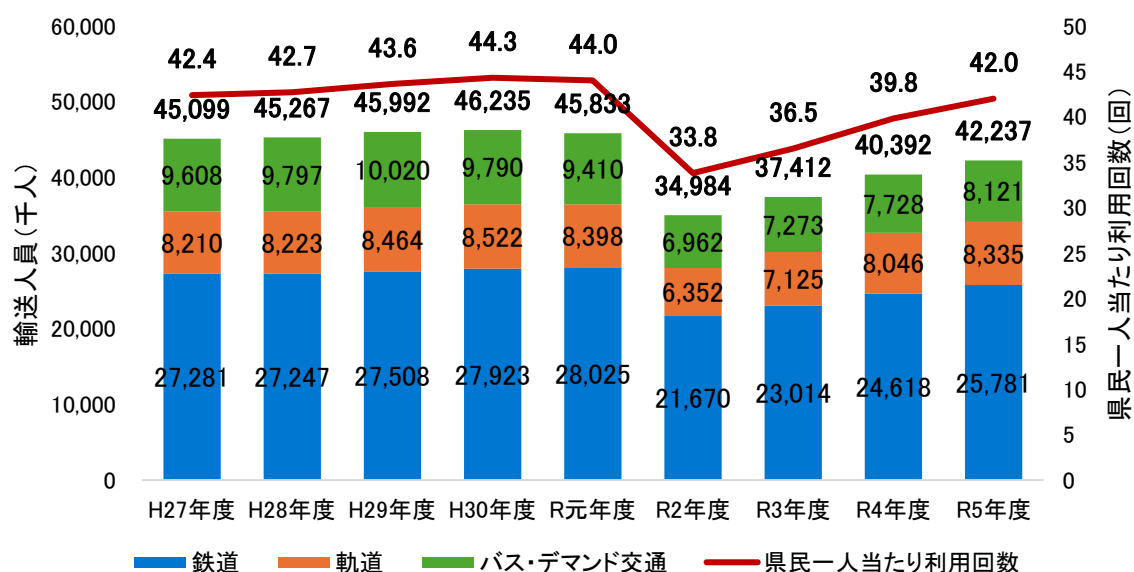
「公営バス」「コミュニティバス」や「デマンドタクシー⁷」などがあります。さらに、地域住民が自らドライバーを担い、自家用車で乗客を運ぶ「自家用有償旅客運送制度⁸」を活用した取組も行われています。

一方で、本県の自家用乗用車の世帯当たり台数は全国2位⁹と高く、県民一人当たりの地域交通の利用回数は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、2020（令和2）年度に大幅に減少しました。高齢者（65歳以上）の免許返納数は2019（令和元）年までは増加傾向¹⁰にありましたが、地域交通の利用が大きく減少した2020（令和2）年以降は減少しており、高齢ドライバーの割合は全国平均を上回って推移¹¹しています。

県では、将来にわたって持続可能な地域交通サービスを確保するため、2024（令和6）年2月に「富山県地域交通戦略」を策定しました。この戦略では、富山県の地域交通ネットワークの目指すべき姿として「鉄軌道サービスの利便性・快適性向上」「結節点となる駅の機能強化」「地域内のモビリティサービスの確保」「ネットワーク内のサービスの統合・進化」を掲げています。

地域交通をとりまく環境は、人口減少・少子高齢化の進展や担い手不足により、厳しさを増しています。地域の活力・魅力や住民のウェルビーイングの向上をもたらす持続可能な地域交通サービスの確保が求められています。

■地域交通の利用状況（県全体）



資料：鉄道、軌道/北陸信越運輸局提供データより（北陸新幹線、黒部峡谷鉄道を除く県内の鉄道、軌道の輸送人員）
バス・デマンド交通/富山運輸支局提供データより（立山黒部貫光を除く県内の一般乗合旅客自動車運送事業、自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の輸送人員）
人口/富山県人口移動調査結果（各年度10月1日時点）

⁷ デマンドタクシー：利用者からの予約（＝デマンド）に応じて運行する乗合型のタクシー

⁸ 自家用有償旅客運送制度：自家用車である車両を一定の条件下で有償輸送に使うことを国が特例として認めた制度

⁹ 自家用乗用車保有状況：北陸信越運輸局「全国都道府県別自動車保有車両数調」

¹⁰ 高齢者の運転免許返納数：警察庁「運転免許統計」より

¹¹ 高齢者の運転免許保有者の割合：警察庁「運転免許統計」より

(3) 情報通信

デジタル技術の目覚ましい進歩に伴い、様々な分野でデジタル化が進展し、社会経済は大きく変化しています。新型コロナウイルスの影響で、テレワーク¹²やウェブ会議が一般的になったことも、デジタル化の進展を後押ししています。デジタル技術は、私たちの暮らしを便利で豊かにするだけでなく、様々な社会課題を解決するツールとして不可欠なものとなっています。

本県では、全国に先駆けて官民一体によるケーブルテレビ(CATV)網の整備を推進し、超高速ブロードバンド¹³整備(下り 300Mbps 以上)について、世帯カバー率 100%を達成しています。

一方、光ファイバー回線(FTTH)による超高速ブロードバンド整備については、民間事業者の整備は採算のとれる市街地を中心に進められ、中山間地域や農山村地域では、整備の目途が立たない地域が存在しました。このため、災害時における情報伝達手段の確保だけでなく、第 5 世代移動通信システム(5G)¹⁴の基地局整備等に必須となる大容量のデータ伝送が可能な通信回線の確保といった観点からも、県内全域をカバーする CATV の FTTH 化が課題でしたが、県独自の補助制度を創設し、市町村と連携して CATV の FTTH 化を進めた結果、2021(令和 3)年度末に世帯カバー率 100%を達成しました。

また、本県における携帯電話のサービスエリアの人口カバー率は 99.9%、2020(令和 2)年春から商用サービスが開始された 5G の人口カバー率は 2023(令和 5)年度末で 98.9%となっています。引き続き、携帯電話等の山間部等における不感地域の解消を図るため、基地局等の整備を促進し、サービス提供エリアを拡大していく必要があります。

ICT¹⁵や急速かつ飛躍的に進展する AI¹⁶などデジタル技術の活用は、人口減少が進む中山間地域において様々な課題を解決する上で極めて有効な手段となり得ます。一方で、住民が安心してデジタル技術を利用できるよう、情報活用能力や情報モラルの向上、デジタル格差(デジタルデバイド)の解消、情報セキュリティ対策、プライバシー保護、有害情報への対策といった安心・安全なデジタル環境づくりも重要です。

今後も、都市部と中山間地域の間で情報通信環境に差が生まれないよう、基盤整備やデジタルの活用にしっかり取り組んでいく必要があります。

¹² テレワーク：情報通信技術を活用して、所属するオフィスから離れた場所で仕事を行う働き方

¹³ 超高速ブロードバンド：従来のダイヤルアップ接続や ISDN と比べてはるかに広帯域で高速なインターネット通信を提供するブロードバンド回線のうち、下り(ダウンロード)・上り(アップロード)のいずれも 30Mbps 以上の速度を満たすもの

¹⁴ 第 5 世代移動通信システム(5G)：5th Generation Mobile Communication System。国際電気通信連合が定める「IMT-2020」要件を満たす無線通信規格で、4G(LTE)の次世代となるモバイルネットワーク。高速・大容量通信だけでなく、膨大な端末の同時接続や超低遅延通信などを特徴に、IoT 社会や DX の基盤インフラとして位置づけられている。

¹⁵ ICT：Information and Communication Technology。情報通信技術。情報を生成・保存・処理し、通信でやり取りするためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、サービス全般の総称

¹⁶ AI：Artificial Intelligence。人工知能。コンピュータが「知的」とみなされるタスク(学習・推論・認識・判断・生成など)を人間の代わりに実行できるようにする技術・研究分野

（４）医療・福祉

中山間地域のなかには、無医地区¹⁷や無医地区に準ずる地区¹⁸が存在しますが、へき地医療拠点病院による巡回診療が行われている地域もあり、南砺市の上平、平、利賀地域にはへき地診療所が設置されています。在宅医療・介護連携については、その円滑な連携を推進するため ICT 情報共有ツールの導入が進められています。また、救急医療については、必要に応じてドクターヘリ等を活用し、傷病者を受入れ先の病院等へ搬送しています。

高齢者福祉については、2040（令和 22）年に向けて医療・介護の複合ニーズを有する 85 歳以上人口の増加が見込まれることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療サービス、介護サービス、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。県内の市町村では、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

今後、高齢化の進展に伴い医療・介護需要は増大していきます。一方で年少人口、生産年齢人口は減少しており、医療・介護人材の不足は今以上に深刻化していくと考えられます。今後も質の高い医療・介護福祉サービスを提供するため、新たな体制の構築が重要な課題となっています。

（５）空き家

全国的に人口減少や高齢化、社会的ニーズや産業構造の変化等が影響し、空き家が増えています。本県でも、1963（昭和 38）年から一貫して空き家の増加が続き、2023（令和 5）年には総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 14.7%となっています。富山県の空き家は過去 10 年間で 13,500 戸増加しており、さらに人口減少や高齢化が進むことで、今後も空き家の増加が懸念されます。

空き家の増加とともに、管理が適切に行われず老朽化が進んだ空き家が発生し、地域の防災や防犯、公衆衛生、景観などが悪化し、住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。とりわけ、都市部への人口流出が進んだ中山間地域では、高齢となった居住者の転出や遠方の親族による相続等により、住宅として維持する必要性が希薄化し、適切に管理されない空き家が増えやすい状況にあります。

一方で、適切に管理された空き家は、移住者の住まいとしての利用や中山間地域の生

¹⁷ 無医地区：原則として医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点としておおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であり、かつ容易に医療機関を利用することができない地区

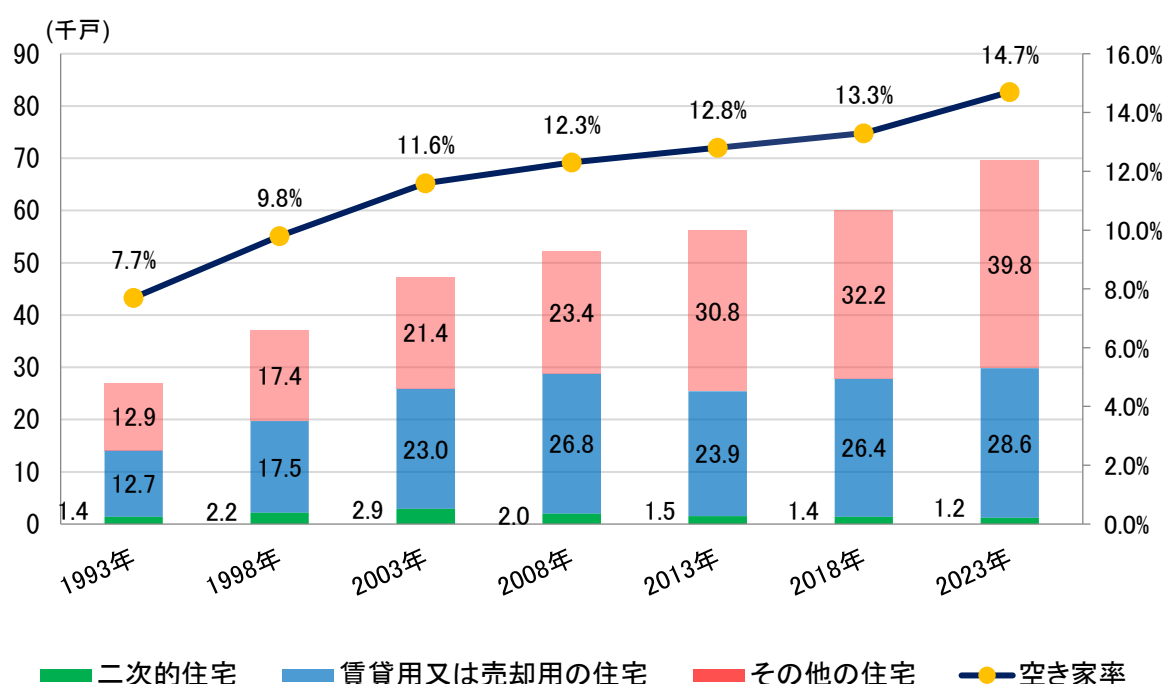
¹⁸ 無医地区に準ずる地区：人口が 50 人に達しないなど無医地区には該当しないが、巡回診療などにより、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区

活体験等を提供する交流施設、コワーキングスペース¹⁹、サテライトオフィス²⁰など様々な用途で活用できる可能性があります。

そのため、空き家の問題に対する所有者や地域住民の意識を高め、適切な管理や改修、除却などを進めるとともに、空き家を活用して定住・交流人口を増やすなど中山間地域の活性化にも取り組む必要があります。

県では、県、市町村、関係団体等が連携協力し空き家対策が継続的に推進されるよう、「富山県空き家対策官民連携協議会」を設置し、先進的な取組の情報共有など市町村や関係団体と連携した空き家対策を推進しています。

■本県における空き家数の推移（県全体）



二次的住宅: 別荘及びその他(たまに寝泊りする人がいる住宅)
 賃貸用又は売却用の住宅: 新築、中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅
 その他の住宅: 上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅

資料: 住宅・土地統計調査(総務省)

¹⁹ コワーキングスペース: 複数の利用者や複数企業が「共用ワークプレイス」を時間貸し・月額会員制で利用する施設

²⁰ サテライトオフィス: 企業本社・主要拠点から離れた場所に「衛星(サテライト)のように点在」させる小規模オフィス

4 産業

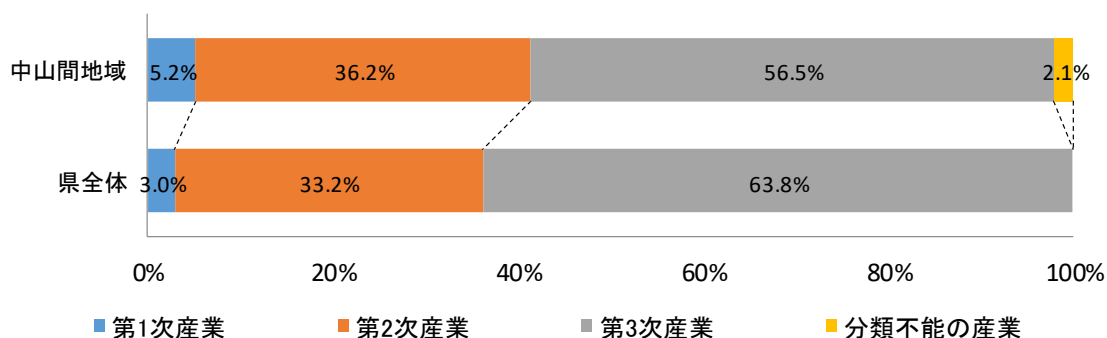
(1) 産業別就業状況

全国における産業別就業者割合は、2020（令和2）年では第1次産業 3.2%、第2次産業 23.4%、第3次産業 73.4%です。富山県全体では第1次産業 3.0%、第2次産業 33.2%、第3次産業 63.8%に対し、中山間地域では第1次産業 5.2%、第2次産業 36.2%、第3次産業 56.5%となっています。

中山間地域は全国及び県全体に比べ第1次産業に従事する人の割合が高いですが、第2次産業や第3次産業に従事する人の割合が9割以上を占めており、様々な産業で働く人たちが住んでいることがわかります。

今後、中山間地域において生産年齢人口の減少を緩和するには、多様な産業で働く機会を確保することが大切です。そのため、産業の活性化や新しい事業の立ち上げ（起業）を進める必要があります。

■産業別就業者割合（2020年）



第1次産業・・・「農業、林業」、「漁業」

第2次産業・・・「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」

第3次産業・・・「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「公務（他に分類されるものを除く）」

資料：県全体/総務省「令和2年国勢調査」（不詳補完値）、中山間地域/国勢調査の町丁・字等別統計をもとに、2020年農林業センサスの農業集落別に産業分類別就業者数を取りまとめた農林水産省データより県中山間地域支援・移住促進課が作成

(2) 農業

本県の経営耕地面積²¹約4万9千haのうち約4割が中山間地域にあります。また、県内の総農家数²²約1万7千戸のうち約4割が中山間地域にあり、中山間地域は県の農業生産にとって重要な役割を果たしています。

²¹ 経営耕地面積：農林水産省「2020年農林業センサス」

²² 総農家数：農林水産省「2020年農林業センサス」

中山間地域は平地と比べ、ほ場の区画が小さいことや畦畔が大きく勾配が急であることなどの地形条件の不利性に加え、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、農業用排水路や農道における草刈りなどの維持管理といった集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されています。そのため必要な維持管理がされていない箇所もあり、これらの農業施設の機能低下が懸念されています。こうした状況を改善するため、中山間地域等直接支払制度²³や多面的機能支払制度²⁴等を活用し、集落ぐるみの農用地、農業農水、里山などの保全管理や特産品づくりなど、中山間地域農業の維持・発展や地域の活性化に取り組んでいます。

また、経営を合理化する集落営農²⁵の一部では、主食用米に加え、野菜や花きなどを導入した複合化や、6次産業化²⁶・高付加価値化、ICTやロボット技術を活用したスマート農業の導入など、所得の向上に意欲的にチャレンジする動きも出てきています。

さらに、野生鳥獣による農作物の被害額は被害防止対策の推進により2019（令和元）年までの約1億円から2024（令和6）年度は4,534万円まで減少しています。

一方で、農林水産業では他の産業に比べ就業者の減少や高齢化が顕著となっています。本県の就業人口は2010（平成22）年から2020（令和2）年の10年間で約3%減少しました。このうち、農業分野の基幹的農業従事者数は、同じ時期で約32%減少し、その平均年齢は2025（令和7）年で70.9歳と全国平均67.6歳より高齢化が進んでいます。

世界では人口増加により食料需要が増加する一方、気候変動による異常気象の頻発化等により、食料生産・供給は不安定化しています。引き続き食料の安定供給と県土の保全等の多面的役割、すなわち県民の「いのち」と「くらし」を支える中山間地域の農業や農村の維持・活性化に向け、スマート農業の更なる活用等による生産性の向上、多様な担い手の確保・育成、地域コミュニティの強化などにしっかり取り組んでいく必要があります。

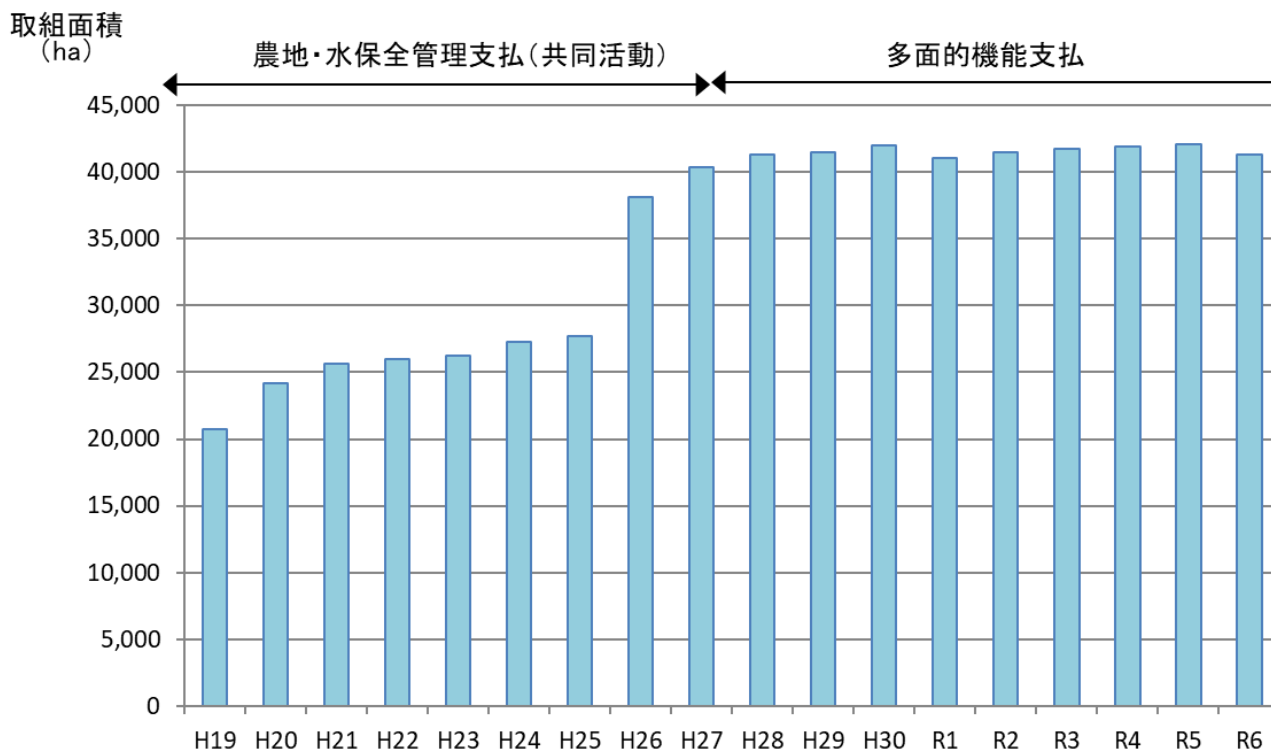
²³ 中山間地域等直接支払制度：中山間地域等において、耕作放棄の発生防止や鳥獣被害防止、農業機械の共同利用など集落ぐるみで農業生産活動を維持する活動等を支援する制度

²⁴ 多面的機能支払制度：集落ぐるみでの草刈りや江ざらいなどの農地・水路・農道等の保全活動や補修、景観作物の植栽などの活動を支援する制度

²⁵ 集落営農：1つ（または複数）の集落が農地・労力・農業機械などの経営資源を持ち寄り、共同で農作業や販売を行う地域ぐるみの経営体（任意組織または法人）

²⁶ 6次産業化：農林漁業者等が農林水産物の生産及びその加工や販売を一体的に行う取組

■多面的機能支払交付金（農地維持支払）の取組状況



資料：県農村振興課調べ

（３）林業

県土の３分の２を占める「とやまの森」は、木材の供給を始めとした県民の大切な財産であるとともに、気候変動対策やSDGs²⁷達成、災害防止や水源涵養、生物多様性の保全など、社会的にもその機能の重要性が一層高まっています。一方、人口減少社会においては、林業分野においても人材の確保・育成が喫緊の課題になるとともに、森林や木材に関わる「関係人口」の拡大も求められています。

このため、県においては、本県の森林・林業・木材産業の目標や目指す姿とその実現に必要な施策を示す「富山県森林・林業振興計画」（2024（令和6）年10月～2031（令和13）年度）を策定し、計画的な森づくりを進めています。

この計画では、県内のスギを中心とした人工林の９割が、40年生以上となり、建築用材に適した利用期を迎えていることから、スギ人工林の伐採や植え替えなど、これまでの間伐中心の施業から主伐へシフトし、森林循環を加速化させ、富山の豊かな森を守り育て、林業・木材産業の成長産業化を一層推進し、カーボンニュートラルや花粉症対策への貢献と県民のウェルビーイング向上を目指すこととしています。

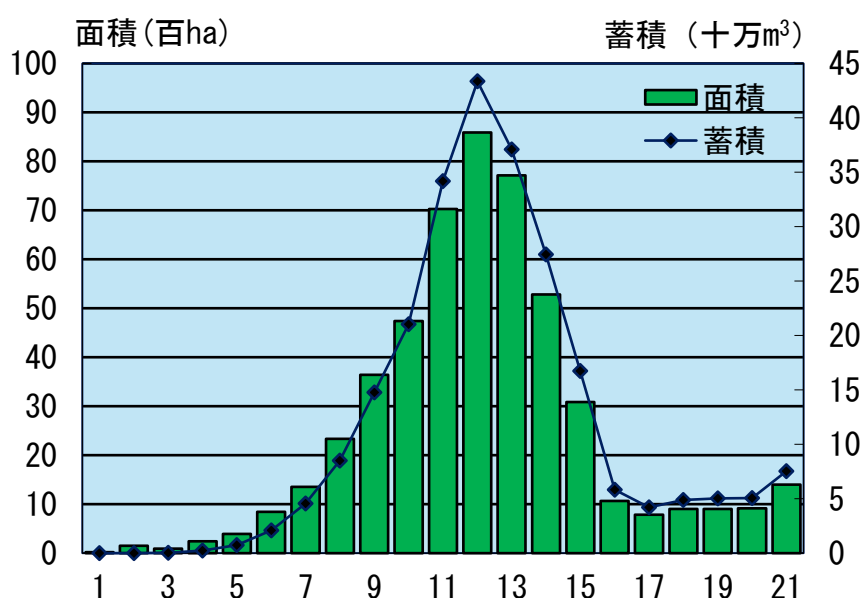
また、県では、低コストで効率的な県産材の生産と供給能力の向上を目指し、小規

²⁷ SDGs：Sustainable Development Goals。持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで全193か国が合意した国際目標。2030年までに「地球上の誰一人取り残さない」社会を実現するため、17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されている。

模・分散している人工林の伐採作業の集約化を図るとともに、ICT等を活用したスマート林業の導入や、路網整備・高性能林業機械の導入のほか、富山県林業カレッジによる担い手の育成や、林業担い手センターによる新規就業者の確保に取り組んでいます。

さらに、公共建築物及び民間施設の木造化や内装等の木質化、住宅への県産材の利用を促進するとともに、広報活動や木育の推進などにより、県民や事業者の理解の増進を図っています。特に民間建築物での県産材等の利用拡大を図るため、2023（令和5）年度には川上から川下までの関係者が広く参画する「富山県ウッド・チェンジ協議会」を新たに設置し、木材利用の課題整理や解決策の検討、先進的な取組や木材利用に関する情報共有などを行い、木材を使いやすい環境づくりに取り組んでいます。

■民有林人工林の齢級別面積及び蓄積（県全体）



資料：県森林政策課調べ

（４）観光・商工業

本県の中山間地域には、四季折々の美しい自然景観、海の幸・山の幸や郷土料理などの豊かな食文化、地域の暮らしに根差して育まれてきた伝統文化・祭りや産業、趣あるまちなみや田園風景など、その地域ごとに特色ある観光資源が豊富に存在しています。

とりわけ、「農泊（農山漁村滞在型旅行）」は、農山漁村の暮らしや体験、地元食材を使った食事など中山間地域の魅力や資源を活かせる取組です。県ではふるさと納税を活用した宿泊補助チケットの発行やモニターツアーの実施、各種媒体による情報発信など、県内外の観光客やインバウンド²⁸の誘客を図る取組を積極的に進めることで、農山漁村

²⁸ インバウンド：海外から本国（日本）へ訪れる旅行者およびその関連消費・ビジネス全般を指す言葉。対義語は日本人が海外へ渡航する「アウトバウンド」

地域の所得向上や関係人口の創出による地域活性化を目指しています。

また、持続可能で高付加価値な観光地域づくりを推進するため、新たな旅行商品や観光コンテンツの開発、インバウンド等に対応した受入環境整備など、本県の観光需要の喚起や観光消費の増加、観光産業の収益・生産性向上に資する取組を支援しています。こうした施策により、新たな産業や雇用の創出、幅広い交流人口の拡大が期待されます。

一方で、中山間地域では、人口減少による市場規模の縮小に伴い商店の廃業などが課題となっています。しかし、第2次産業、第3次産業で働く人の割合は高く、商工業の振興による就業機会の確保は不可欠です。地域資源を活用した付加価値の高い商品開発や新事業、地域課題の解決につながるコミュニティビジネス²⁹の推進など、地域産業の多角化と新たなビジネスモデルの創出を支援し、若者の定着や地域活力の向上を目指していく必要があります。

²⁹ コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域住民自らが主体的に事業のかたちで解決し、収益を地域内に循環させながら持続的に運営していくビジネス

5 住民等の意識

(1) 中山間地域の住民の意識・生活

2023（令和5）年度に中山間地域にある集落の代表者に対してアンケート調査を実施しました。

※調査の概要

調査対象： 中山間地域に位置する全集落の代表者（自治会長、町内会長等）

調査時期： 2023（令和5）年9月～2024（令和6）年2月末

調査数： 1,135 集落（自治会等）

回答集落： 839 集落（回収率：73.9%）

※地域区分

山間地：林野率が80%以上、耕地率が10%未満の地域

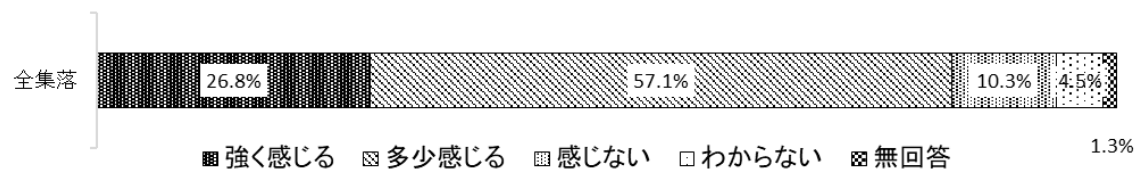
中間地：平地と山間地との中間的な地域であり、林野率は主に50%～80%で、耕地は傾斜地が多い地域

平地：耕地率20%以上、林野率が50%未満、または50%以上であるが平坦な耕地が中心の地域

中心集落：人口密度が500人/km²以上、DID（人口集中地区）面積が、可住地5%以上を占める等、都市的な集積が進んでいる地域（農業地域類型の「都市的地域」のこと）

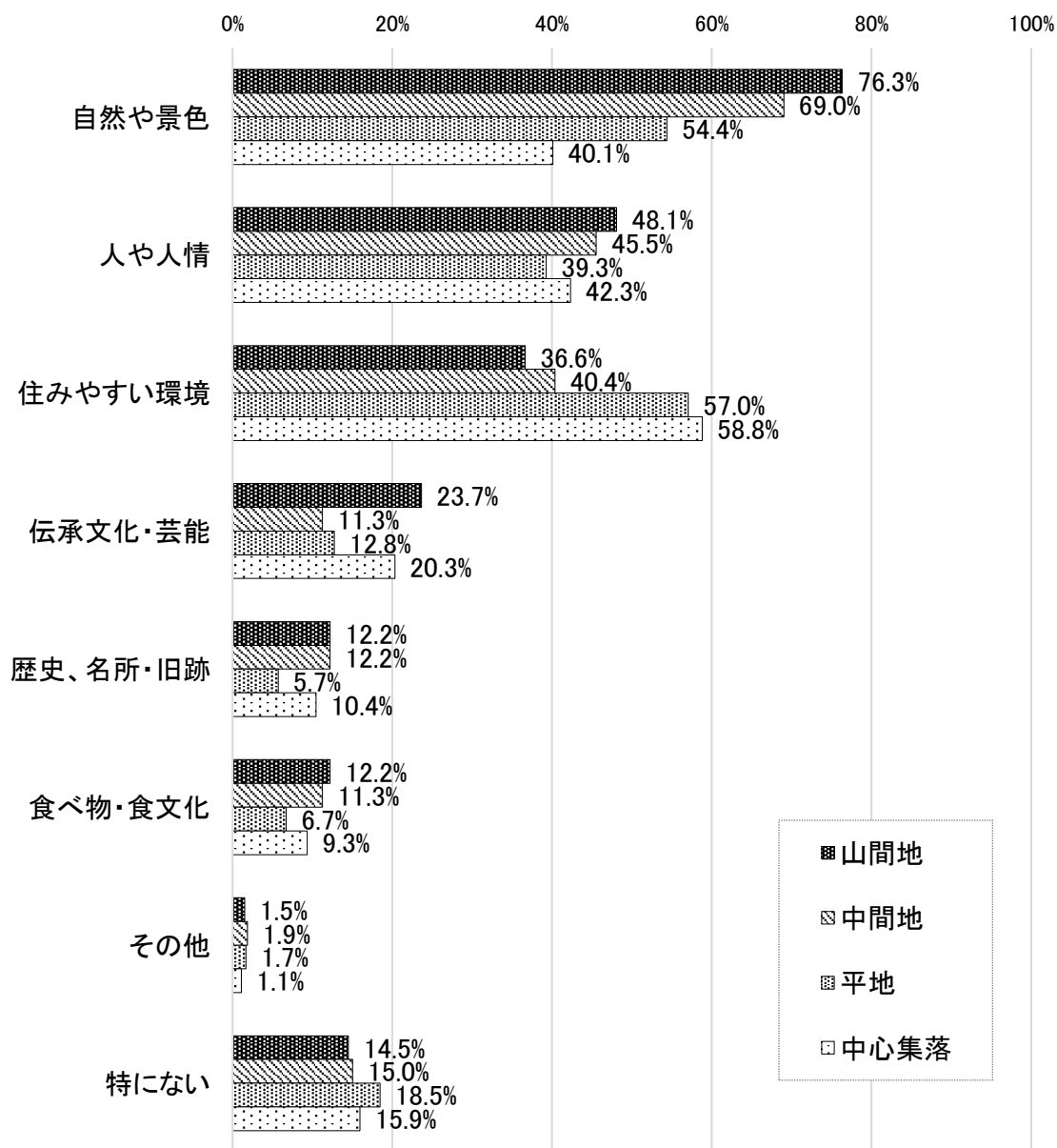
■集落に対する愛着や誇り（単一回答）

- ・愛着や誇りを「強く感じる」又は「多少感じる」との回答した方は、83.9%となっています。



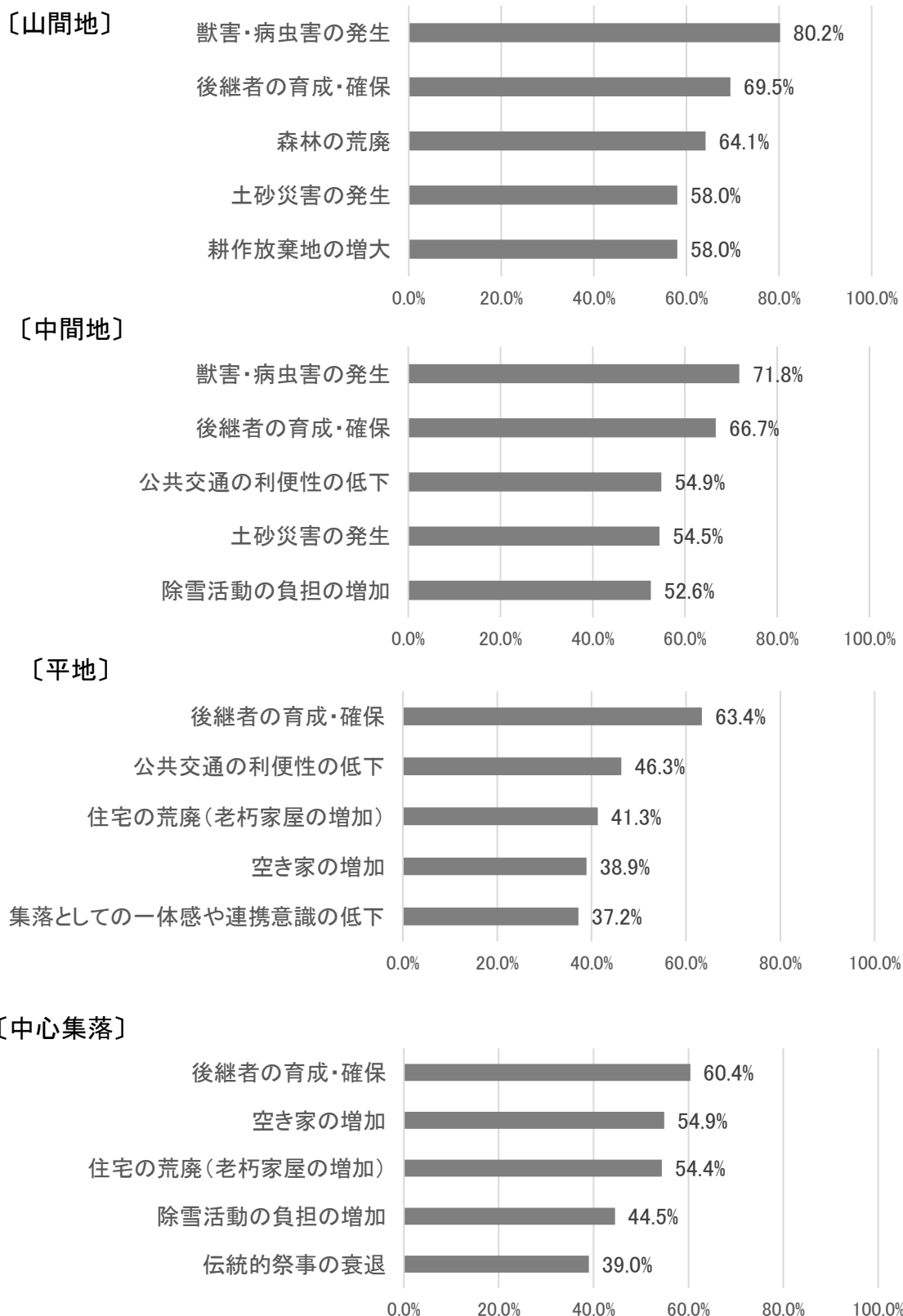
■集落の誇れるものや自慢できるもの（複数回答：制限なし）

・地域区分（山間地・中間地・平地・中心集落）でみると、山間地や中間地では「自然や景色」が最も高く（山間地 76.3%、中間地 69.0%）、次いで「人や人情」（山間地 48.1%、中間地 45.5%）となっています。平地や中心集落では「住みやすい環境」が最も高く（平地 57.0%、中心集落 58.8%）となっています。



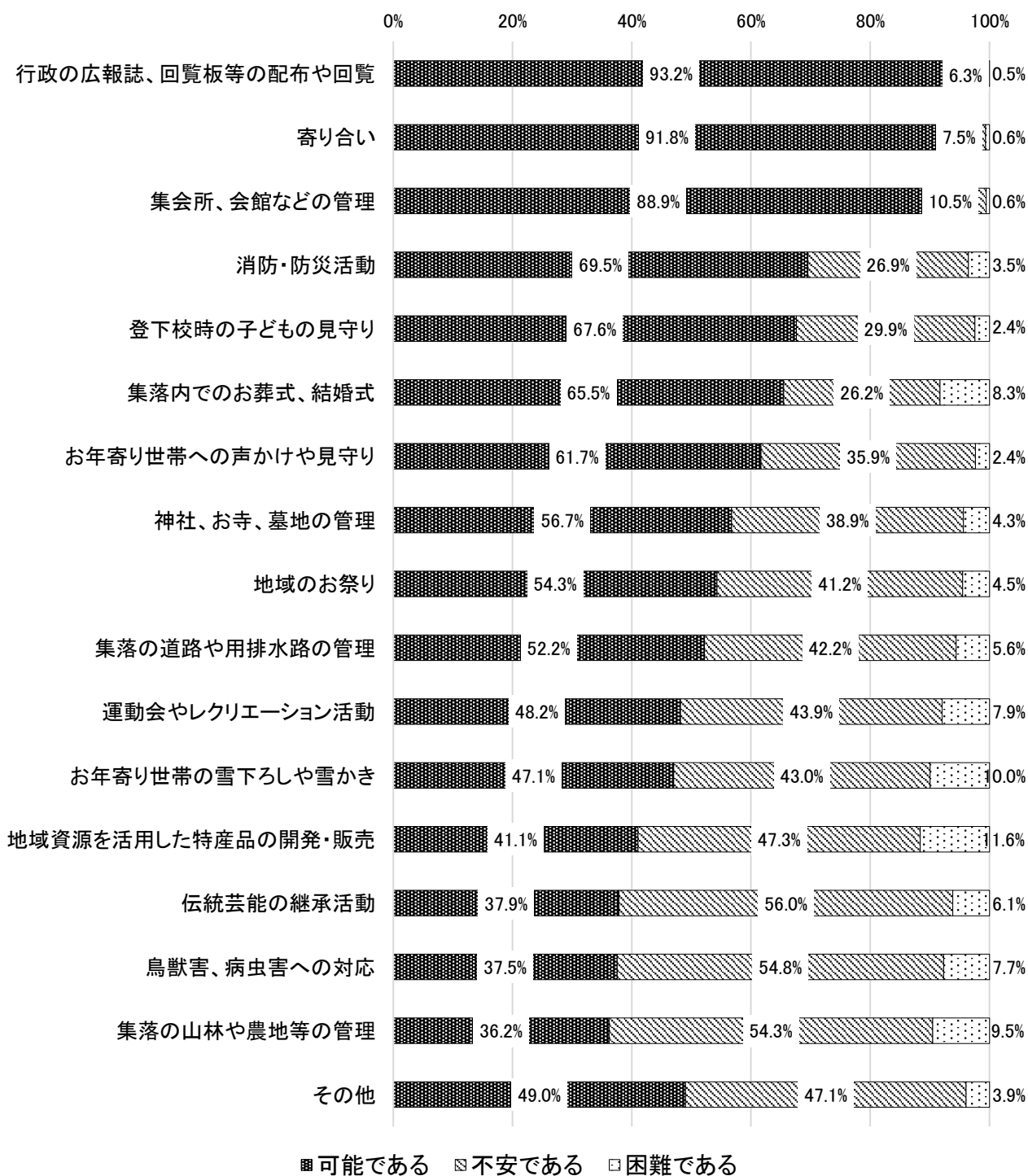
■集落の暮らしにおいて現在困っているもの（複数回答：制限なし）

- ・地域区分でみると、山間地や中間地では「獣害・病虫害の発生」が最も高く（山間地 80.2%、中間地 71.8%）、次いで「後継者の育成・確保」（山間地 69.5%、中間地 66.7%）となっています。「後継者の育成・確保」は平地、中心集落においては最も高く（平地 63.4%、中心集落 60.4%）なっています。



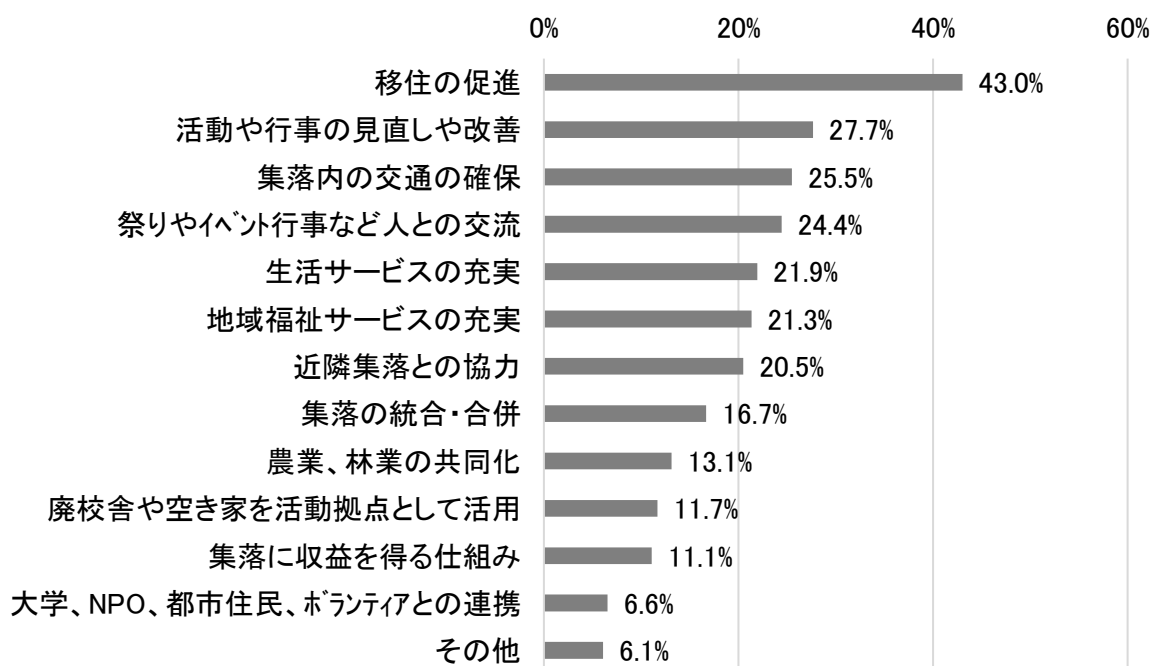
■地域活動の継続について（選択肢ごとに単一回答）

- ・自治会等で現在行っている活動のうち、今後継続していくことが「不安」・「困難」である活動は、「集落の山林や農地等の管理」が63.8%と最も高く、次いで「鳥獣害、病虫害への対応」が62.5%、「伝統芸能の継承活動」が62.1%、「地域資源を活用した特産品の開発・販売」が58.9%となっています。

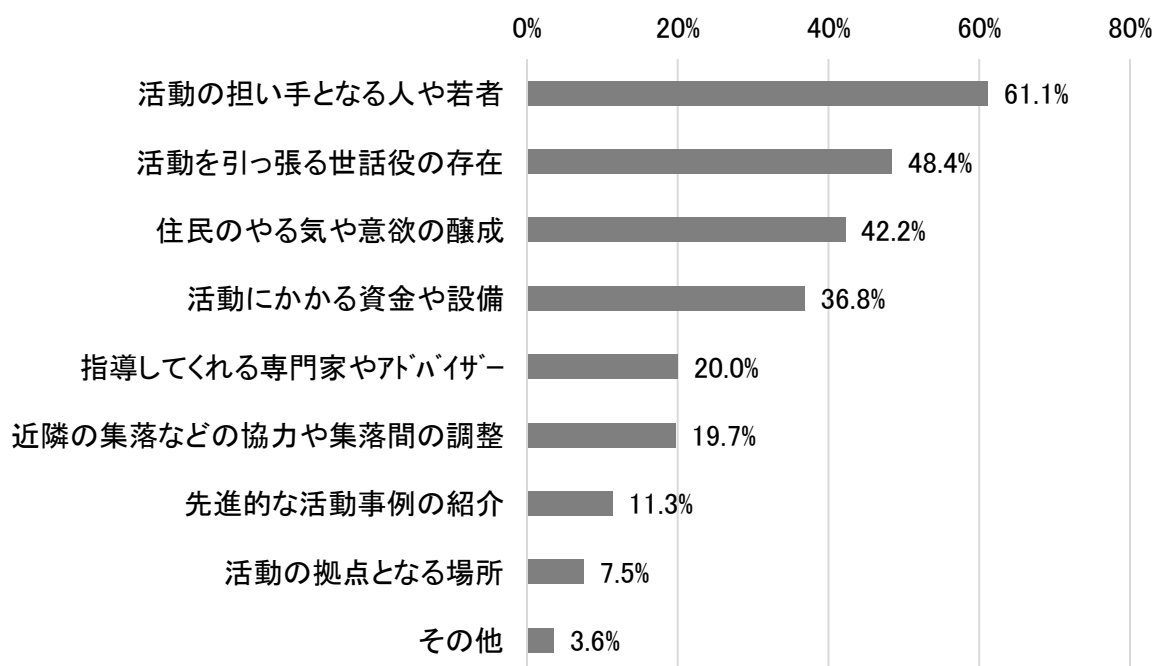


■集落活性化に効果的な取組と、そのために必要なもの（複数回答：3つ以内）

- ・効果的な取組としては、「移住の促進」が43.0%と最も高く、次いで「活動や行事の見直しや改善」が27.7%、「集落内の交通の確保」が25.5%、「祭りやイベント行事など人との交流」が24.4%となっています。



- ・そのために必要なものとしては、「活動の担い手となる人や若者」が61.1%と最も高く、次いで「活動を引っ張る世話役の存在」が48.4%、「住民のやる気や意欲の醸成」が42.2%となっています。



（２）県民の意識

令和５年度県政世論調査において、「中山間地域の振興」をテーマに調査を実施しました。

※調査の概要

調査対象： 県内に居住する満 18 歳以上の男女

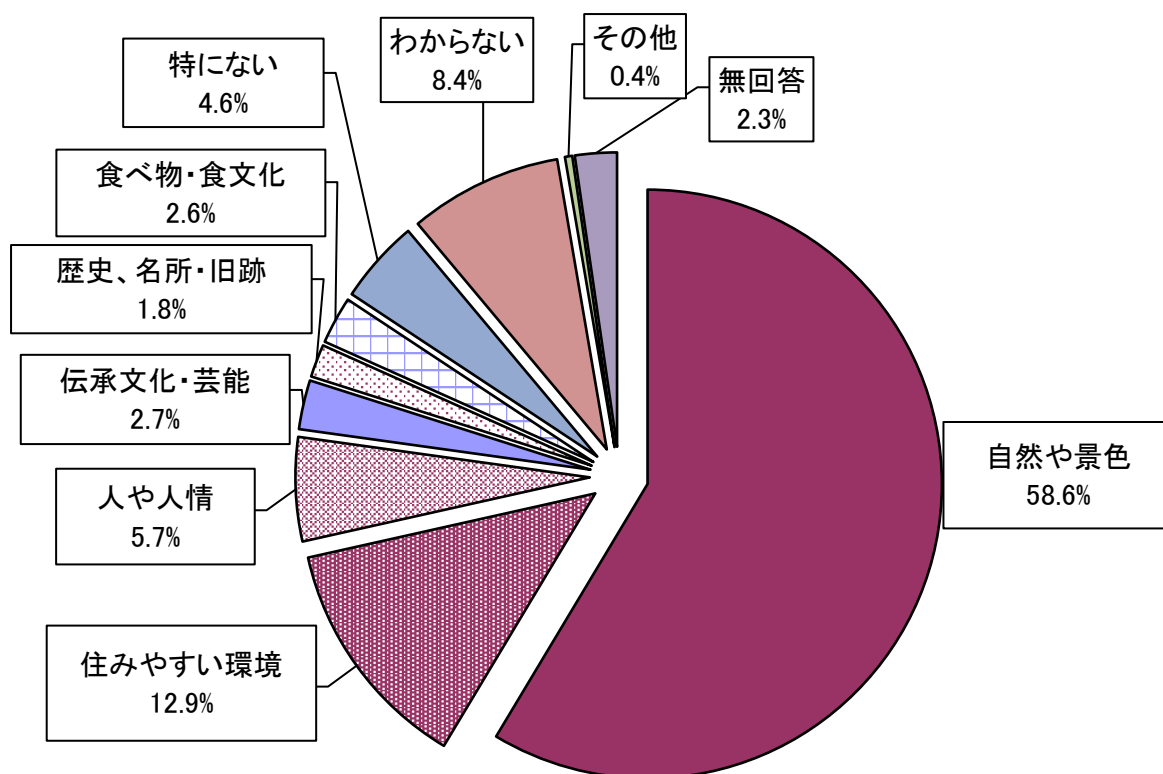
調査時期： 2023（令和５）年８～９月

調査数： 4,000 人

回収数： 1,990 人（回収率：49.8%）

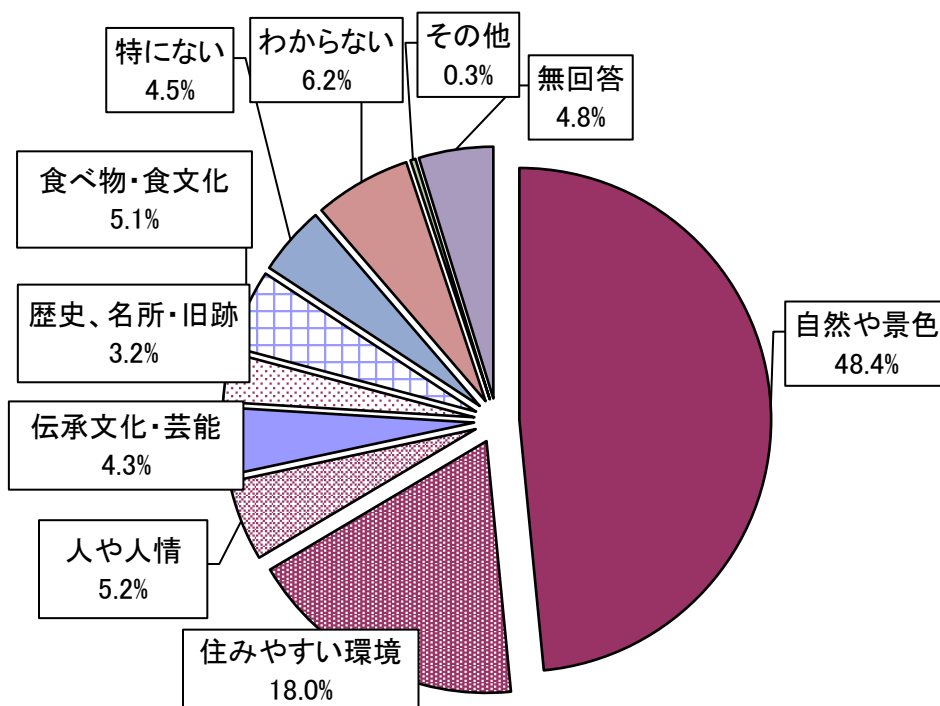
■中山間地域の魅力について（単一回答）

- ・「自然や景色」が 58.6%と最も高く、次いで「住みやすい環境」が 12.9%となっています。



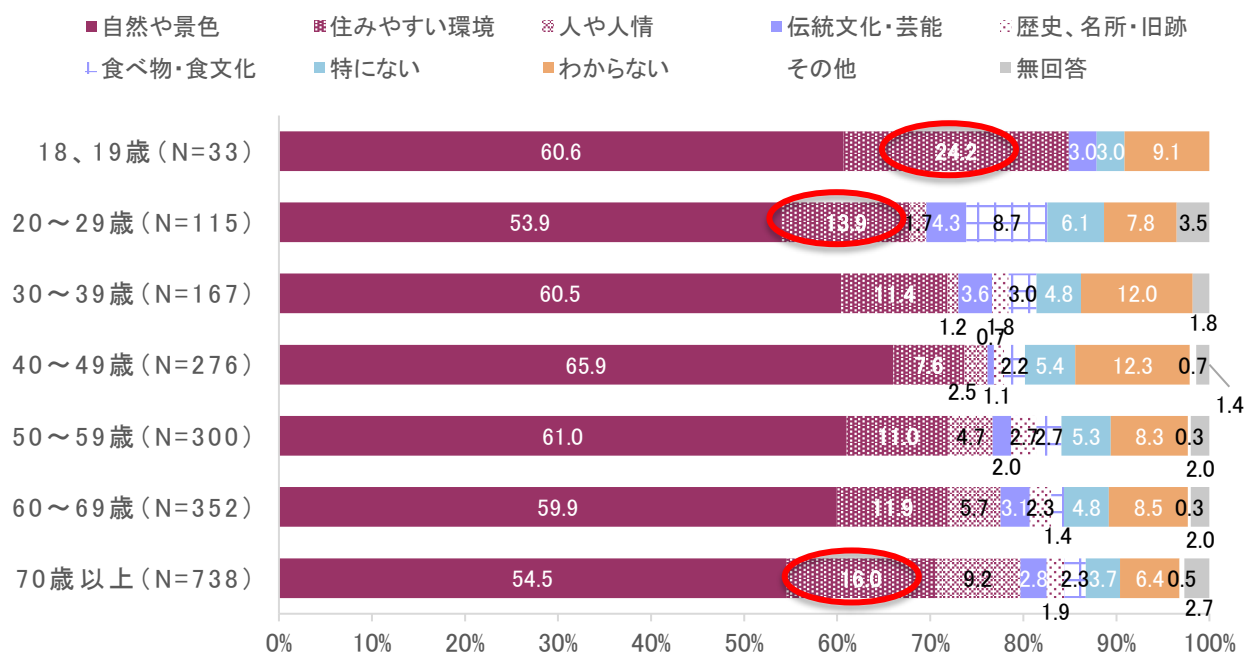
令和5年度県政世論調査

- ・前回（令和元年度）と比べると、「自然や環境」が 10.2 ポイント増えているのに対し、「住みやすい環境」は 5.1 ポイント減っています。



<参考> 令和元年度県政世論調査

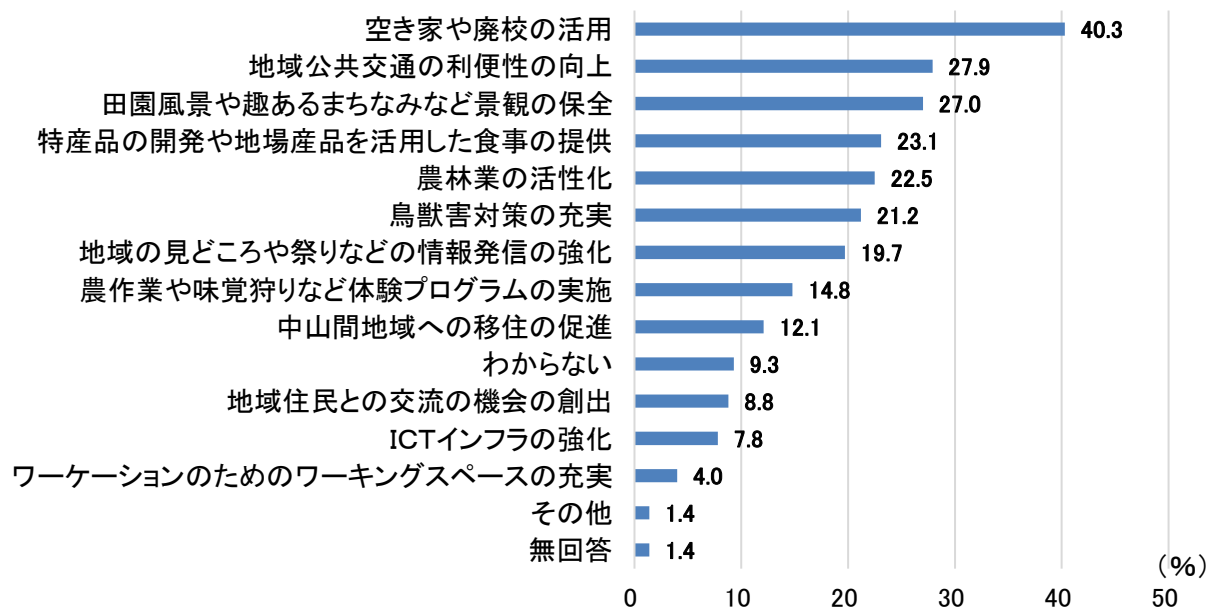
- ・年齢別にみると、「住みやすい環境」と回答した方は「18、19 歳」で 24.2%、「20～29 歳」で 13.9%、70 歳以上で 16.0%と全体の平均（12.9%）より高くなっています。



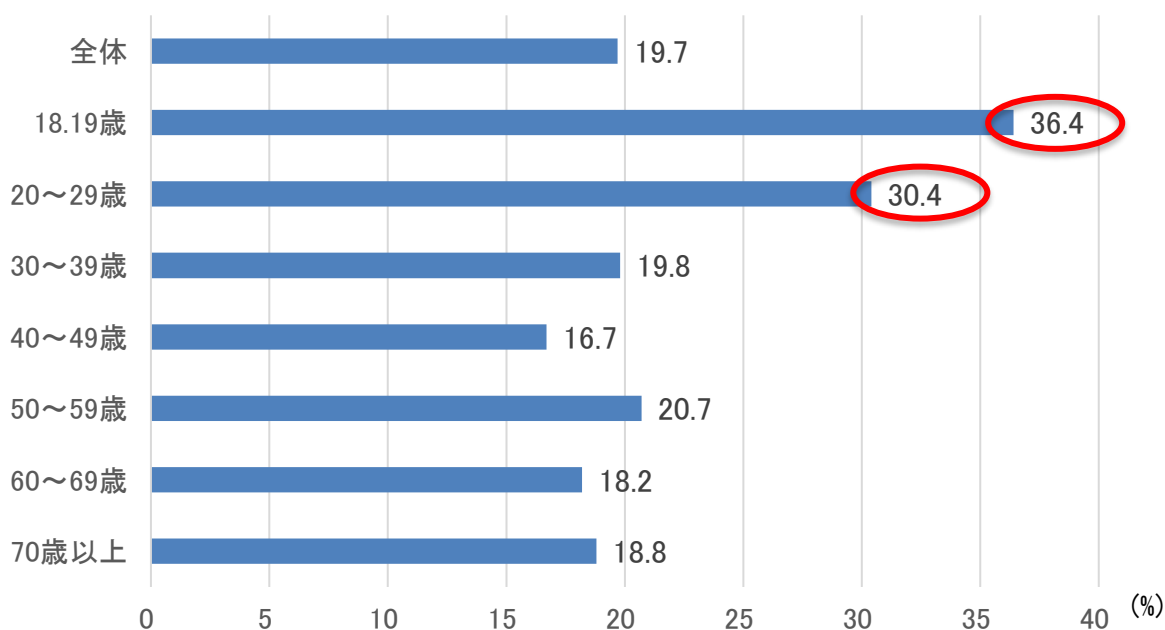
■中山間地域の魅力を向上するためにはどのような取組が必要か

(複数回答：3つ以内)

- ・「空き家や廃校の活用」が40.3%と最も高く、次いで「地域公共交通の利便性の向上」が27.9%、「田園風景や趣あるまちなみなど景観の保全」が27.0%となっています。



- ・年齢別にみると「地域の見どころや祭りなどの情報発信の強化」は全体の平均では19.7%ですが、「18、19歳」で36.4%、「20～29歳」で30.4%と他の年代に比べて高くなっています。



第3章 中山間地域を取り巻く新たな動き

1 住民主体の地域づくりの広がり

県では、第1期中山間地域創生総合戦略に基づき「住民主体の地域づくり」に積極的に取り組んできました。この結果、住民自らが行う地域の将来像の実現のための地域づくり計画（アクションプラン）策定を支援する中山間地域「話し合い」促進事業は2024（令和6）年度までに50地域で実施され、話し合いを行った地域の多くが中山間地域チャレンジ支援事業などを活用し、農産物の加工・販売やマルシェの開催、高齢者等への食事提供など地域資源や住民ニーズを活かした多様な活動を進めています。

また、地域運営組織³⁰の形成は着実に進んでおり、例えば、南砺市では、小規模多機能自治³¹の取組を旧小学校区単位で推進しています。中山間地域における地域運営組織数は2018（平成30）年度の15団体から2024（令和6）年度には77団体に増加しています。

さらに、農林水産省では、中山間地域を始めとした農村地域におけるコミュニティ機能の弱体化の懸念から、複数の集落の機能を補完して、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RM0）」の形成を推進しています。本県では、2024（令和6）年度までに4市1町の7地区で取り組まれています。

加えて、県では、2023（令和5）年度から2024（令和6）年度にかけて、「農村RM0伴走者支援講座」を開催し、伴走支援する人材の確保・育成を図るほか、2025（令和7）年度には、専門家による地域経営の分析・評価を実施し、組織として持続可能な取組が行われるよう伴走支援を図っています。

このように、本県の中山間地域では住民主体の地域づくりの取組が広がりを見せています。

■住民主体の「話し合い」の様子



①地域の目指したい未来を話し合う



②地域の魅力を再発



③アクションプランを話し合う

³⁰ 地域運営組織：Region Management Organization(RM0)。一定の生活圏（小学校区など）を単位に、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を実践する組織

³¹ 小規模多機能自治：小規模ながらも様々な機能をもった住民自治の仕組み

■多様な住民主体の取組



住民ニーズを反映した地区行事の開催
(魚掴み取り大会：黒部市愛本)



農産物の販売
(直売所感謝祭：砺波市梅檀野)



地域資源を活かした交流・関係人口の創出
(伝承料理の活用：氷見市熊無)



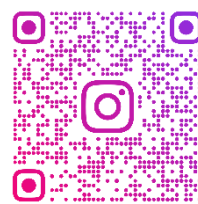
地域の賑わい創出（農村 RMO）
(餅つき大会：立山町釜ヶ淵)

中山間地域の取組を知りたいときは？

県では、中山間地域の魅力を発信し、一人でも多くの方に中山間地域を訪れていただくため、また各地域の取組やアイデアを共有するため、「**なかやまさん情報局**」を開局しています。

公式 LINE では、中山間地域のイベントや取組情報をタイムリーにお届け。**note** は、地域を支えるヒト、風景や暮らし、地域の活動などにスポットを当て、現場の工夫や挑戦を具体的に紹介しています。さらに、**Instagram** では、写真と動画で中山間地域の魅力を発信中です。

気になる情報を見つけたら、ぜひ地域を訪れ、イベントや現地の取組を体験してください！



2 田園回帰の潮流

近年、特に若い世代を中心に価値観は多様化しています。若者の東京圏への一極集中の流れの一方で、農山漁村が都市部の若者にとって新しいライフスタイルや自己実現できる場として、また、新しいビジネスモデルが生まれる場として考えられるようになり、田園回帰と呼ばれる地方への関心が高まっています。

地方移住を支援する認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター³²への 2024（令和 6）年の移住相談件数は 6 万 1,720 件で、4 年続けて過去最高となっています。

また、都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である「地域おこし協力隊」の隊員数は増加傾向にあります。2024（令和 6）年度の全国の隊員数は、7,910 人と、2014（平成 26）年度の約 5 倍になっており、直近 5 年間に任期終了した隊員の約 7 割は、任期終了後も近隣市町村を含めた同じ地域に定住しています。富山県においても隊員数は増加傾向にあり、2026（令和 8）年 1 月 1 日現在、県と 13 市町村で 63 人の隊員が活動しています。そして、任期終了後も全国平均と同等の約 7 割が県内に定住し、地域の重要な担い手として引き続き活躍しています。国では、地域おこし協力隊の隊員数を 2026（令和 8）年度末までに 1 万人に増やすことを目標に、隊員や隊員を受け入れている地方自治体への支援も強化しています。

2020（令和 2）年度には、人口が急減している地域において、安定的な雇用を作り、若者の移住・定住を促進することや人手不足の地域産業を支援することを目的に特定地域づくり事業協同組合制度が創設されました。2025（令和 7）年 12 月 1 日現在、全国で 135 組合が認定³³され、富山県でも 2023（令和 5）年 1 月に「南砺ひととみらい協同組合」が県内で初めての特定地域づくり事業協同組合として認定されました。

こうした都市部から地方への新たな人の流れを積極的に取り入れ、地域の活力に繋げていくことが重要です。

³² 認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター：令和 7 年 7 月 1 日より公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構

³³ 特定地域づくり事業協同組合数：総務省ホームページ「特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R7.12.1 時点）」より

■地域おこし協力隊の隊員数

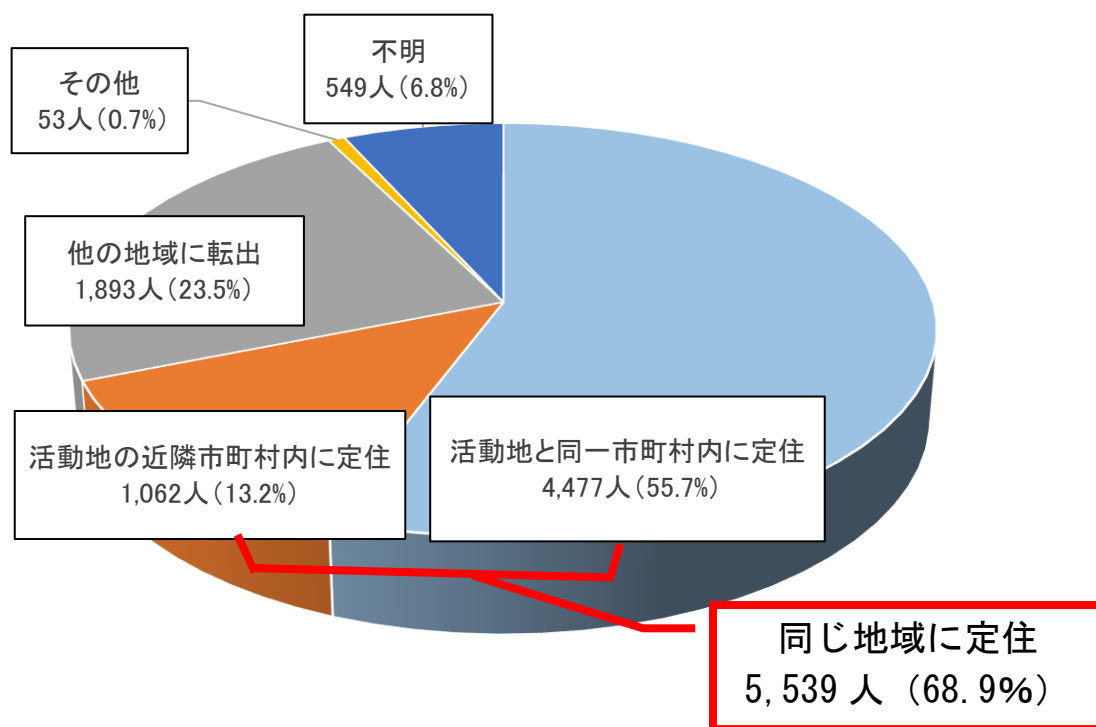
年度	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
全国 (人)	1,629	2,799	4,090	4,976	5,530	5,503	5,560	6,015	6,447	7,200	7,910
富山県 (人)	7	22	41	55	60	56	53	55	57	61	66

※ 隊員数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 全国の平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊（農水省）」の隊員数を含む。

資料：令和6年度地域おこし協力隊の隊員数等について（総務省）

■任期終了後の地域おこし協力隊員の動向（定住地）



※ 直近5年間（平成31年～令和5年度）に任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況（調査時点：令和6年5月1日）。直近5年間に任期終了した隊員は8,034人。

資料：令和6年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果（総務省）

3 多様な働き方の浸透と新たなビジネスへの支援強化

職業人生の長期化や少子高齢化に加え、働く人々の仕事に対する価値観や生活スタイルも多様になっており、働く「場所」、「時間」、「就業形態」の選択が可能な柔軟な働き方を求める人が増え、それに伴い企業や社会の対応も大きく変化しています。特に最近では「テレワーク」や「フリーランス」、「副業・兼業」など、様々な働き方が多くの人を選択されるようになりました。

テレワークは新型コロナウイルス感染症の拡大後、急速に進みました。テレワークを導入している企業の割合は、コロナ禍が明け減少したものの、都市部を中心に依然として一定の実施率を保っています。国ではテレワークによる時間や場所に縛られない働き方の意義を強調し、ICT活用による生産性の向上やワーク・ライフ・バランスの実現等、その普及・定着に努めています。

2017（平成29）年3月に閣議決定された「働き方改革実行計画」を踏まえ、厚生労働省は副業・兼業の促進に関するガイドラインを策定し、併せてモデル就業規則を改定し、副業・兼業について明確な規定を新設しました。その後、2020年（令和2年）7月に閣議決定された「成長戦略実行計画」を踏まえ、ガイドラインを改定し、副業・兼業に関する労働時間管理や健康確保等のルールの明確化を行いました。副業・兼業を認める企業は年々増加し、本業だけでなく複数の仕事や活動に参画しやすい環境が整いつつあります。

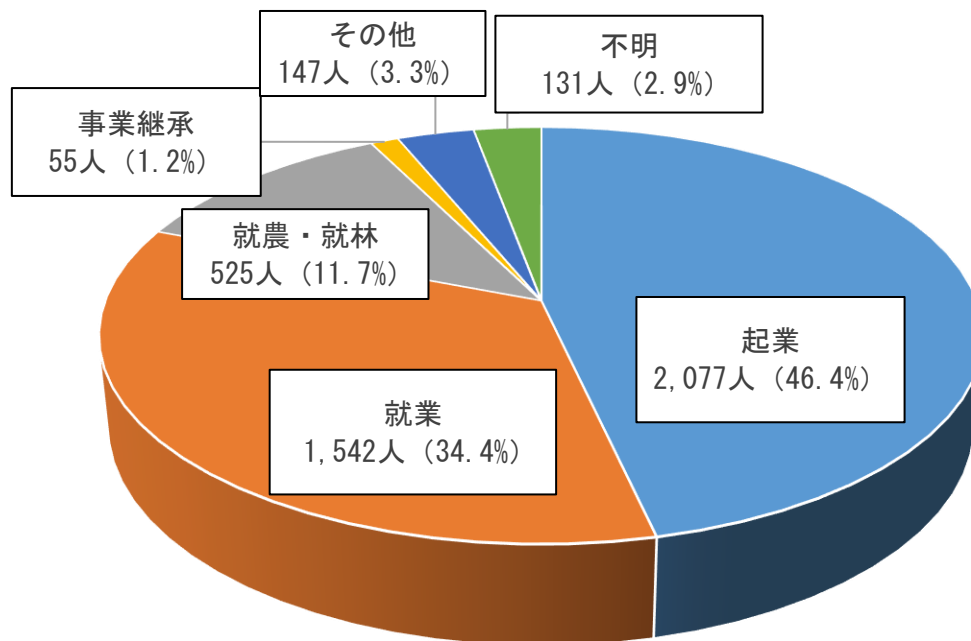
さらに、社会課題解決の推進役・イノベーションの担い手として、スタートアップ³⁴への期待は非常に高まっています。国では2022（令和4）年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、官民による集中的な支援を推進しています。県においても、2022（令和4）年2月に策定された富山県成長戦略において、「スタートアップ支援戦略」を成長戦略の中核となる6つの柱の1つに位置付けるなど、起業や新たなビジネス創出に挑戦する人々が活躍できる環境づくりに取り組んでいます。

このような社会情勢を背景に、近年、就業以外にも、「起業」、「フリーランス」、「多業（マルチワーク）」など働き方の選択肢が広がっています。県内でも、例えば地域おこし協力隊員が任期終了後に飲食店を開業したり、就農しながら農作物の移動販売や養蜂等の多業に挑戦したりなどの事例が見られます。

今後は、こうした多様な働き方や新たなビジネス創出の流れを、中山間地域への移住促進や地域資源を活用した新産業創出につなげていくことが重要です。

³⁴ スタートアップ：革新的な技術やビジネスモデルで新たな価値を生み出し、短期間で急成長を目指す創業間もない企業

■任期終了後の地域おこし協力隊員の動向（なりわい）



※ 直近5年間（平成31年～令和5年度）に任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況（調査時点：令和6年5月1日）。直近5年間に任期終了した隊員のうち、活動地が同一市町村に定住した隊員（4,477人）の動向。

資料：令和6年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果（総務省）

4 新しい技術の進展

人口減少・高齢化が進行する我が国において、特に中山間地域では、若者の流出による産業の担い手不足、交通・医療・福祉サービスが縮小するなど、さまざまな課題が深刻化しています。こうした中、デジタル技術の活用は、地域の課題解決と持続的な発展のために不可欠な手段となっています。

デジタル技術は「距離」と「時間」のハードルを大きく下げます。例えば、行政手続きがオンラインで自宅からできるようになれば、役場までの移動負担が軽減されます。遠隔医療やオンライン健康相談は、医師不足や診療所の減少に悩む地域において、住民の健康と安心を守る新たなインフラとなります。「リモート学習」や「ネット塾」は、子どもたちに都市部と同等の学びの機会を提供できます。

また、担い手が不足している農林業ではデジタル化が進んでいます。県では、2024（令和6）年6月から富山県スマート農業高精度位置補正情報サービス（富山 RTK サービス）の提供を開始し、スマート農機の自動走行に必要な環境を整備しています。生産現場においては、急傾斜地など人が作業しにくい場所でのリモコン草刈機の活用やハウス内の環境をスマートフォン等で遠隔地から管理するなどの取組等が展開されています。加えて、鳥獣害被害対策では、ICT 等新技術を活用した檻や柵の見回り等の被害防止対策も支援しています。

林業分野においても、県、市町村、関係団体、林業機械メーカー等で構成する「富山県林業イノベーション推進協議会」でのスマート林業技術の実証などにより、生産性の向上や作業者の安全確保に取り組むとともに、県林業カレッジにおいて ICT 等を活用できる人材を育成しています。

このほか、移動困難者のための「デジタル交通予約システム」の導入、見守り IoT 機器による高齢者の安全確保、地域資源や特産品のネット販売、地域活動のオンライン化など、デジタル活用の可能性は多岐にわたります。観光においても、VR や AR を使った体験コンテンツ、観光案内アプリ、多言語自動翻訳などで、さらなる観光客誘致や地域経済の活性化が期待されています。

■スマート農業技術の活用



ロボット田植機



傾斜地でのリモコン
草刈機の利用



農業支援サービスによる
ドローン農薬散布

■先進技術を活用した鳥獣被害対策



獣サイズ判別センサー式自動捕獲システム

成獣など狙ったサイズの捕獲を可能とし、小動物の誤捕獲を防止



捕獲自動通知システム

捕獲された情報がスマホに自動通知され、現地への見回りの負担を軽減



電気柵監視システム

電気柵の電圧をインターネットで監視できるシステムで、電圧をスマホでも確認でき、現地に行く手間を軽減

■スマート林業の推進



アプリを活用した伐採木の計測



マーキングや通信機能を備えた高性能林業機械（ハーベスタ）



スマート林業技術の講習

5 国等の動き

2025（令和 7）年には 3 月 31 日に法の失効期限を迎える「半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）」「山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）」「棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）」が改正・延長されました。

半島振興法は 1985（昭和 60）年に制定され、23 地域 194 市町村（22 道府県）を対象に税制優遇やインフラ整備を進めてきましたが、令和 6 年能登半島地震により半島地域の「孤立しやすい地理的脆弱性」が再認識されました。そのため、法の失効期限を 2034（令和 16）年度末までの 10 年間延長するとともに、特に防災対策や地域活性化に重点を置いた内容に改正されています。

1965（昭和 40）年に 10 年限りの議員立法として制定された山村振興法は、その後 5 度の延長を経て 2025（令和 7）年の通常国会でさらに 10 年延長されました。改正法では、第 1 条の目的規定に山村の役割として「農林水産物の供給」「生物多様性の確保」「地球温暖化の防止」を、振興の目的に「山村の自立的かつ持続的な発展」「地域資源を生かした新産業育成」を明記するとともに、移住・定住・二地域居住・地域間交流の促進を明確化しています。

棚田地域振興法は「貴重な国民的財産である棚田」の保全と地域振興を目的に 2019（令和元）年に 5 年の時限立法として成立しており、今回、法の期限が 2030（令和 12）年 3 月 31 日まで延長されました。改正法では、地方公共団体と国が指定棚田地域の振興に向けた施策で連携し、農業以外の用途にも活用される仕組みが明文化されました。これにより地域社会全体で棚田を継承する取組が進むことが期待されています。

また、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）が施行され、地方創生の取組が本格的に始まってから 2024（令和 6）年で 10 年の節目を迎えました。これまで全国各地で様々な地方創生の取組が展開され、一定の成果や好事例が生まれたものの、人口減少や東京圏への一極集中といった大きな流れに歯止めをかけるには至りませんでした。

こうした現状とこれまでの反省を踏まえ、国は 2025（令和 7）年 6 月 13 日に「地方創生 2.0 基本構想」を閣議決定しました。新たな基本構想では、今後 20 年で生産年齢人口が 1,500 万人弱、2 割以上減少すると見込まれるなか、人口減少・生産年齢人口の減少や高齢化の進展を正面から受け止めるとともに、人口規模が縮小しても経済成長と社会の持続的な機能維持を図る「適応策」への転換が明確に打ち出されています。また、従来の一極集中を助長する政策の見直しを進め、地域経済・社会を支える人材の力や、地方独自の価値・魅力を最大限に引き出す政策を強化する方針です。

さらに、「若者や女性にも選ばれる地方」の実現に向けた働き方や職場改革の推進、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきに向けた取組、「質の高いまちづくり」や、都市と地方の新たな結びつき・人の往来を促進する政策など、官民連携による具体的な施策の展開も盛り込まれています。これらの方針を具体化した「地方創生に関する総合戦略」が 2025（令和 7）年 12 月に策定され、その内容に基づく施策の着

実な実行が求められます。

富山県では県政運営の指針として 2018（平成 30）年 3 月に総合計画「元気とやま創造計画」を策定し、以来、着実に県政を進めてきました。しかし、計画策定から 7 年以上が経過し、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化する中、新たな課題も出てきています。また、変化が激しく先行きが不透明なときこそ、県民が将来への夢と希望を持ち、豊かさと幸せを実感できるよう、分かりやすいビジョンの提示が必要です。

こうしたことから、新たに「富山県総合計画－幸せ人口 1 0 0 0 万～ウェルビーイング先進地域、富山～を目指して」を 2025（令和 7）年 12 月に策定しました。また、この計画をまち・ひと・しごと創生法に基づく、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、県民一人ひとりの豊かで幸せな暮らしと本県の持続的な発展の実現に向け、取り組んでいくこととしています。

第4章 中山間地域施策の基本方針と総合戦略の目標

1 中山間地域の目指す姿

本県の中山間地域は、県土の保全や水源の涵養、文化や伝統の継承、豊かな自然とのふれあいの提供、食料の安定供給など重要な役割を担う県民のかけがえのない財産です。県ではこの貴重な財産が損なわれることのないよう、そこに住む人々が安心していきいきと暮らせるよう、これまで「住民主体の地域づくり」を推進してきました。その結果、住民が主体となった「話し合い」や地域を元気にするチャレンジが中山間地域の各地で広がり、着実に成果を上げています。

しかしながら、地域活動の担い手不足は依然として課題となっています。更なる人口減少・高齢化が進行すると予測されるなか、これまで通りのやり方だけでは地域活動の維持が困難になることが懸念されます。今後は、地元の若者や女性、移住者の参画など地域活動の裾野の拡大、関係人口や地域おこし協力隊など多様性を尊重した外部人材の受入れ、近隣の地域、企業、NPO、大学等との連携など新たな地域コミュニティ運営の仕組みを模索していく必要があります。

あわせて、多様な働き方や新たなビジネス創出の流れを取り入れ、地域の特性や強みを活かした新たな仕事や雇用を生み出し、若者の定着や移住、地域間交流の促進を図ることも重要です。

さらに、自然災害の激甚化・頻発化、生活インフラの弱体化、サービスの担い手不足のなか、新しい技術の活用や住民・行政・企業等との連携により、誰もが安全に安心して住み続けられる生活環境も確保していかなければなりません。

地域が抱える課題は多様化、複雑化しています。しかしながら、県全体に先駆けて人口減少・高齢化が進行する中山間地域は、年齢、性別、国籍、障害の有無に関わらず、誰もが自らの個性や能力を発揮し、多様な人々とつながり助け合い、日々の生活を楽しみながらいきいきと住み続けられる、人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりに率先して取り組むことが求められます。

こうしたことから、中山間地域が目指すべき姿を次のとおりとします。

みんなでつくる「持続可能な“さとやま”」～スマートさとやま2.0～

2 中山間地域施策推進のための基本方針

様々な恩恵をもたらす中山間地域の維持は県民全体で支えていくことが重要です。一方で、住民が安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するためには、各地域がその地域が有する「強み」や「魅力」を最大限に活かしながら、地域全体で協力して課題解決に取り組んでいくことが大切になります。

このため、中山間地域の各施策の推進にあたっては、条例第3条に基づき、次に掲げる事項を基本方針とします。

- ①県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- ②市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- ③それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- ④地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- ⑤若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- ⑥独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

3 施策実現のための観点

(1) 地域コミュニティの自治力強化、地域の保全

人口減少・高齢化が進行するなか、地域の人材づくりである「住民主体の地域づくり」はますます重要になっています。一方で、これまで地域を支えてきた人・組織・仕組みだけでは地域活動の維持が困難になることが予測され、新たな地域コミュニティの仕組みづくりが必要です。また、移住者や関係人口の増加を図り、豊かな自然環境や伝統文化など地域の魅力や環境の保全を目指します。

(2) 地域の特性を活かした経済の活性化

これまでの農業等の産業や働き方だけでは、地域の成長を続けるのが難しくなっています。中山間地域ならではの「強み」や「魅力」を再発見し、それを活かした新しい仕事や雇用、地域内外の人のつながりを生み出すことで、地域の経済を活性化し、若者が住み続けたい、移住したい魅力的な地域を目指します。

(3) 安全・安心な暮らしの確保

市場規模の縮小、担い手不足により生活に必要なサービスが縮小しており、自然災害も頻発化・激甚化しています。新しい技術の活用や住民・行政・企業等の連携により、災害に強い地域の構築、日常生活を支える地域交通や買い物、医療・福祉サービスの充実により、誰もが安全に安心して暮らし続けられる地域を目指します。

第5章 総合戦略の具体的な展開

1 施策体系

観 点	基本的施策	施策の基本方向
1 地域コミュニティの自治力強化、地域の保全	(1) 住民主体の地域づくり	①住民主体の地域づくりの促進
		②地域運営組織の整備及び地域間の連携強化
		③多様な人材が活躍する地域づくり
		④次世代を担う人材の育成
	(2) さらなる移住促進、関係人口の創出・拡大	①移住・UIJ ターンの促進
		②中山間地域と都市との交流促進
		③空き家の利活用の推進
	(3) 魅力あふれる地域づくり	①自然豊かで美しい里山と農村環境の保全
		②伝統文化の保存・継承、文化・スポーツを通じた地域活性化
		③地域の魅力を活かした子育てや教育環境の充実
2 地域の特性を活かした経済の活性化	(4) 地域の特性を活かしたビジネスの振興	①創業機運の醸成、新たなビジネスの創出
		②多様な就労機会の確保や企業等の誘致
		③高付加価値化による地域産業の振興
		④魅力ある地域資源の磨き上げ、観光を担う人材の育成
		⑤再生可能エネルギー源の活用
	(5) 中山間地農業の活性化	①農業の担い手確保・育成
		②スマート農業の推進
		③競争力のある農産物や薬用作物等の生産
		④農村 RMO を核とした農村の維持・活性化
		⑤農福連携の推進
	(6) 林業及び木材産業の活性化	①林業の担い手確保・育成
		②林業イノベーションの推進による生産性向上
		③県産材の安定供給体制の整備と木材需要拡大
	(7) 鳥獣被害の防止等	①野生鳥獣の適正な保護と管理
		②地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進
		③ジビエの利活用
3 安全・安心な暮らしの確保	(8) 災害に強い地域づくり	①治山・治水・土砂災害対策
		②ライフラインとなる道路の計画的な整備・レジリエンスの強化
		③公共インフラの耐震化、老朽化対策
		④地域防災力の強化
	(9) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	①持続可能で最適な地域交通サービスの確保・向上
		②買い物支援の推進
		③除排雪の推進
	(10) 医療・福祉サービスの確保	①心とからだの健康づくり
		②地域医療提供体制の確保・充実
		③地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備
		④介護・福祉人材の養成・確保と介護テクノロジー導入の推進

2 具体的施策の展開



観点 1：地域コミュニティの自治力強化、地域の保全

中山間地域の強みである住民相互の結びつき・協働力を活かし、「住民主体の地域づくり」を推進するとともに、将来の人口構造を踏まえ、新たな地域コミュニティの仕組みづくりに取り組みます。また、移住者や関係人口の増加を図り、豊かな自然環境や伝統文化など地域の魅力や環境の保全を目指します。

（１）住民主体の地域づくり

【現状と課題】

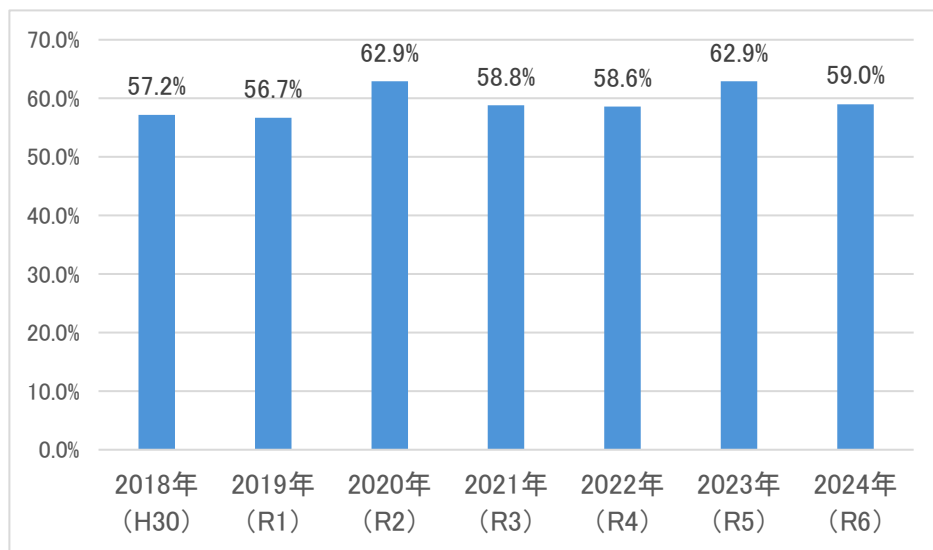
中山間地域では、近年、住民による地域の課題や将来像についての「話し合い」、地域運営組織の設立、住民主体による地域活性化事業など「住民主体の地域づくり」の取組が着実に広がっています。今後も市町と連携し、こうした活動への支援を強化するとともに、好事例の横展開により、取組の輪を広げていく必要があります。

一方で、中山間地域の集落の代表を対象に実施したアンケート調査からは集落の課題として「後継者の育成・確保」と回答した割合が約6割を占め、次世代の担い手不足は喫緊の課題です。しかしながら、将来の人口構造を見据えると、たとえ少子化対策によって人口減少のペースが緩やかになったとしても、当面は総人口や生産年齢人口の減少が続きます。

このため、地域課題の解決に向けて多機能型の取組を持続的に行う「地域運営組織」の設立や、生活サービス機能などを一定のエリアに集約し、交通ネットワークの確保などで集落の内外を結ぶ「集落ネットワーク圏（小さな拠点）」の形成など、多機能化・集約化による新たな地域運営モデルの確立に取り組む必要があります。

この過程で、地元の若者や女性、移住者など地域の次世代を担う人材の参画促進、関係人口、地域おこし協力隊、集落支援員など都市部や外部の人材の受入れの拡大、近隣の地域、企業、NPO、大学等との連携強化など、多様な担い手の確保・育成と協働体制の構築が不可欠です。若者や女性など多様な人材が活躍できる地域づくりには、固定的な性別観に関わるアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきに向けた取組や外部人材の受入れに向けた話し合いによる地域の体制整備も重要になってきます。

■地域活動に参加している人の割合（県全体）



資料：県政世論調査

【具体的な取組】

(1) 住民主体の地域づくり	
① 住民主体の地域づくりの促進	・住民主体の地域づくりについての理解を深めるため、先進事例の情報提供や地域コンシェルジュによる支援に努めます。 ・市町と連携のもと、地域住民による地域の課題や将来像等についての話し合いや地域活動の指針となるアクションプラン（地域づくり計画）の策定を支援します。 ・地域の話し合いには、こどもから高齢者まで全ての世代の参加を促進します。 ・各地域において、話し合いを牽引するリーダーやサポートする人材など、地域づくりの担い手の育成に努めます。 ・中山間地域における課題解決に向けた、NP0、企業等との協働の取組を支援します。 ・地域の特色や強みを活かしながら、持続可能で活力あるまちづくりを進める市町村や地域住民等が連携した取組を支援します。 ・各地域が行っている地域活性化活動について、SNS 等を活用して好事例を集約・可視化し、積極的な情報発信により横展開を図ります。あわせて、自治体や集落の垣根を超えた情報交換や交流、将来的な連携につながる場づくりに取り組みます。
② 地域運営組織の整備及び地域間の	・地域の話し合いの結果を具体化するための手段として、地域運営組織についての理解の浸透を図り整備を促進します。 ・地域運営組織を支える核となる人材や専門的知識を有する人材

連携強化	の育成に努めます。 ・ 地域の実情に応じて、近隣地域との連携強化による複数集落からなる小さな拠点づくりを推進します。 ・ 地域運営組織等が行う地域活性化に向けた取組を支援し、地域運営組織の活動力の強化を図ります。 ・ 複数の地域または地域と企業等が一体となって行う、中山間地域の活性化や課題解決のための取組を支援します。
③多様な人材が活躍する地域づくり	・ 地域住民が主体となって行う話し合いや地域活性化活動への若者や女性、移住者の参画を促進します。 ・ 企業や団体等が中山間地域において行う社会貢献活動を支援します。 ・ 富山県地域おこし協力隊ネットワークと連携し、地域おこし協力隊のスキルアップやネットワークづくりを目的とした研修会や交流会を開催するとともに、県内の自治体への地域おこし協力隊の受入れを促進します。 ・ 市町村職員等を対象に、人口の急減に直面している地域において、農林水産業や商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合制度についての研修を実施します。
④次世代を担う人材の育成	・ 若者や子育て世代、働く世代が地域活動に継続的に参加しやすい環境の整備に努めます。 ・ 各地域において、話し合いを牽引するリーダーやサポートする人材など、地域づくりの担い手の育成に努めます。(再掲) ・ 地域住民が主体となって行う話し合いや地域活性化活動への若者や女性、移住者の参画を促進します。(再掲)

(2) さらなる移住促進、関係人口の創出・拡大

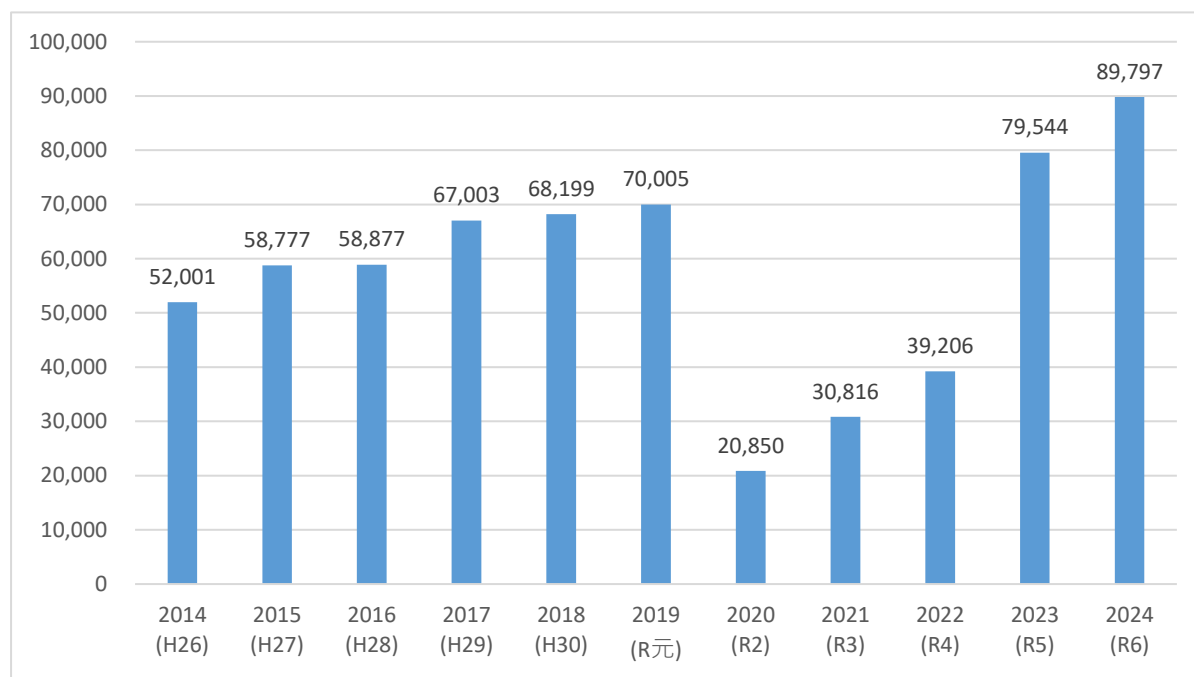
【現状と課題】

県・市町村の相談機能の強化等の取組により、相談窓口を通じた移住者は増加傾向にありますが、今後は、移住希望者の多様なニーズを丁寧に拾い上げ、一人ひとりに合った地域・仕事・住まいのマッチングをさらに充実させていく必要があります。

また、都市部の住民が「関係人口」として地方とつながることは、地域の活性化や将来的な移住・定住にもつながると期待されます。こうした流れを後押しする仕組みとして、ふるさと住民登録制度が始まることも踏まえ、積極的な受入れ体制の整備や仕組みづくりが必要です。また、近年の田園回帰の潮流を捉え、農山村の豊かな自然や地域資源を活用した田舎暮らし体験等の機会を提供し、都市と農村の関係人口の拡大・深化を図り、地域の活性化に結び付けていくことも重要です。

加えて、適切に管理された空き家は、中山間地域での生活体験等を提供する交流施設や移住・定住者の住まいとしての活用が期待されます。空き家問題に対する所有者や住民の意識啓発を図るとともに、空き家の適切な管理や改修、除却の推進、利活用につなげる仕組みを強化し、定住・交流人口の確保など中山間地域の活性化に取り組む必要があります。

■農林漁業等体験者数(延べ人数)



資料：県農村振興課まとめ

【具体的な取組】

(2) さらなる移住促進、関係人口の創出・拡大	
① 移住・U I J ターンの促進	・移住希望者や二地域居住など多様なライフスタイルを志向する人に対して、ホームページやSNSでの情報発信、移住セミナーの開催などを通じ、本県の強みである就労環境や子育て環境などの生活環境の魅力を全国に発信し、「くらしたい国、富山」のイメージの定着を図ります。 ・学生や社会人のU I J ターン就職を促進するため、「富山くらし・しごと支援センター」における相談体制の充実や、大学との就職支援協定の締結など県外大学との連携を強化します。 ・市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会・移住セミナーの開催、就職セミナーや合同企業説明会を開催し、富山への移住・U I J ターンを促進します。

	・「富山くらし・しごと支援センター」富山オフィスと「富山県人材活躍推進センター」が連携し、ワンストップで移住・U I J ターン希望者等の相談を受けるほか、SNSを活用した情報発信を強化します。 ・県内企業の訪問や県内企業で働くOB・OGとの交流会、保護者向けセミナーの開催、ウェブサイト等による県内企業の魅力発信等により、県内外の大学生等の県内定着を促進します。 ・移住者に選ばれ、地域で活躍しながら長く住み続けてもらえるよう、市町村や関係団体などと連携し、移住者による横のつながりなど、移住者の目線に立った取組を推進します。
② 中山間地域と都市との交流促進	・地域課題の解決に参加する関係人口を受け入れられるよう、地域の受入体制を整備・強化し、関係人口の創出・拡大につなげます。 ・本県への移住や二地域居住、副業・兼業を希望する社会人を対象としたフィールドワークの実施など、関係人口の創出に向けた取組を進めます。 ・県外の大学生・大学院生が中山間地域などの地域に入り、住民との交流などを通じて生み出したアイデアを政策提言として発表するプログラムの実施など、大学等との連携による交流・学びの機会づくりを推進します。 ・県内での大学等の合宿誘致や教育旅行を促進します。 ・都市住民と農村住民が共同で行う地域活動のボランティア参加を推進し、中山間地域の農業・農村へのサポート体制の充実を図ります。 ・農村生活体験講座を開催することにより、参加者に県内の農山漁村の魅力を体感してもらい、関係人口の拡大・深化による地域の活性化や移住・二地域居住を促進します。また、講座開催を通じてノウハウを蓄積することで、地域自らが関係人口の拡大・深化に向けた事業展開ができるよう促します。
③ 空き家の利活用の推進	・空き家発生の未然防止に関する普及啓発を図るためのセミナーや相談会等の開催を支援します。 ・地域が主体となって行う空き家の課題解決を目的とした取組を支援します。 ・老朽化により地域の生活に影響を与える危険な空き家の除却等を支援します。 ・多世代同居を促進する空き家の取得やリフォーム等を支援します。 ・空き家バンク等により移住者・U I J ターン希望者などに空き家

	情報を提供するとともに、空き家物件のマッチングを支援します。 ・ 県外からの移住者が行う個人の空き家改修に対して支援します。 ・ 中山間地域の恵まれた居住環境を活かした空き家の新たな利活用を支援します。
--	---

（３）魅力あふれる地域づくり

【現状と課題】

中山間地域は、豊かな自然や美しい景観、地域において脈々と受け継がれてきた伝統文化など、多様な地域資源に恵まれています。これらの資源を保存・活用するとともに、その魅力をより一層磨き上げ、持続可能で魅力あふれる地域づくりを推進していく必要があります。

豊かな自然や美しい景観の保全については、県民協働による里山林や農地・農道・水路などの保全管理活動、散居景観保全のため砺波市・南砺市を中心とした屋敷林の枝打ちや間伐などの活動、さらに人の目が届きにくい地域への不法投棄の未然防止の取組を推進します。

地域に伝わる伝統行事・民俗芸能は、理解や認識の低下、担い手不足などにより、その維持・存続が困難な状況が生じています。伝統行事等の価値を地域住民はもとより広く県民が再認識し、次世代に継承していくための取組を推進する必要があります。学校と地域が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、こどもたちが地域の魅力を知り、地域の創生につながる取組も求められています。

加えて近年は、トレッキング、サイクリング、マラソン大会、スポーツ大会等、地域の豊かな自然や地形、地域で盛んなスポーツを活かした「スポーツツーリズム³⁵」に取り組む地域も増えています。

田園回帰の潮流や価値観の多様化を背景として、都市部の若年層が豊かな自然環境での子育てや教育を求めて移住するケースも増えています。親子留学や山村留学等の受入れを拡充し、地域外からの関係人口を増やすとともに、地域との持続的なつながりを強化していくことが必要です。一方で、地元出身のこどもたちは進学や就職を機に県外へ転出し、地元へ戻ってこないケースがあります。このため、自分が生まれ育った地域の魅力を知ったうえで、自らの生き方を選べる環境づくりが求められています。

さらに人生 100 年時代を迎え、一人ひとりの学ぶ時期や進路が複線化しており、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっています。

³⁵ スポーツツーリズム：①「スポーツを“観戦”する」、②「スポーツに“参加”する」、③「スポーツ資源（競技施設・選手・歴史・景観）を“体験”する」こと自体を主要な動機として人が地域を訪れ、その前後で観光・交流・消費を行う旅行形態

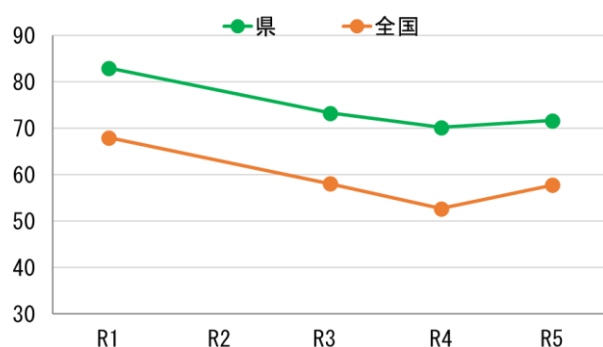
■地域文化に関するボランティア活動者数

年度	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
人数	13,830 人	13,880 人	13,900 人	13,950 人	14,120 人	14,130 人	14,150 人

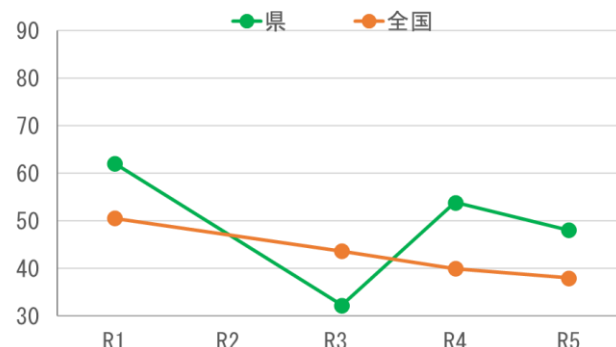
資料：県生涯学習・文化財課調べ

■今住んでいる地域の行事に参加しているこどもの割合

小学生



中学生



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

【具体的な取組】

（３）魅力あふれる地域づくり

① 自然豊かで 美しい里山 や農村環境 の保全

- ・地域資源としての木材等の利用、森林浴や環境教育の場の提供、生物多様性の保全、野生動物との棲み分けなどを旨し、地域住民との協働により、地域や生活に密着した明るい里山の再生に取り組みます。
- ・里山林の維持管理を一層推進するため、地域住民と「森づくりサポーター」との協働による森づくり活動を支援するとともに、里山地区の活性化と自立を支援します。
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した水路・農道等の管理などの共同活動を推進します。
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した取組や成果を発表する『『ワクワクとやま』むらづくり推進大会』の開催、農林漁業体験活動の実施等により、農業・農村の有する多面的機能に対する理解の醸成を図ります。
- ・住民組織等が行う棚田オーナー活動、農村体験活動等の棚田地域の農地等の保全・利活用に係る活動に対して支援するとともに、ホームページやSNS等を通じて棚田地域の魅力発信に努めます。

	・小学生等を対象に、農山村の地域資源を活用した体験学習を推進します。 ・市町村等と連携した広域的な不法投棄のパトロールの取組を推進します。
② 伝統文化の保存・継承、文化・スポーツを通じた地域活性化	・地域の伝統行事・民俗芸能等に用いる、用具の修理や復元新調などの保存・継承に向けた取組を支援します。 ・伝統行事や民俗芸能等の魅力を県内外に情報発信するとともに、観光資源として磨き上げる取組を進めます。 ・伝統行事や民俗芸能等を次世代へ継承するため、演者等の後継者育成の取組を支援します。 ・利賀芸術公園において、演出家・鈴木忠志氏による質の高い演劇祭を開催します。 ・富山湾や 3,000 m級の山々が連なる立山連峰など、本県の豊かな自然環境等を活かしたスポーツイベントや県内各地の地域特性を活かしたスポーツイベント等の充実に努めます。 ・こどもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるウォーキングイベントを県内各地で開催し、各市町村等と連携し、会場の地域特性を活かした観光 PR を行うなど、地域活性化に向けた活動を一層展開していきます。 ・国内外に本県の豊かな自然や歴史・文化などの魅力を発信するため、市町村や関係機関等と連携し、スポーツとコラボレーションした大会やスポーツイベントの企画・誘致に努めます。 ・「富山県スポーツコミッション」が中心となり、県内のスポーツチームと連携・協働し、県全体でスポーツを応援する機運の醸成を図るほか、スポーツを通じた関係人口創出や地域貢献・地域活性化の取組を推進します。
③ 地域の魅力を活かした子育てや教育環境の充実	・「富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例」（略称：富山県こどもまんなか条例）を制定し、こどもの権利の普及啓発や、こどもの意見の施策への反映により、こどもが意見を言いやすい環境づくりなどを進め、こどものウェルビーイングの向上を図ります。 ・ライフステージが変わる際に関係機関が円滑な連携や接続を図るとともに、子育て等に係るサービスや支援に関する情報を適時適切に提供します。 ・市町村と連携し、こども医療費助成、保育料の軽減など妊娠、出産、子育てに係る費用負担に対する支援を充実し、子育て家庭等の経済的負担の軽減を図ります。

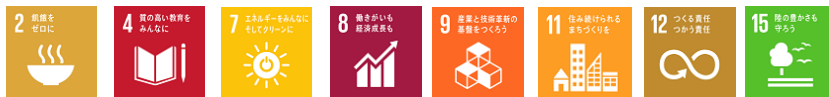
	・高校の入学料や授業料への支援など、修学にかかる経済的負担の軽減を図ります。 ・小・中学校において、県が作成したデジタル補助教材「ふるさととやまの人物ものがたり」や市町村が作成した郷土学習教材を活用し、先人の偉業や夢、志等を学ぶ教育を推進します。 ・県立高校において、県が作成したデジタル補助教材「高校生のためのふるさと富山」などを活用した、郷土史・日本史学習の取組を支援します。 ・地域住民との交流や公民館を拠点とした活動によって、民俗芸能等の後継者育成や身近な自然体験活動等への取組を支援します。 ・県民生涯学習カレッジにおいて、地域課題について共に考える講座を提供し、地域の活性化や担い手となる人材を育成します。
--	---

【参考指標】

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
県による話し合い支援地区数（累計）	50 地区	80 地区	年間 6 地区程度の支援を目指す。
地域運営組織数（累計）	77 組織	100 組織	一層の地域運営組織の形成を目指す。
若者・女性・移住者が中心となって行う地域活性化活動数（累計）	—	20 件	年間 4 件程度の支援を目指す。
地域づくりの担い手となる人材の育成数（累計延べ人数）（*）	33 名	250 名	年間延べ 50 名程度の地域づくりに関わる方を対象とした人材育成研修への参加を目指す。
県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数（学生 U ターンを除く）（*）	902 人	1,150 人	年 50 人程度の増加を目指す。

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
農林漁業等体験者数（＊）	(2023 年度実績) 79,554 人	100,000 人	農山漁村地域への関心の高まりを捉え、着実な増加を目指す。
空き家バンクの年間登録件数（＊）	560 件	600 件	年 600 件程度の登録件数を目指す。
里山林の整備面積(累計)	3,716ha	※2026 年度に設定予定	※「富山県森林・林業振興計画」の改訂に合わせて検討
中山間地域における農村環境保全活動に取り組む集落数	548 集落	540 集落	中山間地域における農村環境保全活動に取り組む集落の減少を防ぎ、着実な農村環境保全活動の継続を目指す。(注 1)
地域文化に関係するボランティア活動者数（＊）	14,150 人	14,300 人	年平均 25～30 人程度の増加を目指す。

（＊）は県全体での指標



観点 2：地域の特性を活かした経済の活性化

中山間地域ならではの「強み」や「魅力」を再発見し、それを活かした新しい仕事や雇用、地域内外の人のつながりを生み出すことで、地域の経済を活性化し、若者が住み続けたい、移住したい魅力的な地域を目指します。

（４）地域の特性を活かしたビジネスの振興

【現状と課題】

中山間地域では生産年齢人口の減少が顕著であり、若者世代が魅力を感じる働く場を増やすことが重要です。そのため、**地域産業の総合的な支援に加え、**企業の誘致や、地域が持つ「強み」や「魅力」を活かして新しいビジネスを生み出す取組が求められています。また、本県の開業率が低いという課題を解消するために、急激な環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神であるアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材を育成することも必要です。

近年、新型コロナウイルスの影響でテレワークやオンライン会議が拡がり、本社機能の一部移転や二地域居住を選ぶ働き方が増えています。さらに、フリーランスや副業・兼業などの多様な働き方の拡がり、中山間地域への移住や新たなビジネスの創出を後押しする可能性を持っています。こうした動きも生かし、起業を志す人を支援していく取組も必要です。

また、中山間地域は、豊富な土地や特産物など、多くの地域資源の宝庫です。これらを生かし、高収益作物の生産、農産物の加工・販売、体験型農園の運営など地域産業の総合的かつ一体的な取組を推進していきます。

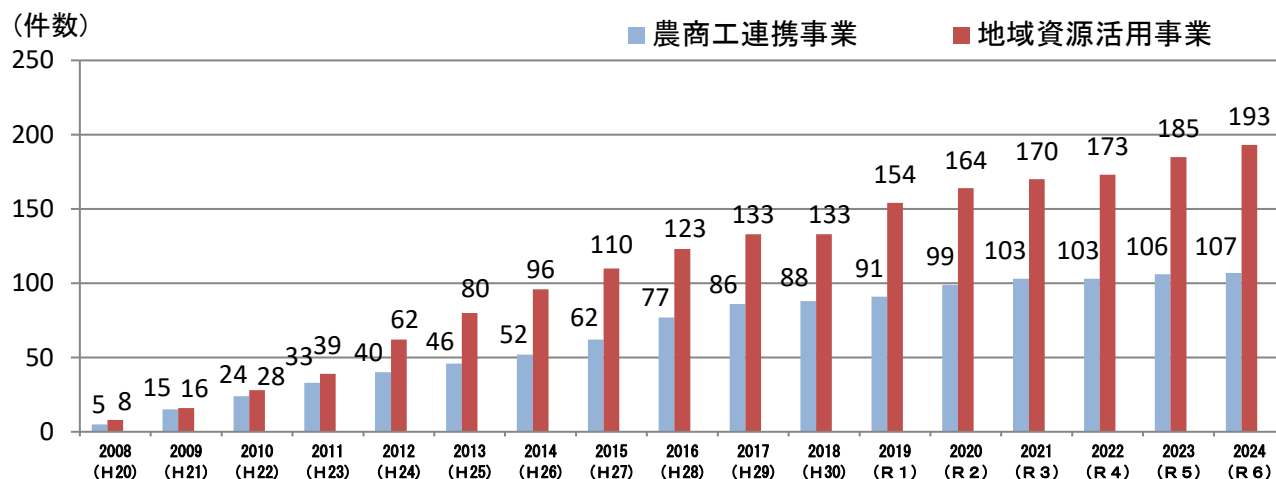
さらに、自然、食、文化を活用した観光事業の展開により、更なる地域の魅力づくりが可能です。こうした取組により、地域の自然や文化、産業資源の価値を高め、国内外への情報発信を強化し、交流人口の拡大や地域経済の活性化につなげることが期待されます。

一方、伝統工芸産業では、職人の高齢化や技術の継承が課題となっており、それに加え新商品の開発、市場開拓、販路拡大などへの対応が求められています。

加えて、富山県は全国でも有数の包蔵水力を持つ地域であり、中小水力発電や県有地を活用したメガソーラー³⁶の整備、木質バイオマス発電所による間伐材の利用などが進んでいます。これらを基盤として、地域づくりや人材育成と連携しながら低炭素エネルギーの導入をさらに促進することが必要です。

³⁶ メガソーラー：発電出力 1MW（メガワット＝1,000kW）以上の大規模太陽光発電所

■農商工連携事業、地域資源活用事業の助成件数（累計）



資料：県地域産業振興室調べ

【具体的な取組】

(4) 地域の特性を活かしたビジネスの振興	
① 創業機運の醸成、新たなビジネスの創出	・高校生、大学生等に対する起業家の講演やビジネスコンテスト、起業体験プログラム等により、若者の創業機運の醸成を図ります。 ・創業塾の開校等により起業・新分野への進出を支援します。 ・創業予定者、創業後間もない中小企業者が取り組む新規性、独自性のある事業や地域活性化に貢献する事業へ助成します。 ・地域資源活用、農商工連携による新事業に対して、中小企業成長応援ファンド等により助成します。 ・県制度融資の「創業・事業継承支援資金」、「新事業展開支援資金」により施設整備や経営安定に向けて支援します。 ・「後継者人材バンク」を活用した起業を希望する者と後継者不在の中小企業とのマッチングを支援します。 ・中小企業者が生産した新製品等を県が認定し率先して購入するトライアル発注により支援します。 ・起業支援金等を活用して県外からの移住者による新たなビジネスを支援します。 ・複数の事業を兼業することにより生計を立てる手法について、事例を紹介します。
② 多様な就労機会の確保や企業等の誘致	・優れた技術を持った成長性の高い企業（グリーン、バイオ、半導体など）を重点とした企業誘致を戦略的に推進します。 ・県内外の学生など若者の雇用につながる本社機能・研究開発拠点等の誘致を推進します。

	・企業の立地意思の決定から操業開始までニーズに応じたきめ細かなサービスをワンストップで提供するオーダーメイド型企业誘致の展開や、既に立地した企業へのフォローアップによる長期的なパートナーとしての企業の成長と地域の活性化を推進します。 ・県内へのサテライトオフィス等の進出に向けて、市町村と連携して廃校や空き家などへの誘致を促進します。 ・県内企業における中核人材・副業兼業人材など多様な人材の確保・活躍を推進します。 ・産業界のニーズ等に応じた職業能力開発の取組やリスキリング（企業による従業員の学び直し）の促進など、産学官が連携した人材育成支援による人材の供給体制の強化を図ります。
③ 高付加価値化による地域産業の振興	・市町村や JA など関係機関・団体と連携し、県内外の消費者や実需者のニーズを捉えたマーケットイン型の商品開発・販売を推進します。 ・首都圏等の飲食店等と連携し、旬の食材の普及を図り、県産農林水産物等の供給を推進するとともに、食のイベント等による県産農林水産物等の PR を行います。 ・地域資源を活用した付加価値創出に資する取組に対し、必要な経費の支援や専門家派遣による経営改善等の支援を行います。 ・農産物の評価向上や農業者の経営安定及び産地の育成強化に向け、富山県適正農業規範（とやま G A P 規範）の取組を推進します。 ・地域資源活用、農商工連携による新事業に対して、中小企業成長応援ファンド等により助成します。（再掲） ・県制度融資の「設備投資促進資金」等により中小企業の施設・設備整備を支援します。 ・各産地組合や自治体、関係機関と連携し、伝統工芸産業の持続的な発展と付加価値の創造を図るため、①人材育成・技術継承、②新商品開発、③販路開拓・魅力発信の各種施策を展開します。
④ 魅力ある地域資源の磨き上げ、観光を担う人材の育成	・とやま観光推進機構と連携し、魅力ある地域資源の発掘や磨き上げに取り組む市町村や事業者等を支援します。 ・観光客の滞在時間の延伸、観光消費額の増加に資する新商品・新サービスの開発や提供等に係る事業を支援します。 ・特色ある祭りを活かした誘客を促進するとともに、祭りの保存・継承のための地域の取組を支援します。 ・「とやま観光ビジネスアカデミー」において、質の高い観光ガイ

	ドの養成や、地域資源を活かしたインバウンドツーリズムを企画・実施できる人材の育成に努めます。
⑤再生可能エネルギー源の活用	・ 中小河川等を活用した中小水力発電の導入を促進します。 ・ 木質バイオマス発電所や木質バイオマス利用施設における県産間伐材等の利用を促進します。 ・ 地域課題の解決やエネルギーの地産地消にも資する分散型エネルギーシステムの導入を促進します。

（５）中山間地農業の活性化

【現状と課題】

中山間地域は、地形条件の不利性に加え、農産物販売額の伸び悩み、高齢化に伴う農業従事者の減少などの要因により、老朽化が進行する用排水路や農道の再整備への投資意欲が下がっています。そのため必要な維持管理がされていない箇所もあり、これらの農業施設の機能低下が懸念されています。

農業は他の産業に比べ就業者の減少と高齢化が進んでおり、限られた人数で安全に作業できるよう ICT やロボット技術等の先端技術を活用したスマート農業を推進することが重要です。また、くすりの富山の基盤を活かしたシャクヤクの栽培や、自然環境と調和した有機農産物の生産など、中山間地域の地理的・自然的条件を活かした競争力のある農産物の生産によって、所得向上を目指していかなければなりません。中山間地域で多く営まれる畜産では、高齢化等により離農が進む一方で、意欲的な担い手が規模拡大を目指す気運も生まれ、「なんとポーク」や「氷見牛」などの地域銘柄化が進んでいます。

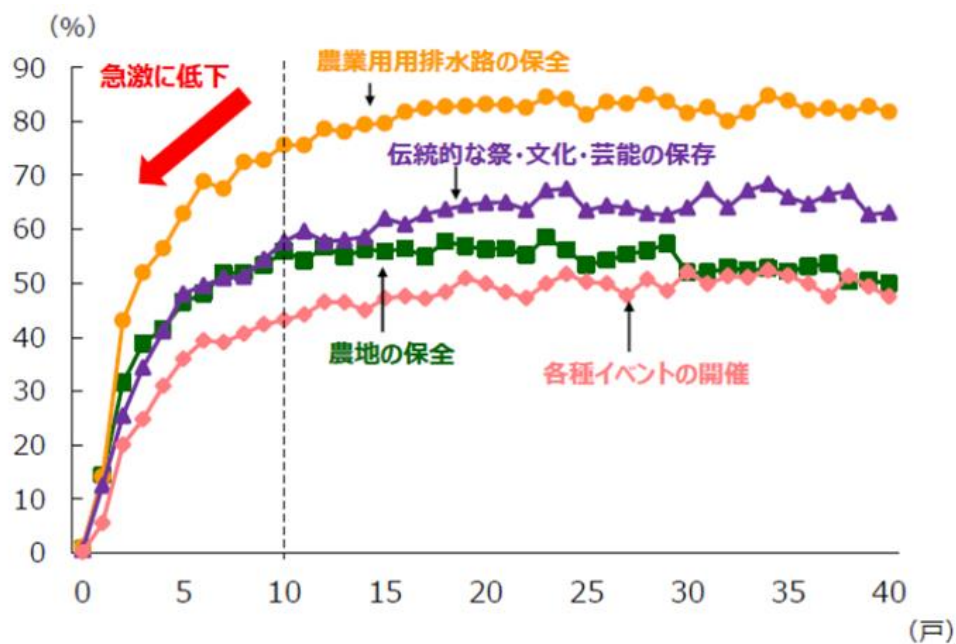
一方、中山間地域の農村では農業従事者だけでなく集落全体の戸数が減り、農地・農業用水路等の保全だけでなく、買い物・子育て等の生活支援等の取組を行う集落機能の弱体化が懸念されています。国の調査では特に 9 戸以下の小規模集落では、農地の保全や用排水路の管理等の集落の共同活動の実施率が急激に低下する傾向にあります。本県の中山間地は、全国に比べてもこの規模の集落の割合が高い状況にあるため、農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成によって集落機能を支える仕組みづくりが重要になっています。

さらに、農福連携は、障害のある方の農林水産業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組のことであり、**農林水産業**の労働力不足を補うだけでなく、障害者など福祉サービスの対象者に就労の場を提供することで、それぞれが抱える課題解決を図るとともに、地域社会を活性化させ、多様な人々が包摂される社会を実現することが期待されています。

中山間地域が抱える課題に対応しながら、先進技術や地域資源を活かし、持続可能な農村を築いていく取組が求められています。

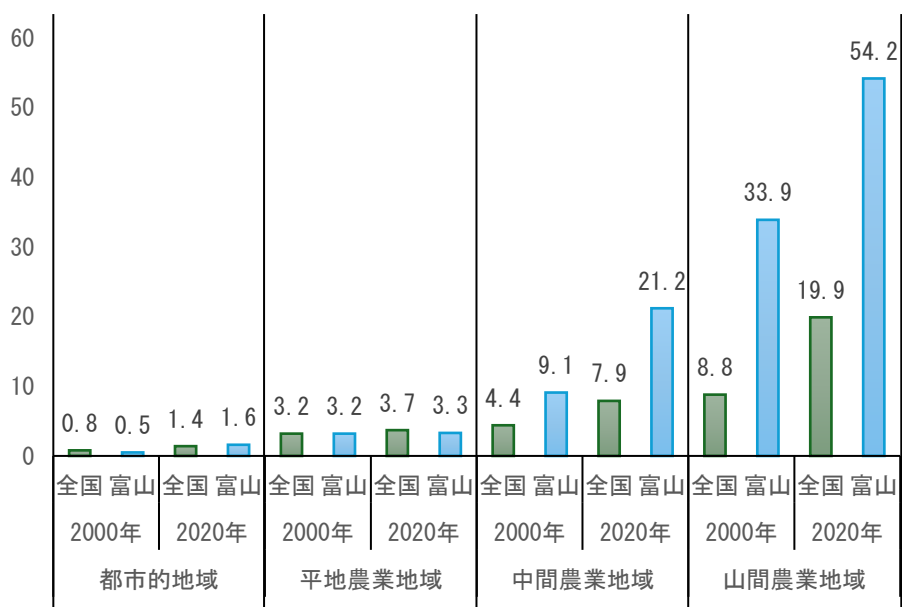
■農村の集落機能の低下

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」
(2018年12月)

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

【具体的な取組】

(5) 中山間地農業の活性化	
① 農業の担い手確保・育成	・地域内だけでなく、U I J ターンによる県外も含めた地域外からの多様な農業者の確保を推進するとともに、「とやま農業未来カレッジ」を核とする研修等により、担い手の育成に取り組みます。 ・就農希望者と農業法人等とのマッチングや、産地等が行う就農促進に向けた取組を支援し、地域農業の次世代を担う人材の確保・育成を図るとともに、円滑な経営継承を支援します。 ・NPO、企業、学生などの多様な人材の地域活動への参画を進めるなど、関係機関・団体等が連携し、中山間地域へのサポート体制の充実を図ります。
② スマート農業の推進	・耕作条件が不利な農地での農作業の大幅な省力化等を図るため、ロボット技術や ICT などの先端技術を活用したスマート農業を推進します。 ・中山間地域の農地は、高低差のある畦畔法面など地形条件が不利な状況にあり、水管理・草刈り等のほ場周りの管理作業が営農上の負担となっています。省力化を図るため、除草作業の機械化に対応した畦畔整備や用水路のパイプライン化、水管理 ICT 技術の導入などの整備を推進します。
③ 競争力のある農産物や薬用作物等の生産	・薬用作物については、産官学連携による「薬用作物実用化研究会幹事会」で示された実需者ニーズに基づき、シャクヤクを中心とした実証ほ設置による栽培技術等の課題解決を図るとともに、生産・販路の拡大に向けた省力機械化や優良な苗の安定供給体制を構築します。 ・中山間地域の自然と調和した環境にやさしく持続性の高い農業を推進するため、環境負荷低減に向け、とやまみどり認定や有機農業の取組を支援します。 ・有機農業など環境にやさしい農業の取組拡大に向けた研修会の開催や、イベント等での有機農産物の PR 等による消費者への理解増進を図ります。 ・草地等の畜産生産基盤の整備支援や遊休地への畜産企業の受入れなどにより、高品質、安全な畜産物の安定供給を推進します。 ・畜産経営に大きな影響を及ぼす CSF（豚コレラ）など家畜伝染病の発生及びまん延を防止し、安全で良質な畜産物の安定供給など本県の畜産業の振興を図るため、防疫体制の強化や野生イ

	ノシシの有害捕獲の強化、経口ワクチンの散布等を推進します。
④ 農村 RMO を核とした農村の維持・活性化	・中山間地域において、複数集落での機能を補完する農村 RMO(農村型地域運営組織)の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づき、農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る調査、計画作成及び実証事業等の取組を支援します。 ・農村 RMO の裾野を広げるため、中山間地域の小規模集落等で、農村 RMO の形成・活動着手に繋がる取組を支援するほか、市町など関係機関による連携を強化し、地域に寄り添った伴走支援を図ります。
⑤ 農福連携の推進	・農福連携推進セミナーの開催により農林水産業と福祉の相互理解の醸成を図るほか、農福連携マルシェの開催を通じ、一般県民への普及・啓発を図ります。 ・農林水産業経営体と障害福祉サービス事業所とのマッチングや立ち上げ支援等を行い、優良なモデル事例を横展開し、取組みの拡大を図ります。 ・農福連携を推進するため、農福連携コーディネーターによる農林水産業・福祉のマッチング支援や、障害者が現場で作業等を実践する際にアドバイスする専門家を派遣します。 ・障害者が働きやすい環境となるよう受入側の農林水産業経営体の作業環境整備を支援します。

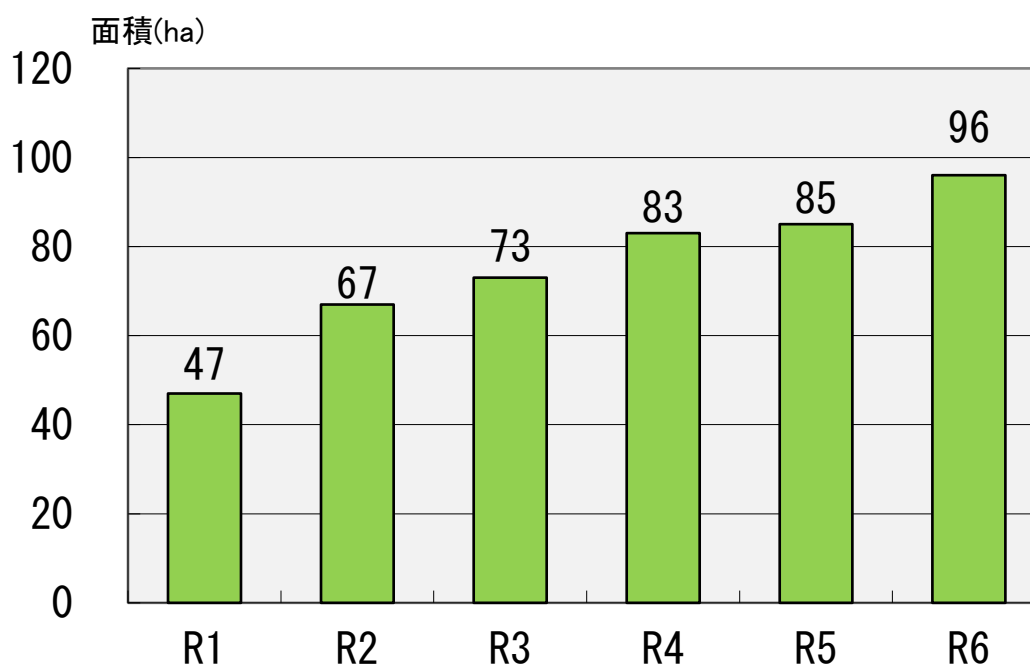
(6) 林業及び木材産業の活性化

【現状と課題】

県内の人工林は本格的な利用期を迎え、主伐面積や県産材の素材生産量・利用量は増加しています。県では、間伐や計画的な主伐・再生林による資源循環を進めつつ、路網整備や高性能林業機械の導入、ICT 等を活用したスマート林業、富山県林業カレッジ等による担い手育成、「富山県ウッド・チェンジ協議会」により店舗やオフィスなど木造化や木質化が進んでいない民間建築物における木材利用の拡大に取り組んでいます。

しかしながら、木材価格や林業経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。林業の担い手数の維持や県産材の生産・流通の効率化、木材需要や関係人口の拡大が今後の課題となっています。

■民有林人工林の主伐面積の推移



資料：県森林政策課調べ

【具体的な取組】

(6) 林業及び木材産業の活性化	
① 林業の担い手確保・育成	・林業担い手センターにより、林業就業者の確保に向け、ハローワークと共同での就業相談会や、林業就業に関する情報発信サイトの開設、高校生等を対象とした体験林業などを行うとともに、女性・若年層など新たな担い手の確保につなげるための就業環境の改善などに必要な設備の導入を支援します。 ・富山県林業カレッジにおいて、経験や役割に応じた技術研修や技能訓練を段階的に実施し、生産性と安全性を確保しつつ素材生産等を行うことのできる現場技術者の育成を図るとともに、更なる生産性・安全性の向上を図るため、スマート林業技術を活用する人材を育成します。
② 林業イノベーションの推進による生産性向上	・間伐等の森林整備の推進により、健全な人工林を育成します。 ・計画的な主伐と優良無花粉スギ「立山 森の輝き」による再造林を推進します。 ・林道や作業道の開設と原木のストックヤードなどの林業生産基盤を整備します。 ・低コスト生産を促進するための高性能林業機械の導入を支援します。 ・県林業イノベーション推進協議会による研修の開催や ICT 等

	を活用した機器の実証、森林整備に必要な森林資源情報を航空レーザ計測により整備するなど、スマート林業を推進します。 ・森林経営管理支援センターにより、市町村が進める森林整備や森林経営管理制度の実施を支援します。
③ 県産材の安定供給体制の整備と木材需要拡大	・「富山県ウッド・チェンジ協議会」において、民間建築物における木材利用の課題整理や解決策の検討、先進的な取組や木材利用に関する情報共有などを行い、施主である民間事業者等が木材を使いやすい環境づくりに取り組みます。 ・県産材を使用する住宅や公共施設の木造化・木質化に加え、民間施設での県産材利用の取組を支援します。 ・CLTや木質耐火部材等の新たな製品の普及による県産材の需要創出を図ります。

（７）鳥獣被害の防止等

【現状と課題】

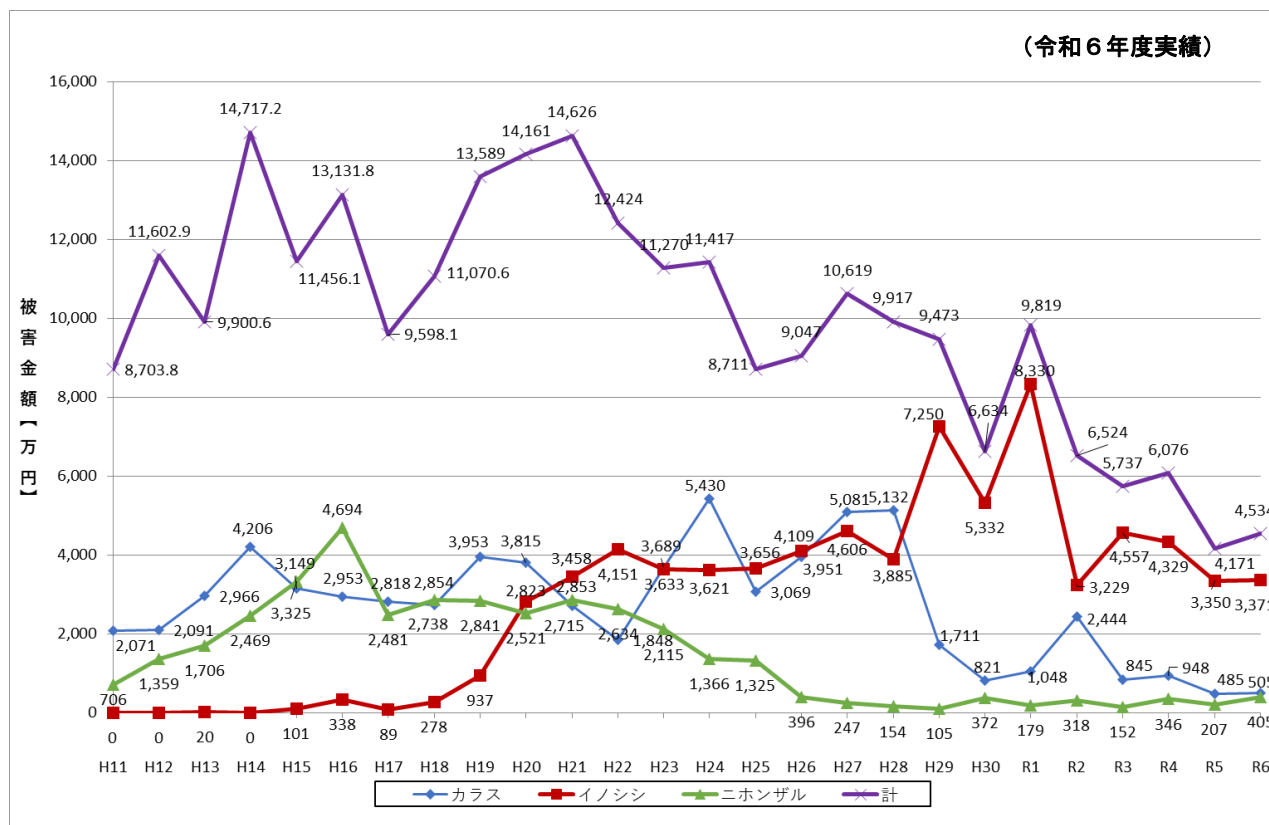
イノシシ等野生鳥獣による農作物被害額は、2019（令和元）年度までは約１億円と高かったものの、2020（令和２）年度からは6,000万円前後と減少傾向で推移し、2024（令和６）年度は4,534万円となっています。引き続き更なる被害額減少に向けて総合的な鳥獣被害防止対策に対する支援を行う必要があります。

また、県内でのニホンザルによる生活環境被害は、年々増加しており、農作物被害額に現れない家庭菜園や家屋への被害、人への威嚇等が問題となっています。ニホンザルの対策は、地域ぐるみでの侵入防止対策や追払い追い上げ、捕獲対策が基本であり、ICTを用いた効率的、効果的な対策が求められています。

さらに、ツキノワグマについては、死亡事故を含め多数の人身被害が発生し、人との軋轢が大きな社会問題となっていることから、適切な管理対策の実施が急務となっています。特に2025（令和７）年は、本県における出没件数が過去10年で最多となり1,000件を超え、捕獲数も過去最多の約400頭となりました。

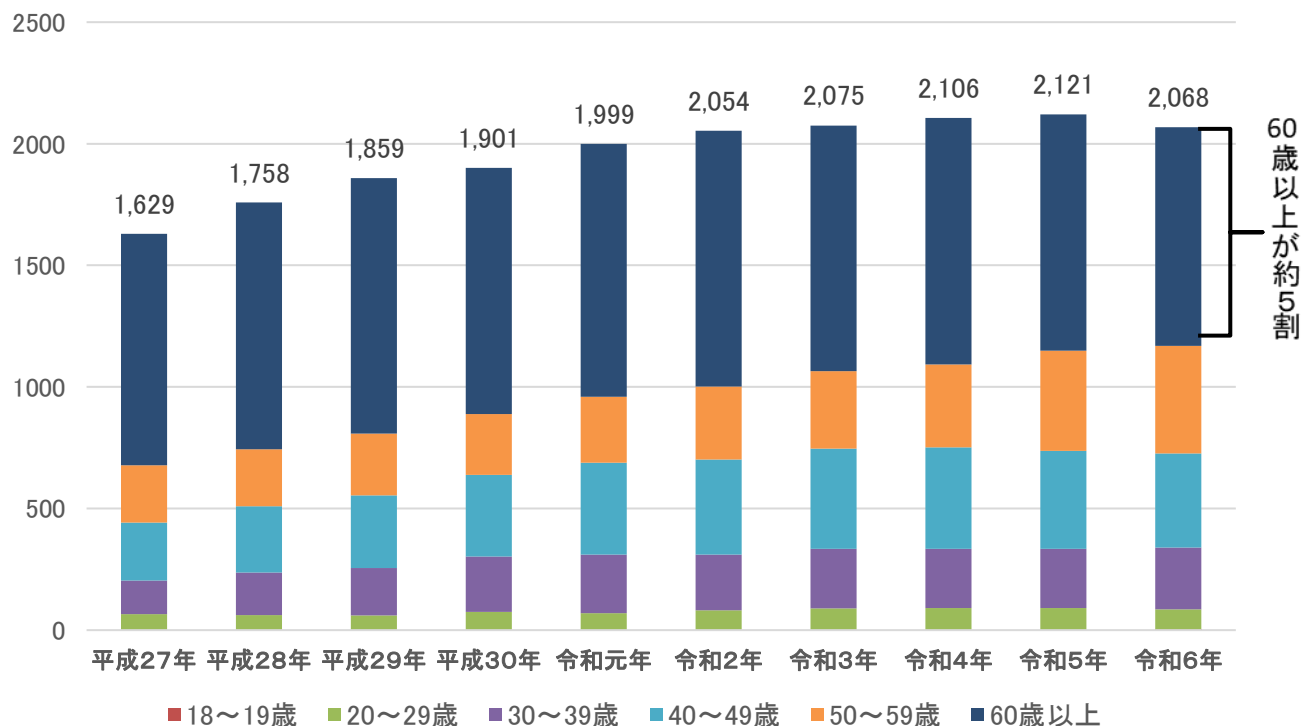
今後は、ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持を図りつつ、柿など誘引物の伐採・除去、里山林の整備、河川敷の伐木など、住宅地への出没を抑制する未然防止策を引き続き実施する必要があります。あわせて、科学的データに基づき、捕獲を含めた適正な個体数管理を強化し、人身被害の防止を図ることが求められます。

■主要鳥獣における農作物被害金額の推移



資料：県農村振興課調べ

■狩猟免許交付の推移



資料：県自然保護課調べ

■県内ジビエ利活用（イノシシ）の状況

区分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31/R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
獣肉処理施設数	5	7	7	9	9	9	10	10
獣肉処理頭数	107	146	312	0(※)	125	380	960	1,183
捕獲頭数	5,267	5,959	8,172	3,325	3,446	4,693	5,602	5,749

資料：県農村振興課調べ

※豚熱の影響による

【具体的な取組】

(7) 鳥獣被害の防止等	
① 野生鳥獣の適正な保護と管理	・ツキノワグマ等の野生鳥獣のモニタリング調査や、保護管理計画の策定を行います。 ・自然環境被害や農作物被害などを引き起こすイノシシ、ニホンジカ等の個体数を適正に管理するため、捕獲の強化を図ります。 ・野生鳥獣の保護管理を担う人材や専門的な集団の育成・確保に努めます。 ・ツキノワグマの平野部での出没に伴う人身被害の未然防止のための取組を支援します。 ・ツキノワグマによる人身被害防止のため、市町村支援、専門人材の配置、捕獲専門チームによる捕獲など総合的な対策を実施します。 ・ニホンザルの被害防止のため、行動圏等の調査や個体数を適正管理するため捕獲強化を図ります。
② 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進	・地域ぐるみの鳥獣害対策を実践するために、研修会を通じて地域の被害防止対策を牽引する「地域実践リーダー」を育成します。 ・関係機関と連携して「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づき、①集落環境管理、②侵入防止対策、③捕獲対策の3つの対策を地域に合った形で実践し、被害ゼロを目指すモデル集落を育成します。 ・ICT や5G の活用などによる効果的な侵入防止対策や捕獲強化策について、情報収集を図り推進していきます。
③ ジビエの利活用	・狩猟者や処理加工施設、飲食店と連携して、安全で良質な「とやまジビエ」の供給体制の整備を推進します。 ・ジビエの需要拡大を図るため、消費者に向けたイベントでのPRやSNS等を活用した広報を実施します。

【参考指標】

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
企業立地件数(※)	53 件	68 件以上	迅速かつ幅広い情報収集と継続的な働きかけや企業ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供、企業誘致推進会議を通じた市町村等との連携により、2024 年度実績の 53 件に 15 市町村各 1 件となる 15 件を上乗せした 68 件以上の立地を目指す。
農林業者による加工・直売などの 6 次産業化の販売金額（農林生産関連事業の年間販売金額）(※)	(2023 年度実績) 88 億円	94 億円	農林産物の加工・直売などによる高付加価値化の推進により、年約 1 億円の増額を目指す。(注 1)
直売所及びインショップにおける農林水産物等販売金額(※)	43.3 億円	45 億円以上	農産物の安定供給と品質向上や農産加工品の開発・販売を強化し、直売やインショップ活動の拡大と充実を目指す。 (注 1)
中小水力発電の導入量(※)	(2023 年度実績) 2,807GWh	(2030 年度目標) 2,836GWh	適地調査の結果等を踏まえ、整備見込みがある中小水力発電候補地を確実に整備することを目指す。
新規就農者数(※)	84 人	120 人以上	本県農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年 120 人以上確保することを目指す。 (注 1)
有機農業の取組面積(※)	260ha	480ha	環境にやさしく持続性の高い有機農業の取組拡大を目指す。(注 1)

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
普及に移した開発技術数(直近5か年平均)(*)	29 件	30 件以上	試験研究の充実による開発技術数の増加を見込み、目標値として 30 件以上を目指す。 (注 1)
林業就業者数 (*)	434 人	430 人	生産性の向上や作業の効率化・省力化を進め、今後の素材生産量の拡大や再造林等の事業量に見合った就業者数の確保を図る。
県産材素材生産量 (*)	11 万 2 千 m ³	15 万 5 千 m ³	充実した森林資源を背景に、間伐から主伐へ森林施業をシフトすることによって、素材生産量の増大を図る。
主伐面積「人工林」 (*)	96ha	118ha	成熟期を迎えている森林資源の循環利用を推進するため、スマート林業の導入などにより約 1.2 倍の増加を目指す。
イノシシ推定個体数 (*)	10,080 頭程度	2,600 頭程度	豚熱の感染拡大防止と農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。
野生鳥獣による農作物被害額(*)	4,534 万円	4,100 万円以下	地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施し、被害額の削減を目指す。(注 1)

(*) は県全体での指標

(注 1) 「富山県農業・農村振興計画」に基づく指標。2026(令和 8)年度に必要な応じて見直しを行う予定。



観点3：安全・安心な暮らしの確保

災害に強い地域の構築、日常生活を支える地域交通や買い物、医療・福祉サービスの充実により、誰もが安全に安心して暮らし続けられる地域を目指します。

（8）災害に強い地域づくり

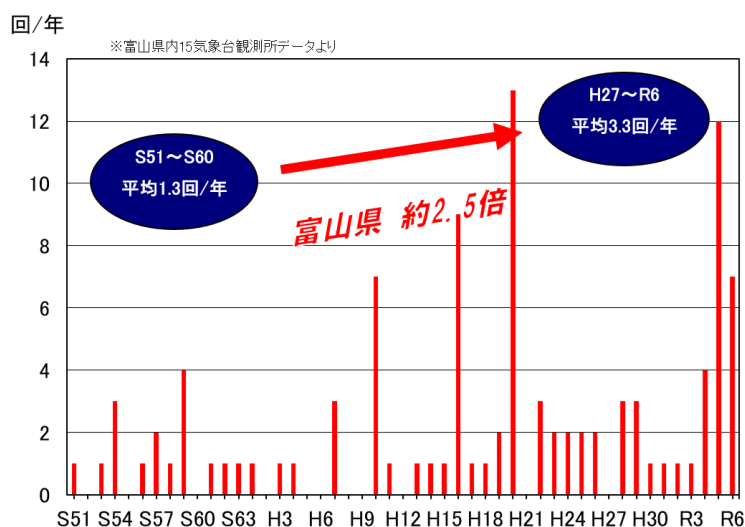
【現状と課題】

中山間地域では、急峻な山や河川、脆弱な地質、冬の積雪等の厳しい自然条件により、土砂災害や雪崩が頻発しています。また、令和6年1月には能登半島地震が発生するとともに、近年では、気候変動の影響等により自然災害が激甚化、頻発化するなど、道路をはじめ県民生活や経済活動を支えるインフラにも多大な被害が出ています。そのため、災害による人命や財産の被害をいかに防ぎ、最小限に抑えるかが重要な課題となっています。

さらに、高度経済成長期に集中的に建設したインフラの老朽化が進み、今後、一斉に更新時期を迎えます。上下水道を含む公共土木施設や農林水産業施設などの老朽化による機能低下が懸念されており、計画的な施設の点検や長寿命化対策、改築・更新などが必要となっています。

また、本県の自主防災組織³⁷の組織率は全国平均と比較して高いものの、地域によって偏りがあることから、引き続き、市町村と連携して組織率の向上に取り組む必要があります。加えて、地域の実情に応じた避難行動などを含めた地区防災計画の策定が重要です。さらに、消防団への若者等の参加を促進するため、関係機関との連携を強化し地域の防災力を高める取組を進める必要があります。

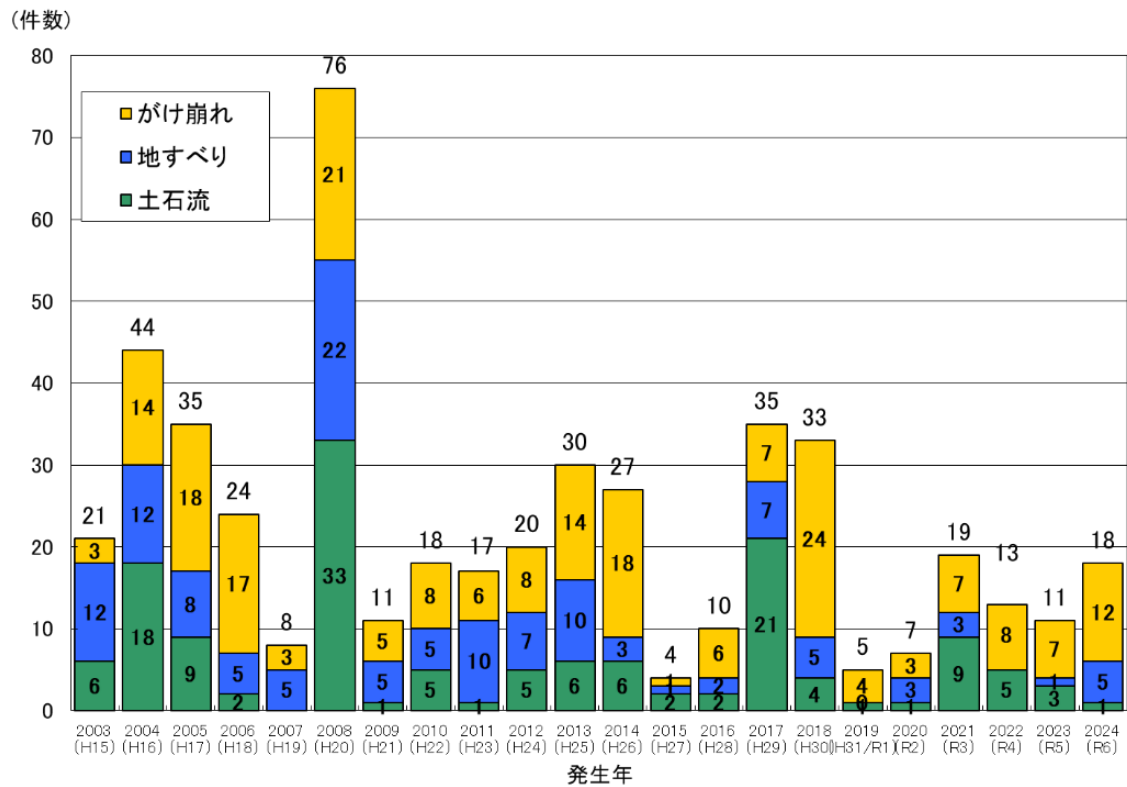
■県内の時間雨量 50mm 以上の降雨の観測回数



資料：県河川課調べ

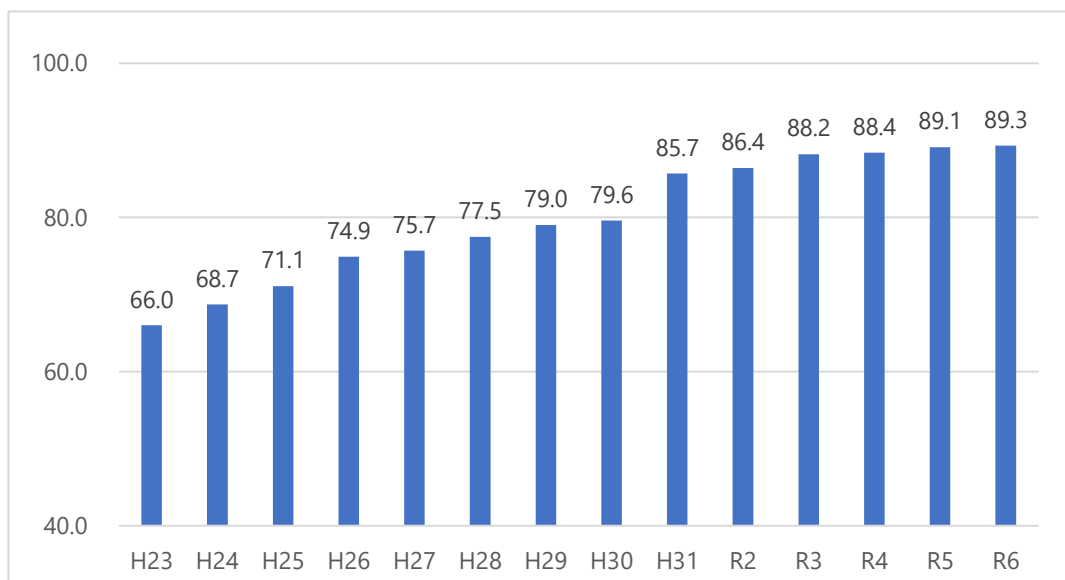
³⁷ 自主防災組織：地震・風水害などの災害発生時に「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念で、町内会・自治会など地域住民が主体となり平常時から防災活動を行う任意の組織

■県内の土砂災害の発生件数（2024 年 12 月末時点）



資料：砂防課調べ

■本県の自主防災組織活動カバー率の推移



資料：県防災課調べ

【具体的な取組】

(8) 災害に強い地域づくり	
① 治山・治水・土砂災害対策	・堤防の建設や川幅の拡幅など河川の整備や、荒廃河川における砂防堰堤整備を推進します。 ・利賀ダムの建設や、既存ダムの管理施設等の改良を促進します。 ・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の着実な整備、社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設等に対する土砂災害対策を充実します。 ・災害監視や県民への防災情報の提供を行うため、防災情報システムの整備・充実を図ります。 ・山林・河川・ダムの管理者など関係機関との連携により、流木対策を推進します。 ・地域の暮らしや歴史・文化との調和、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した「多自然川づくり」を推進します。 ・溪流の連続性を確保する透過型砂防堰堤や、緑豊かな斜面空間を創出する法面保護工など、自然環境に配慮した施設の整備を推進します。 ・下流人家等への甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池等の決壊による被害を未然に防止するため、計画的な耐震・豪雨対策を実施します。 ・防災重点農業用ため池については、ハザードマップ等を作成・周知し、日頃から地域住民の防災意識の醸成を図ります。 ・豪雨等の自然災害により被害を受けた公共土木施設、農地・農業用施設について迅速な効用回復を図るため災害復旧事業を実施します。また、災害を未然に防止するため、農業水利施設の計画的な補修・更新を適時適切に推進し、施設機能の持続的な確保に取り組みます。 ・災害発生危険度の高い箇所における治山施設の重点的な整備を行います。 ・保安林の指定など伐採等の規制による森林の保全を行うとともに、治山施設の整備と併せた森林整備を推進します。 ・防災関連事業等の計画的な推進、災害復旧の迅速化を図るため、土地の所有者や境界を明確にする地籍調査の実施について、市町村を支援していきます。
② ライフラインとなる道路の計画的	・災害から罹災時にいち早く復興するため、緊急輸送道路など県内主要道路の整備を促進し、代替性が確保された道路ネットワークを強化します。

な整備・レジリエンスの強化	・移住や交流を推進する地域における道路整備を促進します。 ・中山間地域でも安心して人が住み、生活するために必要な道路整備を促進します。 ・集落間ネットワークの維持のために必要な道路整備を促進します。 ・既存道路施設における、予防保全的な維持管理による橋梁の長寿命化や、橋梁の耐震化、落石・崩壊等に対する防災施設の充実等による災害に強い道路整備を推進します。
③ 公共インフラの耐震化、老朽化対策	・長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を実施し、予防保全型メンテナンスを推進します。 ・AI やドローンなど最新の技術を活用した点検や維持管理を推進します。 ・複数・広域・多分野の公共インフラを「群」と捉えた効率的・効果的なマネジメントを推進します。 ・住民との対話のもと、インフラの選択と集中による持続可能なマネジメントを推進します。 ・上下水道、工業用水道施設の耐震化や老朽化施設の機能維持対策を計画的に推進します。 ・事故を未然に防止するため、農業水利施設の計画的な補修・更新を適時適切に推進し、施設機能の持続的な確保に取り組みます。(再掲)
④ 地域防災力の強化	・災害対応の迅速化・効率化と情報の一元化を図るため、デジタル技術を活用した情報収集・共有体制の強化など防災 DX を推進します。 ・自主防災組織の未結成地区における組織化の推進やリーダー育成研修を実施します。 ・地域防災力の引き上げのため、地域においてリーダーとなり得る人材として、防災士を育成します。 ・防災分野の女性リーダー育成するほか、災害時に誰もが安全・安心に過ごせるよう、多様性にも配慮しながら、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。 ・自主防災組織をはじめ地区住民や事業者が、地域特性を踏まえた地区防災計画を策定し、平時から実践的な防災訓練等を実施できるよう支援します。 ・ドローンなどのデジタル技術を活用し、災害時における孤立集落対策を推進します。また、災害時に孤立集落が発生した場合は、ドローンによる支援物資運搬やヘリコプターによる避難な

	どの措置を実施します。 ・学生への消防団活動の周知や消防団活動等に協力的な事業所の表彰など、若者や女性、被用者等の消防団への入団を促進します。 ・消防職団員等の専門分野の人材育成や児童生徒への実践的な防災教育を推進します。 ・地域や事業所において幅広い年代の人々が参加する防火訓練や防火講習会、救急講習会の開催を促進します。
--	---

（９）日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進

【現状と課題】

地域交通は、高齢者など交通弱者にとってのセーフティネットであるだけでなく、地域の観光や商業、福祉、子育て、教育等、様々な分野の振興を移動の面から支え、人と人との交流を生み出す、県民にとって欠かせないサービスです。しかしながら、地域交通をとりまく環境は、人口減少・少子高齢化の進展や担い手不足により、厳しさを増しています。こうした中、地域の活力・魅力や住民のウェルビーイングの向上をもたらす持続可能な地域交通サービスの確保が求められています。

また、中山間地域においては、人口減少や商店主の高齢化等に伴う小売店の閉店などにより、日常生活において身近な買い物に不便を感じる「買い物弱者」が増加しています。こうした状況に対し、民間事業者等による移動販売や宅配等のサービスが提供されており、地域住民が長く安心して暮らし続けるための重要なサービスとして定着しています。さらに、一部の宅配サービス事業者は市町村と連携し、高齢者の見守り活動も行っており、地域の安全・安心な暮らしを支える重要な役割を果たしています。しかしながら、現在、物流業界では担い手不足が深刻化しており、配達コストが高くなる傾向にある中山間地域での物流サービスを持続可能とするための基盤づくりが課題となっています。

さらに、近年、暖冬・少雪の傾向が見られる一方で、短期的・局地的な大雪が発生する年もあり、車道や歩道の交通障害、交通機関の運休などが県民生活に深刻な影響を与えています。特に、中山間地域においては、雪崩や大雪によって集落が被災したり孤立したりする懸念が高まっており、迅速かつ効果的な雪対策が求められています。

こうした状況を踏まえ、降雪時における道路の除排雪体制の充実、雪崩等から道路や集落を守る施設整備の推進及び道路状況等の情報を提供する取組の充実を図るとともに、高齢者世帯等への除排雪支援など地域ぐるみでの雪対策の仕組みづくりや雪処理の担い手の確保が重要になってきます。

県では、買い物支援や除雪など地域住民が相互に支え合い支援を行うケアネット活

動³⁸も推進しています。

加えて、AI・デジタルなどの新技術の活用は、担い手不足の解消、日常生活の効率化、住民サービスの向上など、中山間地域のさまざまな課題解決に大きな可能性を持っています。将来的な地域の持続性確保に向けて、自動運転、ドローン物流、AI・ロボット等の先端技術を活用した生活支援の取組について注視していく必要があります。

【具体的な取組】

(9) 日常生活を支えるサービスの確保や取組の推進	
① 持続可能で最適な地域交通サービスの確保・向上	・ 交通事業者等が行う鉄軌道の安全性・快適性向上の取組や利用促進に向けた取組、交通事業者・市町村・NPO 等が運行する生活路線バスに対し支援します。 ・ 地域住民や地元企業・店舗・住民組織・NPO 等がサービスの支え手にもなる、交通空白地の解消等を目指す地域主体の新たなモビリティサービスの立上げを推進します。 ・ 地域交通の担い手確保に向け、働きやすい職場環境の整備、資格取得、その他担い手の確保・育成・定着に向けたノウハウの習得の推進等に取り組むとともに、運転手不足の解消等が期待される、自動運転の実用化に向けた社会実装の取組を支援します。 ・ 地域内のモビリティサービスの利用方法・メリット等について免許の更新時期の機を捉えて周知を図るなど、免許返納がしやすい環境整備に関係者間で連携して取り組みます。
② 買い物支援の推進	・ 買い物支援サービスへの参入や、安定的な事業運営に向けて、取組事例についての情報提供や経営相談窓口の紹介などを行うとともに、サービスの利用促進に向けた情報発信に努めます。 ・ ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などの支援を要する人一人ひとりに、見守り、話し相手、買い物支援、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動を推進します。 ・ 買い物支援など、中山間地域における課題解決に向けた地域間の連携、NPO、企業等との協働の取組を支援します。
③ 除排雪の推進	・ 重要路線における除雪レベルの向上など、車道除排雪を強化します。 ・ 幅員の狭い道路における堆雪帯の設置や消雪施設の更新等を推

³⁸ ケアネット活動：一人暮らし高齢者や障害者などの地域の要支援者一人ひとりに、地域住民自らがチームを結成し、見守りや声かけ、買い物支援等の個別支援を行う活動

	進します。 ・ H P、メールサービスなどによる道路状況等の情報を提供する取組を充実します。 ・ スノーシェッドや雪崩防止柵等の整備を推進します。 ・ 市町村が地域住民と連携して行う地域ぐるみ除排雪体制の整備を支援します。
--	--

(10) 医療・福祉サービスの確保

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の健康維持とともに、医療・介護サービスの確保・充実が不可欠です。

本県の健康寿命³⁹は男性 72.06 歳、女性 75.63 歳であり、平均寿命との差は男性で約 9 年、女性で約 11 年となっています。さらに、精神疾患は誰にとっても身近な病気であり、社会環境が複雑化する中で、多くの人がストレスや心の健康の問題を抱えています。

県内では医師や看護職員は増加傾向にありますが、医療の高度化、在宅医療の推進、災害や感染症の発生などに伴い、質の高い医療サービスを提供するためには、地域の医療提供体制を踏まえた医師・看護職員の確保に努める必要があります。一方、薬剤師は、全国的には増加傾向にあるものの、本県では横ばいから減少傾向にあり、公的病院⁴⁰等でも確保が難しい状況にあります。

地域医療提供体制については、高齢者を中心とした救急搬送患者の増加により救急医療機関の負担が増しています。また、へき地医療においては、巡回診療を行うへき地医療拠点病院が中山間地域での医療を支えています。さらに、在宅医療と介護の連携を円滑に進めるため、ICT 情報共有ツールの導入が進められています。

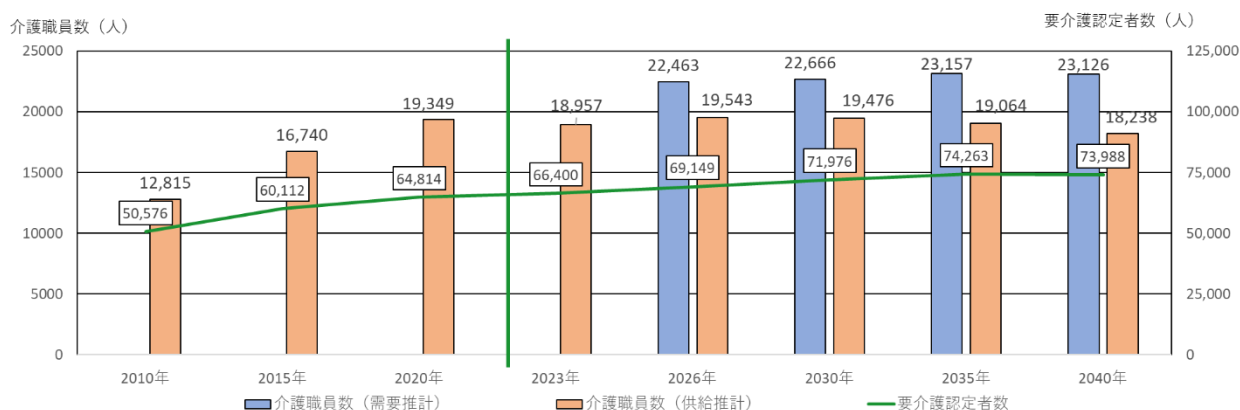
介護の分野では、県内の介護職員数は、需要見込みが約 2 万 500 人（2023（令和 5）年）であるのに対し、職員数は約 1 万 8,900 人とどまっており、介護職種の有効求人倍率は、近年 4 倍程度の高い水準が続くなど、介護人材の確保と育成が急務となっています。

また、本県の高齢化率は全国平均を上回り、介護サービス利用者や認知症患者も年々増加しています。高齢者が地域社会に積極的に関わりながら支え合い、安心して暮らせる環境を整えることが求められています。

³⁹ 健康寿命：「日常生活を制限されることなく自立して生活できる期間」を年齢で示した指標

⁴⁰ 公的病院：国・自治体・公的法人（日本赤十字社、済生会、厚生連など）などが設置主体となっている地域医療の基盤を担う病院

■介護職員の推移



資料：2026 年以降/厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」による推計（第 9 期介護保険事業支援計画）、2022 年以前/厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（調査方法の変更などによる回収率変動等の影響を受けていることから、厚生労働省（社会・援護局）にて補正、補正方法は年度により異なる。）

【具体的な取組】

(10) 医療・福祉サービスの確保	
①心とからだの健康づくり	・望ましい生活習慣の確立と改善を推進するとともに、生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底します。 ・健診・医療・介護データによって各地域の健康課題を分析するための支援ツールの活用を促進するとともに、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた取組を推進します。 ・こころの健康に関する相談体制等の充実や精神疾患・精神障害に関する普及啓発、自殺やひきこもり、依存症などの支援体制の充実を図ります。
②地域医療提供体制の確保・充実	・質の高い医師・看護職員を育成するとともに、地域で必要な医療提供体制の確保を推進します。 ・地域医療と医薬品産業を支えるための薬剤師の確保を推進します。 ・各医療機関が担う機能や役割分担を明確化し、高齢者救急や在宅医療を支える医療機関は身近な区域で確保し、救急医療や周産期医療、高度な急性期医療は圏域を拡大するなど、医療資源の集約化を推進します。 ・在宅医療における医療・介護・障害福祉の連携を促進し、関係者と連携して ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の促進に取り組みます。
③地域共生社会の実現に	・地域住民自らが支援を要する高齢者や障害者、こども等の支援を行うケアネット活動や、尊厳のある本人らしい生活の継続に

向けた包括的支援体制の整備	向けた成年後見制度の利用促進など地域社会全体で支え合う福祉の仕組みづくりを推進します。 ・多様な主体が地域包括ケアに取り組む機運醸成を図るとともに、市町村の取組に対する伴走支援の充実を図ります。 ・高齢者の生きがいづくりの機会の充実や活動支援、在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実支援のほか、官民連携により総合的かつ計画的に認知症施策を推進します。
④介護・福祉人材の養成・確保と介護テクノロジー導入の推進	・多様な人材の参入に向けた支援により、介護・福祉サービスを支える人材の養成・確保を図ります。 ・介護事業所等への介護ロボットや ICT 等の導入に対する支援強化により、生産性の向上や働く環境の改善を総合的に推進します。

【参考指標】

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
土砂災害警戒区域等の対策実施区域数(累計)(*)	762 区域	787 区域	脆弱な地質が広く分布することや集中豪雨の頻発により、土砂災害が発生しており、今後とも砂防設備等の整備を進める。
地籍調査事業の進捗率(*)	29.2%	30.7%	年 0.3 ポイント程度の上昇を目指す。
改良済みの道路延長(累計)(*)	(2023 年実績) 2,218.7km	2,219.8km	身近な生活道路等の既存道路について、歩行者や自動車等が安全で使いやすい道路となるよう道路の改良などを推進することにより、改良済みの道路延長を 2,219.8 kmとすることを目指す。
地区防災計画を策定した自主防災組織数(*)	44 地区	1,200 地区	2029 年度には県内すべての自主防災組織(約 2,400 組織)の半数で策定されていることを目指す。
地域交通の利用回数(県民一人当たり)(*)	(2023 年度実績) 42.0 回	(2028 年度目標) 50.0 回	利用促進の取組み等により、県民一人当たりの年間利用回数の維持・向上を目指す。

項目	参考指標の動向		考え方
	2024 年(度)実績	2029 年(度)目標	
地域ぐるみ除排雪を推進している地区数(※)	359 地区	379 地区	年 4 地区程度の増加を目指す。
看護職員数(人口 10 万人当たり)(※)	1,725.7 人	1,956 人以上	高齢化の進展等を踏まえ、県内の病院等が必要とする人員を充足することを目指す。
訪問診療を実施している診療所・病院数(人口 10 万人当たり)(※)	(2022 年度実績) 24.8 施設	増加	在宅医療の需要増加を見込み、さらなる増加を目指す。
介護事業所における介護テクノロジー導入率(※)	24.8%	90%以上	介護人材の確保・定着、介護サービスの質の向上に向け、介護テクノロジーを導入している事業所の割合について、国の目標である 90%を上回ることを目指す。

(※) は県全体での指標

第6章 総合戦略の推進

1 多様な主体の連携による推進

中山間地域の活性化に向けた取組を進めるにあたっては、それぞれの地域で自らの発意による活動を基本に、これを支援する NPO や企業、関係団体、大学等の教育機関、都市部や外部の人材、市町村、県、県民など多様な主体が連携することが不可欠です。

(1) 地域集落の役割

地域づくりには、地域住民自らの発意による地域の課題解決に向けた主体的な意欲や努力が不可欠であり、その中で地域の目指す方向を真摯に議論し、地域住民の総意として地域活性化に取り組むことが重要です。特に、若い世代や女性、移住者を含めた幅広い住民が地域の話し合いや活動に参画し、多様な視点を取り入れることで、より良い地域づくりが期待できます。また、集落間で連携を図りながら、高齢者や子育て世代等への生活支援や防災対策など日常の取組を強化することが求められます。

(2) NPO や企業、関係団体等との連携

NPO やボランティア団体等は、地域横断的に活動し、関係する各種団体等とも連携して地域活性化に取り組むことが可能です。

また、企業や関係団体は、地域・集落との結び付きにより、事業ノウハウや経営資源等を活かしながら、地元特産品のブランド化や技術提供、社員の地域ボランティア活動の促進など、社会貢献と事業活動を結びつけた取組が期待されます。

(3) 大学等の教育機関との連携

若い世代の学生が中山間地域を訪れることは、地域の魅力を伝える場、学生の学びの場となるだけでなく、地域住民との協働で課題解決策を考えるプロジェクト型活動を通じて、外部の視点や活力を地域に取り込むことができます。また、地元の学校は、子どもたちが地域の課題を学び、地域への愛着を育む場として重要な役割を担っています。

加えて、大学や研究機関は、中山間地域の課題に対して、専門的知識を活用した具体的な解決の提案が可能です。

(4) 都市部や外部の人材との連携

地域おこし協力隊や集落支援員、移住者、関係人口など、都市部や外部から新たに加わるステークホルダー⁴¹は、新しい視点やアイデアをもたらし、地域振興の重要なカギとなります。これにより、従来の枠を超えたイノベーションや新しい働き方が期待されます。

⁴¹ ステークホルダー：組織・プロジェクト・製品・政策などの活動によって「利害の影響を受ける、あるいは影響を及ぼす」あらゆる主体の総称

（５）市町村の役割

市町村は、県民に最も身近な行政主体として、これまで果たしてきたファシリテーター⁴²としての役割を強化するとともに、集落の実態やニーズを把握し、集落が主体的に取り組めるよう多様な主体と連携して集落を支援することが重要です。

また、山村振興計画など中山間地域の活性化に関する市町村計画の策定にあたっては、総合戦略との整合性に配慮するとともに、他の市町村と連携した広域的な取組も大切になります。

（６）県の役割

県は、総合戦略に基づき中山間地域の振興施策の総合的かつ計画的な実施を通じて、地域の課題解決に向けた取組などを支援するとともに、市町村の広域的な連携を図る生産基盤・生活環境施設の整備や先導的・モデル的な取組の実践を支援していきます。

また、中山間地域の存在意義や課題等について、広く県民に情報提供し意識改革を図る中で、県民の主体的な活動が行われるよう支援するとともに、中山間地域において、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保に努めます。

さらに、全国一律ではなく各々の地域がその実情にあった施策が展開できるよう、規制緩和や地方財源拡充の必要性など地域の実情を国に伝えるとともに、様々な関連団体とも連携しながら国に対して中山間地域の活性化に必要な法整備や地域の実情を踏まえた提言・要望等を積極的に行います。

（７）県民への期待

県民は、中山間地域が有する多面的機能など中山間地域の存在意義や中山間地域施策の重要性について理解を深め、共に中山間地域を支えるという意識のもとで、消費や中山間地域との交流、ボランティア等の活動を通じて、中山間地域の活性化に取り組むことが期待されます。

2 推進体制と進捗管理

（１）推進体制

県は、総合戦略の実施状況について進行管理を行うため、外部有識者等からなる検討会を設置し、客観的な評価を実施します。また、庁内の関係室課との部局横断的な連携を通じて、総合戦略の実行過程における情報共有や調整を図ります。さらに、市町村との意見交換の場の設定や連携した施策の実施など市町村との緊密な連携・協力体制の構築に努めます。

また、中山間地域対策を持続的かつ継続的に実施するため、中山間地域の総合窓口である「中山間地域サポートセンター」を充実させ、地域住民や関係者から寄せられる様々

⁴² ファシリテーター：中立的立場で、参加者の意見を引き出し、結論を導き出す促進者

な相談などについて、市町村や関係機関と情報を共有し、迅速かつ適切に対応します。

（２）総合戦略の実効性の確保

総合戦略の実効性を確保するため、設定した参考指標の達成状況や各施策の効果を定期的に把握します。あわせて、中山間地域創生総合戦略検討会において、客観的な視点から検証・助言をいただきながら、社会経済情勢の変化を踏まえて施策を見直し、改善します。また、必要に応じて新たな施策を検討・立案することで、持続可能な地域社会を実現していきます。

【参考資料】

1 富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例

本県において、中山間地域は、県土の保全、水源の養、文化の継承、自然と触れ合う機会の提供、食料の安定的な供給等に関し重要な役割を担い、県民生活及び本県経済の安定に寄与しており、中山間地域の維持は、全ての県民に関わる課題である。

しかしながら、中山間地域では、急速な人口の減少に伴う集落の空洞化、魅力ある多様な就業の機会の不足、生活を支えるサービスの衰退等が、住民の暮らしに深刻な影響を及ぼし、地域社会の存続さえもが危ぶまれている。

長期的な人口の減少及び高齢化はもはや避けがたく、構造的な変化への本質的な対応に迫られており、県が主導的な役割を果たし、あらゆる政策手段を有効に組み合わせ、総合的な対策を講ずることが求められている。

ここに、県、市町村、県民、事業者等が相互に連携を図りながら協働して、中山間地域に、人口減少社会、長寿社会にふさわしい「持続可能な新たな地域社会」を形成するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中山間地域において、人口の著しい減少、急速な高齢化の進展等に対処し、住民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を創造するための施策（以下「中山間地域施策」という。）の推進に関し、その基本方針、県が講ずべき中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（第6条において「中山間地域創生総合戦略」という。）の策定その他の事項を定めることにより、中山間地域に持続可能な新たな地域社会の形成を図り、もって県民全体の生活の安定向上及び本県経済の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (2) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (4) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定により指定棚田地域として指定された区域

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する地域として知事が定める区域

(基本方針)

第3条 県の中山間地域施策を推進するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、効果的にこれを行うものとする。

- (1) 県の関係部局相互間の密接な連携の下に、分野の異なる施策相互の有機的な連携を図り、総合的な取組として推進すること。
- (2) 市町村との緊密な連携及び協力の下に、推進するよう努めること。
- (3) それぞれの地域における自然的、経済的及び社会的な特性に応じた柔軟な措置及び支援を行い、かつ、住民の主体性が十分に発揮されるよう配慮すること。
- (4) 地域の課題の解決に向けた、住民の取組並びに多様な主体の連携及び協働を促進すること。
- (5) 若者、高齢者等が、地域社会を構成する一員として、社会経済活動に参加することを促進すること等により、全ての世代の人々の活躍を推進すること。
- (6) 独自性及び多様性に富んだ地域づくりを推進し、他の地域との間の交流の拡大を図ること。

(県の責務)

第4条 県は、第1条に規定する目的を達成するため、中山間地域施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、広報活動、教育活動等を通じて、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性に関し、県民及び事業者の関心及び理解が深まるよう努めるものとする。

(県民及び事業者の役割)

第5条 県民及び事業者は、中山間地域の現状及び中山間地域施策の重要性について関心及び理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する中山間地域施策に協力するよう努めるものとする。

(中山間地域創生総合戦略)

第6条 知事は、第3条に規定する基本方針を踏まえ、中山間地域創生総合戦略を定めるものとする。

2 中山間地域創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るための次に掲げる施策に関する事項

ア 住民が主体となった地域の将来像の合意形成を促進すること。

イ 住民の生活を総合的に支える地域運営の仕組みを整備すること。

ウ 基幹集落に複数の生活サービス及び地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結

んだ拠点を形成すること。

エ 中山間地域への移住等を促進すること。

オ 伝統芸能その他の文化的所産の継承及び活用を図ること。

カ 空家等の適切な管理及び活用を図ること。

キ 災害に強い地域づくりを推進すること。

ク アからキまでに掲げるもののほか、地域のコミュニティの再生、人口の安定及び地域の保全を図るために必要な施策に関する事項

(2) 地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るための次に掲げる施策に関する事項

ア 再生可能エネルギー源の活用を推進すること。

イ 都市と農山漁村との交流による農山漁村地域の活性化を図ること。

ウ 農林漁業及び製造業、小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進すること。

エ ロボット及び情報通信技術を活用した農作業の省力化及び生産技術の高度化、生産条件の整備等により、中山間地農業の活性化を図ること。

オ 鳥獣による被害の防止及び捕獲等をした鳥獣の利用を図ること。

カ 県産材の利用の促進等により、林業及び木材産業の活性化を図ること。

キ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した就労の機会の確保及び起業の促進を図ること。

ク 地域の課題の解決を目的として、収益性のある事業を継続的に実施するコミュニティビジネスの創出及び展開を促進すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、地域経済の活性化を促進し、若者等の所得の増大を図るために必要な施策に関する事項

(3) 住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するための次に掲げる施策に関する事項

ア 地域包括ケアシステムを構築すること。

イ 医師、看護師その他の医療従事者を確保すること。

ウ 介護サービスの提供に係る人材を確保すること。

エ 交通手段を安定的に確保すること。

オ 生活必需物資を供給するサービスを確保すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、住民が日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠なサービスを確保するために必要な施策に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、中山間地域施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めるに当たっては、市町村、県民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、中山間地域創生総合戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 知事は、情勢の推移により必要が生じた場合には、中山間地域創生総合戦略を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による中山間地域創生総合戦略の変更について準用する。

(市町村等に対する支援)

第7条 県は、市町村が実施する中山間地域施策を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、中山間地域の住民をはじめとする県民、事業者、特定非営利活動法人、大学等の多様な主体が連携し、及び協働して中山間地域の課題の解決に取り組むことを支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第8条 県は、中山間地域の地域社会を担う個性豊かで多様な人材の育成及び確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(実態調査及び調査研究)

第9条 県は、中山間地域の実態の定期的な調査及び中山間地域施策に関する調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、中山間地域施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 県は、中山間地域施策を推進するため、市町村との協議の場を設けるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 県は、中山間地域施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第47号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 富山県中山間地域創生総合戦略検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略、任期：令和1年6月21日から令和4年3月31日)

氏 名	所 属 等	備 考
稲垣 晴彦	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役会長 一般社団法人富山県西部観光社 代表理事	
江尻 美佐子	一般社団法人モリビオ 森の暮らし研究所 代表理事	
稲垣 文彦	認定NPO法人ふるさと回帰支援センター 副事務局長	R3.4.1～嵩和雄 委員から変更
河上 めぐみ	有限会社土遊野 代表取締役	
九里 徳泰	相模女子大学 教授	
小島 尚子	富山県いきいき物産株式会社 営業部 バイヤー	
酒井 富夫	富山大学 教授	
西村 幸夫	國學院大學 教授	座 長
林 尚史	株式会社ディスカバー・ジャパン 取締役	
原井 紗友里	株式会社オズリンクス 代表取締役	
古澤 孝之	アルビス株式会社 移動販売事業部長	
榊田 隆一郎	株式会社榊田酒造店 代表取締役社長	
麦野 英順	富山経済同友会代表幹事	
弓野 良子	富山県地域活性化グループ協議会 会長	

(計 14 名)

(五十音順、敬称略、任期：令和４年４月１日から令和８年３月３１日)

氏 名	所 属 等	備 考
稲垣 文彦	公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 事務局次長	
金子 洋二	大正大学 准教授 NPO 法人まちづくり学校 チーフコーディネーター	
佐藤 みどり	NPO法人立山クラフト舎 代表理事	
品川 祐一郎	トヨタモビリティ富山株式会社 代表取締役社長	
島田 優平	一般社団法人ジソウラボ 代表理事 株式会社島田木材 代表取締役	
宅見 公志	一般社団法人富山県ケーブルテレビ協議会 ICT利活用推進委員会 委員長	
西村 幸夫	國學院大學 教授	座 長
前田 大介	株式会社MAE 代表取締役	
宮田 香代子	有限会社小原営農センター 代表取締役 JAあおば 理事	
弓野 良子	富山県地域活性化グループ協議会 会長	
若林 徹	富山県生活協同組合連合会 専務理事	R6. 10. 15～小泉謙 二委員から変更

(計 11 名)

3 策定の経緯

日 程	内 容
令和元年 8月22日	第1回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・本県の中山間地域の現状 ・富山県中山間地域創生総合戦略について
8月26日	県政ふれあいトーク・中山間地域未来創生ミーティング（於：魚津市）
9月3日	富山県中山間地域創生総合戦略説明会（市町村説明会）
10月8日	県政ふれあいトーク・中山間地域未来創生ミーティング（於：氷見市）
12月26日	第2回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略（素案） ほか
令和2年 2月～3月	パブリックコメントの実施
2月19日	富山県中山間地域創生総合戦略説明会（市町村説明会）
3月2日	第3回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略（案） ほか
3月	富山県中山間地域創生総合戦略策定
11月4日	第4回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
12月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂
令和3年 11月22日	第5回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
令和4年 1月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂
11月21日	第6回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ほか
令和5年 1月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂

日 程	内 容
令和 6 年 3 月 12 日	第 7 回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・ 本県の中山間地域の現状、県民の意識等について ・ 次期総合戦略策定に向けたスケジュールについて ほか
9 月 5 日	第 8 回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・ 第 2 期富山県中山間地域創生総合戦略骨子（案） ほか
12 月 12 日	第 9 回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・ 富山県中山間地域創生総合戦略の改訂 ・ 第 2 期総合戦略策定に向けたスケジュールについて ほか
12 月	富山県中山間地域創生総合戦略の改訂
令和 7 年 10 月 9 日	第 10 回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・ 第 2 期富山県中山間地域創生総合戦略（素案） ほか
11 月～ 12 月	パブリックコメントの実施 市町村への意見照会
令和 8 年 2 月 20 日	第 11 回富山県中山間地域創生総合戦略検討会 ・ 第 2 期富山県中山間地域創生総合戦略（案）
●月	第 2 期富山県中山間地域創生総合戦略策定



青田ひろがる一氷見市長坂の棚田



土蔵のある町並みー南砺市城端今町通り

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室

中山間地域支援・移住促進課

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

TEL076-444-9607 FAX076-444-4561

